

森町議会全員協議会

令和6年8月21日（水曜日）

開会 午前 8時59分

閉会 午後 4時42分

（町側の議題）

1. 総務課・公民館

・森町複合施設整備について

（基本計画策定期間の延長に伴う委託料の補正及び不動産鑑定料の予算計上について）

2. 総務課

・年末年始の休日の変更について

3. 企画振興課

・函館バス砂原線廃止案に対する対応について

4. 防災交通課

・森町防災備蓄計画の期間短縮について

5. 住民生活課

・犯罪被害者等支援条例の制定について

6. 国保病院・さくらの園・保健福祉課

・ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築について

7. 商工労働観光課

・森町担い手確保支援事業について

8. 保健福祉課

・地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森の事業休止及び短期入所生活介護事業所シャリテの森の運営形態変更について

（議会側の議題）

1. 令和7年度に向けた政策提言書について

2. その他

○出席議員（13名）

議長 14番	木村俊広君	副議長 1番	伊藤昇君
2番	河野文彦君	3番	高橋邦雄君
4番	河野淳君	6番	野口周治君
7番	斉藤優香君	8番	千葉圭一君
9番	佐々木修君	10番	加藤進君

1 1 番 山 本 裕 子 君
1 3 番 松 田 兼 宗 君

1 2 番 東 隆 一 君

○欠席議員（1名）

5 番 山 田 誠 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総 務 課 参 事	石 岡 丈 宜 君
総務課総務係長	田 中 太 治 君
総務課人事厚生係長	岡 本 久 美 子 君
社会教育課長兼 森町公民館長	須 藤 智 裕 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
企画振興課参事	池 田 恵 太 君
企画振興課 計画振興係	三 澤 拓 海 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
防災交通課長補佐	阿 部 章 子 君
防災交通課防災係長	木 村 文 哉 君
防 災 交 通 課 防災交通係主査	木 村 拓 也 君
住民生活課長	阿 部 泰 之 君
住 民 生 活 課 住民年金係長	渡 邊 裕 美 君
国 保 病 院 経営企画総括監	柏 刈 茂 君
国保病院事務長	千 葉 正 一 君
国保病院総看護師長	豊 岡 裕 子 君
保 健 福 祉 課 長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
保健福祉課長補佐兼 介護福祉係長	野 崎 架 奈 子 君
保 健 福 祉 課 包括支援係長	大 濱 崎 昌 二 君

商工労働観光課長	白	石	秀	之	君
商工労働観光課	一	条	杏	紗	君
商工労働係長					
商工労働観光課	手	繰	健	人	君
商工労働係					
子育て支援課長	野	崎	博	之	君
子育て支援課	葛	西	十	夢	君
子育て支援係長					

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	小	田	桐	克	幸	君
次 長 兼						
議事係 長 兼	関			孝	憲	君
庶務係 長						

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、総務課・公民館関係の議題に入ります。森町複合施設整備についてを議題とします。

○総務課長（濱野尚史君） おはようございます。それでは、総務課・公民館のほうから複合施設について説明させていただきます。

まず、森町複合施設整備基本計画策定業務の補正予算について、私のほうから2点説明させていただきます。資料をめくり、1ページを御覧願います。まず、1点目ですが、森町複合施設整備基本計画策定業務委託料の補正についてです。複合施設整備基本計画については、当初令和6年度の1年間での策定を予定しておりましたが、基本計画では建設用地や施設の規模、機能などの重要な決定をしなければなりません。しかしながら、決定に当たっては町民の理解が必要であり、これには相当な期間を要することが想定されます。また、内部的にも単年度での計画策定では業務スケジュールもかなり厳しいものとなるため、計画期間を当初の1年から令和7年度末までの2か年に延長することとし、6月26日開催の議会全員協議会でその旨説明させていただきました。この期間延長に伴い、主に町民の皆様からの意見聴取の場を多く設けるために必要となる業務関連予算について補正しようとするものです。具体的には、当初の契約で年2回としていた町民ワークショップの開催回数を4回程度に追加し、併せて今後の住民説明会開催に係る資料作成や技術的助言及び当日運営補助などの業務追加に係る費用を計上するものです。

続いて、次ページを御覧願います。2点目は、不動産鑑定業務委託料の予算計上についてです。複合施設整備の建設候補地のうち第1の候補地としている森川町の土地が民地であることから、適正な用地買収価格を決定する際の資料とするため不動産鑑定士に委託し、不動産鑑定評価を行おうとするものです。業務概要ですが、森川町280番地1ほか5筆、延べ3万7,956平米について不動産鑑定を行おうとするものです。

以上、説明させていただいた2点については本年9月会議において補正予算を計上させていただくとともに、基本計画策定業務委託については令和7年度にかけて実施するため、繰越明許費の補正を行わせていただきます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○8番（千葉圭一君） 一番最初の1ページ目の節12委託料ってありますよね。この委託料というのは事業概要の（1）、（2）、（3）のどの部分の委託料で、それがどのぐらいの経費なのかが分からないというのと、その委託先というのはもう決定しているのかど

うかというのもお聞かせください。お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 基本計画策定業務委託につきましては、もう既に基本構想を策定したアトリエブंकという札幌の建設コンサルと契約しております。今回補正予算する部分につきましては、あくまでももともと契約して契約の中身で決まっている業務のほかに、この3点追加となる部分についての補正予算ということで、補正予算が可決されれば契約変更という形でこの業務を追加してまた進めていくという予定でおりますので、よろしくをお願いします。

○8番（千葉圭一君） では、2ページ目の不動産鑑定業務への委託先というのも決定されているのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） これにつきましてはまだ契約しておりません。あくまでも9月補正で議決いただいた後に不動産鑑定を行っている事業者と契約する予定でおります。

以上でございます。

○3番（高橋邦雄君） 1点だけ、目的なのですけれども、今回町民の理解を多く取るということで目的の内容になっているのですけれども、事業概要の2のワークショップの開催を2回増やすということで、これは既存のとおり公民館を使ってワークショップを2回増やすということだと僕は理解しているのですけれども、より多くの町民の意見を聴取するためには今回砂原線の件で町内会、地域を回っていただいているということもあるので、そのような形を取らないとより多くの意見というのは聴取できないと考えているのですが、その辺り今後より多くの意見を聴取するために公民館で既存のとおりやるのか、また地域に出向いていろんな意見を聞いていくのか、そこら辺お聞きします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、ワークショップについては昨年やったワークショップと同じような形で、場所は公民館でやるか、そこは今後会場の調整はさせていただきますけれども、基本的には同じスタイルでやらせていただきたいというふうに考えています。一方、町民の方の意見聴取の場ということですので、つい先日新聞の報道でもありましたとおり、町民の意見聴取の場ということで複合施設の整備検討協議会を立ち上げまして、町内団体の7団体、それとあと中学校、高校の生徒代表さんの方が集まっておいて意見聴取と意見交換させていただきました。もう既に町内会連合会のほうから2回なのですので、ブロックのそれぞれ地区に分けてこの複合施設整備について説明していただきたいというふうに私たちも打診を受けて、10月に2回、会合のある場に私たちが出向いて、そこでも説明した上で意見交換させていただく予定でおります。今後も町内の7団体、町内会連合会ですとかいろんな団体ありますので、そこからの団体からの要請なりお願いがあれば私たちのほうがその地区に出向くなりしていつでも対応するような形取らせていただこうと思っていますので、ワークショップはワークショップとしてやらせていただきますけれども、そのほかそういった場面でも私たちの考えを皆さんにお伝えして意見をいただこうと思っていますので、よろしく願いいたします。

○3番（高橋邦雄君） ありがとうございます。ワークショップ的なことは2回増やすということで今理解しました。これ例えば町内会含めて地域の方がこういう話をしたい、意見を言いたいという場をつくるためには、今説明受けたようにできれば広報紙にも載せていただきながら、こういうので意見交換ができますよというような町民の皆さんに伝わるようなスタイルをつくっていただきたいと思うのですが、その部分どうですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

その辺についてはスケジュールの進捗状況によって、例えばお話聞きたいといってもあまり進んでいなければ何もお話、前回からお話しすることがないとかということももしかしたらあるかもしれないので、ある程度の進捗見極めて、必要に応じては周知も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 複合施設整備基本計画がこれから始まると思うのですが、その以前契約した金額、補正前の金額と、あとこの計画に関わる業務仕様書を知りたいのですが、その提出はできますか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時08分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） 既に契約している部分の現契約の部分についてはお示しすることができるのですが、これの変更部分についてはまだ契約しておりませんので、そこについてはお見せできるとしても契約が終わってからになるかと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 前年に契約した部分は教えていただける、多分一千何百何十万円だったと思うのですが、それは見せてもらえるということと、あと仕様書、この計画に関して何を計画に入れてくれるのかという仕様書の提出は大丈夫ですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、業務の中身というのは基本計画の委託業務の中身、基本構想ではなくて基本計画ということでよろしいですか。

○7番（斉藤優香君） 今回計画を立てるのですよね。その契約の中身、どういうことを町側が依頼して、それをアトリエブंकさんが受けるのかという業務内容、追加部分の業務内容は今回のここに書いてあるのですけれども、その前の業務内容もしよければお知らせしていただきたいなと思います。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほどとちょっと答弁重複するかもしれないのですが、既に契約終わっている部分の業務内容についてはお知らせすることができます。ただ、今

回これから追加するものについてはあくまでも予算の議決いただいた後に変更契約になります。そこでまた仕様を固めて契約する、その部分についてはまだ契約前ですので、申し訳ありませんが、業務内容についてのお示しはあくまでも契約終わってからであればできますので、もしお知りになりたいければいましばらくお待ちいただければと思います。

○13番（松田兼宗君） まず、1ページのところなのですが、広く町民の意見を聞くといながらパブリックコメントとかそういうのは一切やらない、ただ一方的な説明会で終わらせるつもりでいるのでしょうか。それが1点。

それと、2ページの図面を見ていると、当初のあれだと例えば280番地16とか、この辺はどのようなのですか。周辺の所有がどこなのか分からない。全部町有地になってしまうということだと理解しているのだけれども、そうなのですか。そういう理解でいいのですか。

それと、資料的にいうと実際にもう既に7月30日において住民説明会をやっているわけです。その説明会に出している資料とその前に出している基本構想なんかの関わる部分のところが違ってくるというか、追加で説明している部分なのだろうけれども、あるわけです。それを網羅した形でどういう形で町民に示していくのですか。その辺がよく分からない。その都度、そのときによって説明の資料が違うわけです。と私は理解しているの。だから、その辺はどう考えているのかお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） まず、1点目ですけれども、計画今2年に延ばしましたけれども、最終段階の部分では、パブリックコメントという名称を用いるかどうかは別としても、ある程度基本計画の素案ができた段階ではそれを町民の方にお示しした上で一定期間設けて意見募集を行う予定で、業務の委託先ともそれは調整済みであります。

2点目なのですが、この図面の周りのどこが町有地なのかというところなのですが、ちょっと資料小さくてあれなのですが、太枠で囲ってあります上側の、資料でいうと上のほうの278番地の2と280番地の4については町有地になっております。恐らく280番地の16の右横の部分は元の開発の部分の土地になっていると思いますので、上は町有地ということになっております。

3点目の資料のことなのですが、資料の中身については、町民の方に説明する際なるべく直近で決まっていることについてはお知らせするつもりですので、中身が変わるのは仕方がないというか、そういうふうな形で直近のものにデータをアップデートしていきながらやっていく形になりますけれども、そもそもの説明の趣旨ですとか町の考え方については変わっていないというふうに考えておりますので、その辺ご理解していただければなというふうに思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今の答弁で聞いていると決まったことを説明しているという言い方しているのだけれども、何が決まったの。決まっていないでしょう、何も。その言い方ってすごく気になる言い方で、もうこれで決定したけれども、説明側は町民に一方的に説明して終わりという感じに聞こえてくるわけです。だから、その辺は改めるべきだと思う

のと、それとパブリックコメントの話、そういう言葉を使うかどうかは別にしても、そういう意見を、既に決まったことに対してそしたら意見を求めて、意見を出されたら、それについてはもう聞く耳持たない、ただ聞くというだけでしょう。何か問題があった場合に変更するという事にならないわけです。だから、最初言ったように決まったことを町民に説明するだけで終わって、それで納得してもらおうというのが趣旨になってしまうのではないですか。

それと、もう一点、図面の話なのだけれども、これ後で全部周辺の土地のあれ分らないから示してほしいのですが、例えば280番地の16、当初の予定の図面を見ていると、ここも全部町有地の感覚で、道路用地ありますよね、右側の。それが道路と接する形でなっているというふうに理解しているのだけれども、実際は違うわけですよね、土地の所有が。とすれば、図面上で最初示された図面と違うのではないですかという問題というよりも、280番地の16も取得する予定になるという理解でいいのですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えします。

すみません。既に決定した事項をお知らせするようなふうに私も説明もなってしまったのですけれども、現状松田議員おっしゃるとおり具体的に何か決まっているというものはございませんので、直近の進捗状況ですとか町の考え方について新しいものについてお知らせしていくという形で考えております。

2点目のパブリックコメント、便宜上パブリックコメントという言い方させてもらうのですけれども、決まったことをこれでいくのだということで決定事項としてパブリックコメントをやるつもりはありません。ただ、大幅に変えるとなるとそれ相応の時間かかるので、ですからこそ、その前にワークショップをやったりとか、そういう意見交換の場を設けたりとかしてなるべく意見をその前段で集約させて素案をつくっていききたいというふうに思っています。ただ、その中でもいただいた意見で見直しできるものは見直すための、それらの期間もきちんと設けて計画が完了するようなスケジュールで進めていきますので、決まったことを変えないというような形で進めるということとはございませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

3点目なのですが、私たちの資料で、例えばですけれども、280番地の16を取得するような誤解を与えるような資料として何かお示ししたことはないと思っています。あくまでもこの太枠でやっていた部分。具体的に言うと、ちょっと道路にかぶっている部分とかの上の細長い部分とか出てきますけれども、それ以外の部分で何か取得をするような資料って提出した覚えがないのですけれども、あくまでも今回はこの部分について取得の予定でありますし、そこについて不動産鑑定を行うということで進めるということで考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今図面の話なのですが、そうすると今の話だと280番地の16の話なのだけれども、これを取得する、しないは別な問題にしても、この周辺を取り巻く道路が

あるものだというふうに認識を持ってしまうのです。だから、そういう図面を示していないというのではなくて大枠な最初の図面でそういうふうな、ここ全部の道路用地も含めて、道路に隣接したところの形で周辺が道路になっているのだという認識を持たざるを得ない状況に、誤った認識かもしれないのだけれども、そう見れるわけです。とすれば、今後280番地の16に関してはどうなるか分からないということになりかねない問題、新たに280番地の1の部分からの道路用地として土地を取っていくのかどうか分からないですけれども、そういうようなことが誤解を与えていると私は思うので、その辺修正してほしいと思うのと、7月30日において説明で出している部分の説明書を見ていると、新たに、今までないのだと私は思っているのだけれども、各候補地の比較検討表というのがあって点数つけています。例えばここの点数をつけているということの根拠って一体何なのか分からないのです。そして、今回の不動産鑑定士が最初のあれで、コンサルの中の説明の中で技術的助言とか当日運営補助とかという形で書いているのだけれども、これについての説明をコンサルにしてもらえると理解でよろしいのでしょうか。というのは、説明の中で根拠が全然分からないのですよ、点数をつけている根拠が。だから、そういうようなことも含めて今後、議会の特別委員会もできているわけですから、その中でやった場合にそのコンサルを呼んで説明をしてもらえるとという話になるのですか。

○総務課長（濱野尚史君） まず、1点目の土地の関係なのですけれども、例えば国道278号であったりだとか、ほかの道路に対するアクセスは当然必要になります。ただ、ではどこにそういう道路を設けるかというのは今後施設の配置が決まっていって中で、どういうアクセス道路を造っていくかというところは今後検討させていただきたいと思っているのですけれども、今の段階ではあくまでも町有地のところで道路を通すという予定でいますので、例えば先ほどから話何回か出ている280番地の16を取得して、そこにアクセス道路を設けるというところまでは現段階では検討はしておりません。

次に、住民説明会の6項目の評価した部分の点数の根拠なのですけれども、今基本構想の冊子を持ってきているのですけれども、基本構想の後ろにこういったA3の見開きでもっと詳細に分けたものを基本構想の中ではお示しさせていただいております。あくまでも町民説明会の場合に用いた資料というのは、これ全部つければとなるとまた細くなるので、要約させてもらったものを住民説明会の資料として添付しております。もし今後その部分について具体的にその点数をつけた評価という着眼点だったり、何でそういうふうになったのかというところの説明が必要ということであれば、委託業者と調整した上で、できるものであれば対応したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 松田議員、いいですか。

○13番（松田兼宗君） いいです。

○6番（野口周治君） 今例えば278号から微笑み桜通りに入ってきてどうアクセスをするのだという問いがあります。それに対して280の16を取得するという考えはありませんとい

う否定形で説明をされているのですが、質問の趣旨はアクセスが必要なはずなのだけれども、それをどう考えるのかという質問のはずなのです。かみ合った答弁をしようと思うのであれば、考え方として例えば280の2は町有地であって、現況は農協さんが使ったりしているところとその東側の土地です。ここに道を造る考え方ってあり得るわけだし、そういう余地はあるよ、あるいは消防の側を触ることで何かできるのかとか、いろんな考え方があるという可能性を示さないと、それは考えていませんだけでは答弁としてかみ合っていないのではないかと思います、どうでしょうか。すみません、運営の話ですけども。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほど280の16を取得するのかということだったので、今の段階で取得する予定はございませんという形で答弁させていただきました。ただし、その後で町有地を活用して何かしらのアクセス道路を造っていくということについては、施設の配置が決まってきたときにその辺については検討させていただくということで、私それで答弁したというふうに解釈しているのですけれども、よろしいでしょうか。

○6番（野口周治君） 確におっしゃったのですが、その言葉の意味が共有されたかどうかだと思うのです。今の説明だけで、問題は配置が決まったら例えばアクセス道路を北側から取る方法もあるし、そのためには拡幅が必要になるかもしれません。東側から入っていく道を造ることができるかもしれません。ただ、それはあくまでも配置が決まってからですよというふうな説明の仕方をしていただいたほうがいいと思います。先ほど最初るときから繰り返された話になりかかっていると思うので、申し上げました。

以上です。

○総務課長（濱野尚史君） 以後そういう説明に努めたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町複合施設整備についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時26分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、総務課関係の議題に入ります。年末年始の休日の変更についてを議題とします。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、年末年始の休日についてご説明いたします。

当町の年末年始の休日については、森町の休日を定める条例第1条第1項第3号の規定に基づき12月31日から翌年1月5日までの日となっており、国や北海道、他の行政機関とは異なっております。民間企業においても国の機関などの年末年始の休日に合わせているところが多く、年末年始の休日が民間企業や国などの行政機関と異なっていることにより、

国などへ提出する書類の発行や手続ができないなどの不便があるほか、1月4日以降が開庁日であると思い、国などの行政機関やふるさと納税をしていただいた方からの問合せが毎年多数発生している状況であります。また、曜日の関係で長期の開庁となる場合は1月4日または5日に臨時窓口開設のため職員が休日出勤をしている状況であることから、年末年始の休日を国や北海道に合わせ、12月29日から翌年1月3日までに変更しようとするものです。

休日の変更に当たっては、森町の休日を定める条例ほか3条例を改正する必要がありますので、本年9月会議において改正条例を上程させていただきます。町民の皆さんに対する周知としましては、広報10月号から12月号及び町公式ホームページで各施設の休館日などの変更と併せて周知させていただきたいと考えております。また、各施設にも休日の変更についてのお知らせを提示し、町民の皆さんに混乱が生じないよう対応させていただく予定であります。

以上でございます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

○8番（千葉圭一君）　2ページ目の町民に対する周知の中で防災無線、近くになったら、その日が近づいてきたら防災無線で町民にお知らせするというのも検討してみたいかかなと思ひまして。いかがでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君）　近くなりましたら防災無線でもお知らせしたいというふうに考えます。

以上です。

○2番（河野文彦君）　日数でいったら変わらないということですよ。ずれるというような形になっているのかなと思って。民間企業や国などと異なっていると書いてあるけれども、民間企業は実際に長いよね、もっと。民間企業で4日からやるなんていったら銀行ぐらいだと思います。よっぽどの、物すごく上場しているような大手だと分からないけれども、少なくとも町内の民間企業で4日から仕事始まっているというところはそうそうないのかなと思う中で、後ろのほうに休日に変更となる主な施設ということでいろいろ書かれているのですけれども、言ってしまうと役場庁舎のごく一部の担当課ぐらいなのかなと思うのです、実際4日の日から問合せが来るような部分というのは。だから、僕だったら無理して全部開けなくても、特に業務多忙が予想される部分だけ今までどおりで対応もできないのかなというふうに逆に思ったものですから、その辺ここまで考えた経緯をもうちょっと教えていただけたらなと思います。

○総務課長（濱野尚史君）　お答えいたします。

まず、期間については12月31日から1月5日までが29日から3日までということで、もともと6日間、曜日の関係で多少長くなったりはしますけれども、期間の長さについては変更はございません。

次に、年末年始の変更をかけるに当たって各課に何か支障があることについて全課照会

かけて、支障がある部分については現行どおりにするのかどうするのかということで全庁的に検討させていただきました。逆に保育所なんかは4日から開けていただいたほうが、お父さん、お母さんが4日から仕事始めのところが多くて、保育所はそれでいくと5日までお休みで、その2日間が逆に保育所の関係でお預かりするのにちょっと日程がずれているということで、むしろ4日から開けてもらうほうがよかったという意見もあるというふうに担当課からもお話を聞いています。やはり休日を定めているのが町のもともとの条例です。なので、個々にこの部分だけというよりはやっぱり全庁的にやらせていただきたいということもありますし、それに伴って全課調査かけても特段支障あるということにはなっていないものですから、全部同じ対応でやらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 僕は4日からというところがそんなにあるのかなと思う中で、例えば今の保育園なんかは確かになるほどなというふうに思った部分もありました。29日からお休みということになりますけれども、逆に民間企業で29日から休みというところ少ないのではないかなと、曜日の絡みではそれこそあるかもしれないけれども。大体30日で仕事納めというところが多いのかなと思って。だから、かえって休みのスタートする日が最初はちょっと混乱が起きるのかなという懸念もあるものですから、取りあえずこれでいくということです。もしこれで1年、2年やってみて支障があるようだったらまた変えればいぐらいの柔軟な感覚でやってもらえたらと思います。いかがですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、今年の年末年始が変更になってから1回目の休日の変更のあれ迎えますので、そこでもし何か不都合が出たとかということであれば、また全庁的に元に戻すのか、その部分だけ従来どおりにするのかということについては柔軟に検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） ちょっと確認なのですが、今総務課長のほうから改正する部分だけ話はあったのですが、前の31日から5日まで、これどうしてそういう制度になったのか、そこがまず説明がない。何かあったからこういうふうになったと思うのです、支障があったから。その辺りはどうだったのですか。

それと、合併をくぐってもこの日にちは変わらなかったわけです、両町になっても。その辺りの協議をしてこの休みができたわけだから、まずその辺りの説明をしてもらってからどうしてこういうことになったのかということをお教えいただければと思います。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、なぜ31日から5日までにしていたのかというところ、私も役場入ってから既に31日から5日までずっと何十年もこういうふうにくいていたので、そもそもの発端というところになってくるとなかなか詳細分らないのですけれども、今回休日を改正するに当た

って全道的にどうなのかというところを調べたのですけれども、今現状でまだ6割の自治体が12月31日から1月5日までになっています。大きい都市、例えば函館市さんですとか、そういったところについては従来から29日から3日までということでやっていたので、町村と都市部の役所で日程がずれていたというのは元からだったのですけれども、実際例えば4日、5日が休みなことによって、本当は官公庁では4日からやっているの、一つの例でいくと4日から陸運局がやっているの、本当は自動車整備工場さんが4日の日に仮ナンバーもらって車検に行きたいのだけれども、4日の日は私たちは休みだったということもありますし、あと国が調査、私たちいっぱいいろんな調査とかをやるのですけれども、国とか道のスケジュールで調査の期間設けられてしまうことがあって、結構期間が短かったりだとかって苦慮することもあります。そういったことも含めて、近年町村でも29日から3日までに変更する自治体が増えてきて、平成27年には北斗市さん、令和5年に七飯町さんがやって、今年の同じく9月議会で八雲町さんも3日までに変更かける予定でいるようです。いろいろ考えた中ではやっぱり国とかに休みを合わせるほうが私たちもいいのかなというふうに思って、今回そういうふうに変更させていただくということで提案させていただこうと考えております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 私の質問に、まず分からないというところだけしかないので。私の質問したの。今の後段のほうは全部改正する理由をしゃべっている。同じことを言っているのです。いろんな公的機関がやっているとか。それはそれで分かるのです。よそもやっているからって分かるのですけれども、だからその前までの長く歴史があって、31日から5日までになったことが分からなくて改正するのでしょうか。それ自体にちょっと問題が俺はあるのだと思うのです。私が聞いている中では、私が言っているのかどうか分からないですが、税務課がもともと年末徴収、そういう部分で29日から31日まで開設したり窓口をつくったりして職員が全部出ていたのです。徴収も税務課の職員もみんな出ていた。それで、そういう人たちが毎年配置されている人が休めないと、これは不平等ではないかというところで森町は31日から5日にしたというふうに私は前の先輩たちから聞いているのです。ですから、今は税務課でそういうことをしていないということなのですね、支障がないということは。皆さん休めているのですね、そしたら。29日から。それで納税のほうは大丈夫なのですか。支障はないのですか。約束している人だっていっぱいいるのです。そういうことが歴史的にあって私はなったという認識はあるのですが、課長それを分からないで話している。それで、八雲町が改正やったからとか、よその町がやったとか、公的機関が開設しているからとか、そういう理由にはならないのではないですか。内部のこともやっぱり考えながら、そういう前のこともいろいろ検討しながら改正していくというのが私は正しいことなのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時39分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） すみません。ちょっと勉強不足で申し訳ありませんでした。先ほど説明したとおり、全課のほうで休み変更するに当たって支障あるかどうかということについて問合せした中で、税務課のほうからは納税のことに対して支障があるとかというふうには出てきていないので、恐らくその辺については問題ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 問題ないというのだから、いいのではないですか。すみません。ありがとうございます。

○6番（野口周治君） 今の論点です。私も気になったところなので。原課から声が上がっていないと。そこまではいいと思うのですけれども、だけれども年末まで仕事をするからその後の対応にしてくれという声はあっておかしくないと思うのです。そのときに例えば役場はそういうふうに決めているのだからできませんという返事を町民に向かって、納税者に向かってするのか、それともそういう声があったときには、従来からやっているはずで、いろんなことを。柔軟に対応しますという態度で臨むのかという選択肢がこの中にはあるように思うのですが、いかがでしょうか。もともとさっきおっしゃった陸運局のこと、そのほか家族が帰省してきて役場に手続に行こうとしたら閉まっていてできなかった話たくさんありますよね。どちらもニーズはあると。その全てではないにしても対応の仕方はいろいろあるはずで、町民が恐れるのはかたくなな対応では困るし、意外なことではやりにくいよということですから、柔軟対応するのであればそういう説明、回答の仕方をすべきではないかと思うのですが、いかがですか。事業者の方とか年末まで仕事している人いっぱいいます。そういう人はそれが終わらないと行けないのだよという方もいらっしゃいますという具体的な話を先ほど伊藤議員されたはずなのです。それに一つ一つここで確定的な返事はしないでも柔軟に対応するという姿勢を持つかどうかだけれども、議会に対応するだとか完全統一で対応すると問題は多々あるはずですから、そういう可能性を示しておくべきではないかというのが私の趣旨です。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

それらにつきましては、その事案ごとにきちんと判断して、対応できるものについては対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 支障がないのであればこれでもいいのかと思うのですけれども、例えば今年度これになると27日で仕事納めになって28日から5日までお休みということになって、すごく長期になるのです。ということも考えて今年からやるということなのでし

ようか、それとも例えばこういう考えはあるけれども、毎年これは繰り返すことなので、あれなのですけれども、そういう長期になった場合、今ほかの議員からも話があったように別な対応をする、例えば全員が全員でなくてもこの窓口は開けられますみたいなことを考えたりしないと、今年度というか、今年末のお休みというのはすごく長期になってしまふとかというのは考慮されているのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） まず、それについては斉藤議員言うとおりの、今回のこの改正で今年から来年にかけて長期の休みになります。あえてここを狙ったということではないのですけれども、もう一つの問題として今までも曜日の関係で、12月31日から1月5日までの休みの段階でも曜日の関係で10連休とかということも過去にはありました。その中の課題の一つとして長期になる場合、今年も1月4日か5日どちらかの日に臨時窓口開設して窓口職員に出勤して窓口の対応をしていただきました。お休みですので、そこについてそうやって休日出勤するということ、その休日出勤するという理由として、1つには今説明したとおりの国の機関と休みがずれているということで、国では手続できるもの、要は市町村が開いて、その証明書を取ることによって国で手続できるものとかができなくなったりすることもあるので、その辺4日とか5日に臨時窓口開けて対応しているのですけれども、基本的には休日ですので、その部分をきちんとお休み取らせるということも考えなければならぬということで、今回長期になっていますけれども、原則的には臨時窓口を今年から来年の正月休みにかけては開設する予定は現在のところございません。ただ、先ほど野口議員のお話があったとおり、個別にもし何かどうしても対応しなければならないものがあるのであれば、その辺は柔軟に対応できるものがあるのであれば対応を考えたいということで、基本的には臨時窓口は、この休みを変更かけた後については開設するという考えはございませんので、その辺ご理解いただければと思います。

○7番（斉藤優香君） では、例えば土曜日、4日土曜日なののですけれども、そこから保育所だけが始まる。町民体育館とか、そういうところから始まる。役場は始まらないけれども、そこは始まるということで理解してよろしいのですよね。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

これについては従来もそうですけれども、保育所は土曜日開所しておりますので、今回4日が土曜日ですから、保育所については開所するというので、その辺は従来と何も変わらずに対応させていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上で年末年始の休日の変更についてを終わります。
説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時47分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、企画振興課関係の議題に入ります。函館バス砂原線廃止提案に対する対応についてを議題とします。

○企画振興課参事（池田恵太君） それでは、函館バス砂原線廃止における対応についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。函館バス株式会社砂原線の利用者状況の把握と意見収集についてご報告いたします。

資料2 ページをお開きください。まず、砂原線の現状についてご説明いたします。本年6月に函館バスから廃止の提案を受けているとご報告していたところでございますが、これに関しまして現状をまず報告させていただきます。資料にも記載いたしましたが、令和6年10月1日のダイヤ改正によって砂原線については現在の平日4往復から平日1往復へ減便となり、土日、祝日も運休となることとなります。さらに、砂原線については令和7年4月1日のダイヤ改正により廃止となることが函館バス株式会社で決定されたことをご報告いたします。なお、10月1日からの1便については高校生の通学を主とした時間設定を行う予定であると函館バスより連絡をいただきましたことも付け加えさせていただきます。

それでは、利用状況の把握と意見収集についてでございますが、実施の目的といたしましては、廃止案を受けた代替運行の検討を含めた路線の維持、継承を目的としまして利用状況の把握や意見収集を行いました。実施内容については、乗降データの分析としまして令和5年6月、9月、12月、令和6年3月分の1週間の乗降者数及び停留所別乗降者数のデータを活用した砂原線利用者の分析を実施いたしました。また、乗降調査として停留所での降車の際に利用者への聞き取りを実施しています。さらに、地域のニーズとしまして各町内会長からの情報収集の下、利用者の自宅訪問等により聞き取りと意見交換会を実施いたしました。

次のページをお開きください。こちらはデータ分析によります停留所別の利用状況でございます。1日平均の利用者数でございますが、限定的なバス停が多く、町の中心部の森駅や渡島信用金庫前の利用が多く見受けられております。また、上新川、港町、尾白内の各停留所など1日の利用が多くなってございます。一方で、砂原地区についてはほとんどの区間で1日の乗車数が1人以下となっている状況でございます。

次のページを御覧ください。こちらはバス停での乗降調査とニーズ調査の状況でございます。①の利用目的につきましては、主に通院と買物が多くなっております。②の乗車バス停についてですが、降車場所での聞き取りと町内会長さんからの乗車している方の情報をいただいた聞き取り等を行っているものもありますので、一概にこのグラフの停留所が多いとは言えませんということで、あくまでも参考にしていただきたいと思います。

停留所の乗降者の状況についてですが、前のページの資料を参考にさせていただくのがよろしいかと思っております。

次のページをお開きください。下段の⑥の利用頻度についてなのですが、週に数回と週に1回という頻度が全体の3分の2を占めておりますのと月に数回程度の方が全体の2割近くいることが分かりました。⑦の利用曜日についてですが、特にない方が4割を超えておりまして、次いで金曜日と火曜日という形で利用されていることが多いようです。

次のページをお開きください。こちらに関しましては、利用者のほとんどが65歳以上で無職の方となっております。ご意見につきましては、交通手段の重要性といたしましてバスの廃止は困る。医療アクセスの確保ということで毎日運行でなくてもバスが必要で、それに合った生活や通院を行うといった意見や買物への問題、交通手段のコストが高くなると。また、バスがないと全般的に困るので、週1回でも生活支援として運行してほしいなどの意見をいただきました。

次のページをお開きください。こちらはニーズ調査についてです。砂原支所にて町内会長からご意見をいただきました。2つ目の四角、実証運行を踏まえた利用者ニーズの反映が必要ということで、実証運行を行い随時見直しをかける。また、柔軟性を持ったバス路線にすることが重要であるという意見をいただきました。また、4つ目の四角ですが、バス停や待合場所についてですが、実証運行のニーズを拾い、バス停等の見直しも行えるとよりよいと。行き先の施設に待合場所などがあると地域活性化につながるなどのご意見がありました。また、将来的な利用需要も見据えた意見交換会を実施することが望ましいなどの意見がありました。

次のページをお開きください。こちらは、東森町内会でのニーズ調査になります。移動町長室がございましたので、その前段で公共交通の意見交換会も実施いたしました。意見としては、バス停の見直しや実証運行を通じて課題を抽出し、より多くの方が利用できるように利用してほしいと。また、将来的にも持続可能な交通体系を確保してほしいというような意見をいただきました。

次のページをお開きください。続きまして、今後の運行形態について（砂原線・尾白内線実証運行案について）ご説明させていただきます。

10ページをお開きください。代替交通の検討案の考え方についてでございます。前段でも話させていただきましたが、10月1日からの減便等が函館バスより決定されたことによりまして実証運行を行うこととしております。こちらに関しましては準備期間が限られており、非常に短期間での体制構築が必要であることから、1つ目としまして現状の砂原線の運行内容を一部踏襲した実証運行を実施したいと考えております。また、2つ目として検討している代替交通の運行内容は現在運行しておりますもりつくるを参考とすることとともに、代替車両の確保が難しかったため、2台の10人乗りワゴンの利用を想定しております。さらに、実証運行実施後は利用状況を踏まえた継続的な見直しを実施いたします。

代替ルート案についてでございますが、四角の現状の砂原線のルートを踏襲しつつ、町

内の交通事業者が継続的に運行できるようなルートを想定いたしました。また、2つ目の四角でございますが、ルートは検討の結果、2路線運行で、尾白内線と砂原線の2路線の運行を想定したものとしております。

次のページをお開きください。それでは、尾白内線のルート案です。押出のバス停から森駅を経由いたしまして森国保病院前のルートを想定いたしました。バス停の位置は現状の砂原線の位置を活用することを想定しています。また、中の川港町区間を東森地区を経由し、フリー乗降区間として想定しております。

次のページをお開きください。砂原線のルート案ですが、まずは東部地区ですが、砂原東3丁目をスタートいたしまして森駅経由の森国保病院前のルートの想定です。バス停の位置は、おおむね現状の砂原線の位置としております。一部ですが、砂原支所から縦に、山側に砂原中学校までのルートがございましたが、利用頻度等も低いこともありまして、今回ルートから除いております。

次のページに参りまして、砂原線の西部のルート案でございます。東部のルート案を通りまして押出バス停から森国保病院前までのルートとなっております。尾白内線と並走する形ではありますが、こちらの路線は東森地区は通過しない想定です。

次のページをお開きください。時刻表でございます。こちらにも利用状況を踏まえ、もりつくと同様に1日2往復の運行、平日2日、火曜日、金曜日の運行を想定しております。時刻については、2台での運行で想定しておりまして、スタートを東3丁目としてまずは砂原線の1台を走らせ、押出で待機しております尾白内線の1台と合流し、2台で並走する形となります。中の川を越え、砂原線は真つすぐ森市街へ、尾白内線は東森を経由し、数分遅れで追走いたしまして、仮に砂原線が満車になったとしても後続の尾白内線で乗せることができると考えております。また、現状の函館行きJRや函館バスへの接続も可能な時刻設定としております。いずれにしても、現在に近い形で検討していきたいと考えております。

次のページをお開きください。運賃案についてでございますが、こちらは既存のもりつくるの運賃形態に合わせて資料のとおり想定しております。尾白内線の起点であります押出を境に料金の切替えを考えております。こちらに関しては、なるべく現状より利用者の不利益にならない形で利用できるよう考えております。

次のページをお開きください。最後のページとなります。このたびの9月の議会に上程させていただきました運行事業の説明資料を添付させていただきましたので、ご参照ください。

以上、説明させていただきましたが、説明にもございましたが、時間等がない中でできる限りの検討をしまいいりました。聞き取り調査や意見交換会などで様々な意見をいただきましてよりよいものにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

また、あくまでも実証運行でございます。本格運行となりましても、何度も申し上げます。

すが、見直し、リバイスを重ねて今後も地域公共交通を守っていきたいと考えておりますので、重ねてご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありますか。

○8番（千葉圭一君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、実証実験の実験って何を実験するのですか。ルートを実験するの、それともその時間帯に人が乗るか乗らないかの実験をするのですか。何を実証するのかがちょっとよく分からないのですけれども。

○企画振興課参事（池田恵太君） 実証運行自体は運行全体を実証的に試したいという形で考えていまして、本格運行に向けての前段としてどのぐらい乗るかというのがありますし、どのルートがよろしいのかというのがありますので、先ほども申し上げたのですけれども、この実証運行を通じまして利用状況等をさらに把握して、例えばバス停の問題だとかあるのですけれども、そちらも本格運行したときによりよい形にできるようなための実証運行をしたいと考えておりました。

○8番（千葉圭一君） すみません。そのためにいろんな町内会というのですか、意見を、ニーズ調査というのですか、をしてきたと思うのですけれども、ただ廃止だからニーズ調査ではなくて、廃止になるからどういうふうに今後してほしいのかというニーズ調査の下に今回この案を出してきたのですよね。そしたら、それが何で実証、どこに実証実験があるのかがちょっとよく分からないのですけれども、どこが変更になるのですか。

○企画振興課参事（池田恵太君） 今回の実証運行の中で本格運行に至るまで今の意見交換会等でお聞きした内容が全てが網羅されるのは難しいと思ひまして、実際に乗っている方の意見等ももっともっと聞いていきたいと思ひるので、こういう形で、実証運行という形で考えておりました。

○3番（高橋邦雄君） 説明の中で、決定ではないのですけれども、函バスさんが砂原線、その方向性で考えている。町としては継続していただきたいという意見もいっぱい出されていると思うのですけれども、実際砂原線はちょっと厳しいのではないかなというような見方の中でこういう意見が出てきたと思うのですけれども、その中で10ページの代替車が確保できないため、2台の10人乗りワゴンを利用を想定していますというのですけれども、今後こう出たからには多分これの交通手段が必要になってくると考えております。そうすれば、車両も必要になってくると思ひます。今回は実証実験を行うということなのですけれども、私の考えの中ではもう利用者数の統計も取れていますし、ある程度地域に入つて意見も聴取している中で、この交通手段は来年度確立していくものだと思ひているのです。

そこで、今実証実験でも説明あったのですけれども、その先を想定して考えていかなくてはいけない部分もあるので、実際その中でも交通事業者が継続的に運行できるようなルートもって記載されておりますが、それは既存の交通会社の観点だと思ひます。今後実証運行したらいろんな意見が出てきながら、運行経路もまた変更になる可能性も出てくると思ひますので、ここの部分で、実証運行はいいのです。それをやって本格的に事業を進

めるというのは正当な考えであるのですけれども、この車両に関しまして1路線に対して1台ではないのです、実は。2台必要だと思うのです。例えば1台に不具合が出たときに仮に出さなくてはいけない部分があるので、今の状況で2台となれば2つの路線を走らせるために、もし支障が出た場合はどのような対応をしていくのか、その部分ちょっと教えてください。

○企画振興課参事（池田恵太君） 前段のほうで、函バスさんの廃止の件だったのですが、資料の前段でお話しさせていただいたのですけれども、こちらは廃止案ではなくて先日廃止が決定したということになっていきますので、そこだけまずお話しさせていただきます。

あと、車両等に支障が出た際のことなのですから、まず役場内で早急に用意できるものが10人乗りバス2台だったということがまず1つではあるのですけれども、その後例えば何か支障が出た場合にもう一台の10人乗りバスを代わりに運行させることも検討しておりますし、あと仮に人数が多くなって乗れない方が出てきた場合は予備車という形で役場にありますその他数人乗れるような乗用車で対応するような形と考えておりました。

以上でございます。

○3番（高橋邦雄君） 1点だけ。

代替車両があるということなのですから、公用車の中で、例えば今回は公共交通的なものに使用するということなのですから、現状今例えばそういう項目で使っていない車両も急遽そういう不具合が出たときに町民を乗せて交通手段としての移動するのは車両として可能なのですか。申請というのがないのですか、そういうのは。

○企画振興課参事（池田恵太君） こちら運輸支局のほうに届出が必要になりますので、自家用有償運送等の届出の際にその車両も複数登録させていただいて運行するような形となっております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 急な函バスの発表で、時間もない中大変だろうなどは察します。

それで、実証運行するということなのですから、以前は無償をやったり有償をやったりということだったのですけれども、今回はどちらか、有償実験だけになるのですか。そこをちょっと確認させてください。

あと、10ページで事業者が継続的に運行できるようなルートというような書き方をしているのですけれども、これどういう意味かなと思って。要は事業者の都合でルートなのか、例えば事業者が確保できる人員の台数でとか、そういう意味なのか、ちょっとその辺説明願えるかなと。

あと、もう一点、ルートなのですから、今回今までの函バスさんになかった東森地区に入り込むようなルートになって、住民の方の利便性は上がるかなと思って見ていました。そして、僕砂原のほうで、起点から終点までの時間とかの絡みもあるのでしょうかけれども、もし可能であるのなら度杭崎の西側とか、あと会所町の辺りとか、あの辺もバイパスと大分遠いところあるのです。ですから、今道道沿いと国道沿いと大分人口の分布と

うか、大した距離ではないのですけれども、道道沿いより国道沿いに住んでいる人のほうが多いのかなという気がするのです。僕1年に二、三回は下道路全部歩くのですけれども、道道。物すごいペースで空き家増えています。バイパスのほうはそんな空き家増えたなという感じがしないので、その辺も可能であるのであればもうちょっとバイパス寄りのルートも増えてもいいのかなというふうに思ったのが1点と、ごめんなさい。あともう一点、これ一番気になったのが、僕聞き逃していたらすみません。函バスさんが本当は9月で全部廃止したかったのだけれども、一応学生のために年度末までは学生対象の便を継続してくれますということだったのですよね。今予定している時刻表だと学生はもう乗れないようなこと……

(「これは実証実験のあれです」の声あり)

○2番(河野文彦君) これ実証実験の時刻表であって、本番はもっと変えるというか、今の函バスの時間帯でやっていただけるということでもいいのですよね。すみません。そこも確認させてください。

○企画振興課参事(池田恵太君) まず、1点目の有償かという形だったのですけれども、今回の実証運行に関しましては初めから有償で行いたいと考えておりました。

2点目の事業者のルートの、10ページ目です。事業者が継続的に運行できるようなルートというのですけれども、事業者の人員等のこともございますので、事業者が継続的に人員等配置できるような形で、ルートといいますか、全体の日数だとか、日程だとか、そういうことで継続的に運行できるようなルートというような言い方をさせていただきました。

3つ目なのですけれども、砂原地区のお話だったのですけれども、こちらに関しましては今回実証やる前にいろいろ地域の方からもお話伺っておりまして、実際我々も今のバス路線走ってみて何度も思ったのですけれども、議員おっしゃるとおり下の道道というのですか、側、住宅が少ないところがございましたというのと、あと彦瀾地区に関しましては入り込んでいるところもありましたので、そちらのほう国道のほうに、住民が乗る方が多いほうに本格運行では移動するだとか、また中のほうに入り込めるような体制を整えるだとかということは今後本格運行のときのための課題かと思っております、我々のほうでも今回検討しておりますので、実証運行の中で状況見ながら判断していきたいと思っております。

あと、4点目の函バスさんの関係だったのですけれども、今回の実証運行の中には森高校行きのバスのことに関しましては入っておりませんが、教育部局のほうとはお話はさせていただいてはありました。そこを踏まえまして、4月以降ですけれども、地域公共交通でやるのがよいのか、それとも学校の、森高校の振興の部分として、継続、継承の部分として必要なのか、どちらがよろしいのかというのもありますので、そちらのほうを検討しながら各部局と協議していきたいと考えておりました。

以上です。

○2番（河野文彦君）　今回はあくまでも函バスさんがまだ年度末まで走っていただきながらの実証実験ということだよね。すみません、僕勘違いしました。それで、実質来春からはもう町独自というか、町バスでやらなければならないというのはもう決まっていることですから、ぜひ少なくとも今の函バスさんの便数だとか時間帯、最低でも同等、もし可能であればそれ以上のものを用意してあげるのも大事なと思うのです。特に学生だとか、あと学生が帰りに乗るであろう便、そういうのももし可能であればより充実してあげるのもいいのかなとも思うものですから、いずれにしても車両の関係もあるし、何よりやっぱり業者さん、運転手だと思うのです。なので、早め早めに実際に運行してくれるであろう業者さんとの打合せというか、そういうところをぜひ早め早めに進めていければそういう体制ももしかしたら確保できるのかなと思いますので、その辺お願いしたいのですけれども、いかがですか。

○企画振興課参事（池田恵太君）　議員おっしゃるとおりとは思いますが、今後の予算等の状況だとか、委託に関して費用等の状況とかも出てくるといいますので、そちらのほうも考慮するとともに、またあとは森高校と、あとは教育部局、関係機関と調整しながら、そちらのほうは先ほども申し上げたような形で調整していきたいなとは考えております。

以上です。

○7番（斉藤優香君）　まず、1点目は火曜日と金曜日という曜日を決定した理由を教えてくださいたいのと、あと委託料を払っていると思うのですけれども、アドバイザーの方の意見をもらったりはしているのかということと、あと今回の車両は今と同じようなラッピングをして走行を始めるのか。あと、バス停は、前も言ったのですけれども、分かりやすいバス停を用意するのかということをお願いします。

○企画振興課参事（池田恵太君）　お答えいたします。

1つ目の火曜日と金曜日に設定した理由なのですけれども、調査をしたところ、お聞きしたところ金曜日が一番多かったのです。資料の5ページだったのですが、利用曜日という形で使っている曜日は特にないというのが40%で、その後に多かったのが金曜日の約20%弱と火曜日の17%という形でしたので、火曜日と金曜日という形で今回は設定させていただいております。

アドバイザーについてですけれども、昨日もちょうどアドバイザーの方に来ていただきましてこの件に関しましてご相談等させていただいておりまして、いろいろな形でまずやっていくのは必要で、今後とも住民ニーズを捉えながら更新していく、いいような形に変えていくというのが公共交通ではないかということでお話を伺ってございました。

3つ目でございますけれども、車両のラッピングですが、今回実証運行という形ですので、今後どういう車両で対応していくかというのもございますので、今後変わる可能性もございますので、ラッピングについては今回はすることは考えておりません。

4つ目としてバス停でございますけれども、まず実証運行の際は函バスさんのほうに了承、お伺い立てていまして、利用させていただきたいということでお話をさせていただき

まして、従来バス停が見えにくいというのもありましたので、今年度から作成するバス停に関しましては函バスさんのバス停に近いような鉄製というか、鋼製のものでなるべく見やすいものということで考えておりまして、今発注等も、今年直しているところは発注等もしておりますので、そういう形で考えておりました。

以上です。

○7番（斉藤優香君） そうなのです。ニーズ的には火曜日と金曜日が希望が多いのですが、水曜日というのが空白の一日に公共交通になっていて、多分駒ヶ岳は火、木、濁川が月、金となると、水曜日何となく空いているのになんて思ったもので、どうしても火曜日でないとかという理由があるのかなって思ったところでした。

車両は、ラッピングは後々ですけれども、やはりすごく分かりやすくしてあげないと駄目だなと思うのと、今現在使っている車両も私的にはスモークがきつ過ぎて真っ暗で、人が乗っていいかどうかちょっとよく分からない感じが受けている方もいらっしゃるの、何となくみんなが乗り合えるバスなのだなというのが分かるような車両であればいいなということが希望です。

そして、今回ぎりぎりだったので、乗車データが令和5年のものを使っていると思うのですが、やはり年々データというか、利用状況も変わってくると思いますので、また引き続きデータ収集していただきたいなというところですが、いかがでしょうか。

○企画振興課参事（池田恵太君） お答えします。

車両に関してなのですが、今回はちょっと見えにくいというか、従来のものという形ではございますが、法定協議会の中でも皆さんからも言われていまして、目立つような形、来たらすぐ分かるような形というふうなお話は伺っていましたので、今後もそういう形で、新しくする場合はそういうふうな形で検討していきたいと思います。

あと、データに関しましては、すみません、今後実証実験の中で数字が手に取るように分かってくると思いますので、そちらのほうを利用させていただきまして新年度に向かいたいと思っております。

以上です。

○12番（東 隆一君） これ形態で尾白内線のルートの方が出ているのですが、新たに東森地区を通るようになっているのですが、ここの通り、多分やる前に走られたと思うのです。実際には住民がいる地区とない地区とここあるのですが、ここ自体は東森で新興住宅ですので、ちょうどここといえば旧国道から入った部分というのは一直線で、ほとんど1台、擦れ違う場所がほとんどないです。そういうところで人もあまり住んでいないので、交通事故というのはまずあり得ないだろうと、30キロ道路なので。ここの美容室さんから松田商店の部分というのは、山側のほうは新興住宅になっていますので、そこはそれでも結構な、道幅自体がまだ狭い、1台がちょうど擦れ違いか擦れ違えないかという部分で、ここを設定したときに当然東森の方からの要望でこういうふうになったのだと思うのですが、実際に走ってみた段階で、多分切替えのときなんかでも

1回で切り替えれるかどうかぐらいの場所もあると思うのです、戸田のちょっと手前。戸田というか、美容室さんのちょっと砂原づきのほうは多分ぎりぎりかなと、旋回というか回るのに。そこのところはどうなのですか。せっかくここ、多分東森さんのほうの懇談会か何かで意見も出されてこういうふうになったのでしょうけれども、何か事故が起きてしまったときにもうそれが駄目だというふうになってしまうと何も意味がないので、そのところどういった対策を講じながらやろうとしているのか。実際に走ってみて多分分かると思うのです、擦れ違うところがほとんどないので。

○企画振興課参事（池田恵太君） お答えいたします。

このルートに関しましては、私も当然ハイエースタイプの車で何度か走らせていただきまして、議員おっしゃるとおりそんなに広くはない通路ですので、車の擦れ違いというのはちょっと大変なのかなとは思ってはおります。そこは道路を通行する皆さんの良心の下、お互い譲り合いしながら走っていければなとは考えてはおりまして、事故に関しましても当然委託事業者さんのほうにも交通体系に関しましては説明もしていますし、チェックもさせていただいていますので、そのような形で。また、警察署のほうにも当然こちらの話はさせていただいていますので、警察署のほうからの了承というか、そういう形のことも受けておりますので、今後事故等に関しましては十分注意させていただきまして、ここだけではないのですけれども、運行するということはそういった事故等に関して人乗せているので非常に大変なことになりますので、注意しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○12番（東 隆一君） 今の説明受けまして、ここ通る方自体は狭いので、お互いに結局あそこを通る人は注意しながら歩いているので、まずそういうことはないだろうと。ですけれども、初めてその通路を通る方というのは逆にスピードを出しかねない可能性もあるので、ここが路線バスの通路ですよとかなんとかという、そういう標識というか分かるような何かそういうのも、道しるべみたいなのをちょっと、案内みたいなのを出してもいいのかなと。ほかのところはずっと見ましてもほとんど普通の大きな通りですので、そういうのは普通どおり道路か通っているので、さほど皆さん考えもしないのしょうけれども、ここのところ、今回新たにつくった路線になったところは、まずそういうのがなかなか入ってこない道路なものですから、そこがちょっと気がかりだったので、せっかくこういうルートが出たので、道を広げるなんていったってこれは大変なことなので、そのところはいろんな標識だとか、一時停止もありますので、そういうところを気をつけなければ何かあったときにはちょっとまずいのかなと。中の川のところを入ってきたところ、これは一時停止があるのです。ここを何も知らずにぼんやりしてしまうと明らかに事故になりかねませんので、2か所ぐらいあるので、そのところ何かもっと分かりやすく、もしやるのでしたらそういうのをやってもらうような何か手段を考えたらどうでしょうかということです。

○企画振興課参事（池田恵太君） 標識等については今考えてはいないところなのですが、事業を開始するに当たりましては地元の町内会、東森町内会の皆さんのほうにも改めて違う形で周知等をさせていただきたいとは思っておりますので、町内会のご協力を得ながらそういったところは注意していきたいと考えております。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 1点だけちょっと確認させてください。

利用客の中で買物と医療関係、要は病院関係の2つが一番多かったと。買物は別に火曜日とか金曜日でも買いだめしておけば特に問題はないと思うのですが、医療関係で函館市へ接続するためにこの曜日でなければ駄目だという方は特に問題はなかった、だから火曜日と金曜日ということによろしいのでしょうか。

○企画振興課参事（池田恵太君） 聞き取りの中では出てこなかったのですが、100人いればそういう方は何人かはもしかしたらいる可能性もあるとは思っております。その辺にしましては聞き取りの中で分からなかったこともあるのですが、毎日設定することが不可能であったということもありまして、その辺はご了承いただければなとは思っております。

以上です。

○8番（千葉圭一君） では、そういう方が砂原に、どうしても函館市のほうの病院、大きな病院で毎週火曜日以外、水曜日とか木曜日とか定期的にこの治療を受けなければいけない、例えば人工透析も含めてそうなのですが、そういった方がいたら、今回の説明会には出ていないけれども、いたら大変なことになるわけです。だから、実証運転ですので、その見直しという部分ではできる限り早い段階で少しずつ今の砂原地区、尾白内地区の方々の今の状況を早く把握して、そういう方がいないのであればこのまま4月から継続しても問題ないでしょうけれども、もしいてそれが変更できないのであれば速やかに検討していかなくてはならないと思うので、その辺よろしく願いいたします。

○企画振興課参事（池田恵太君） 実証運行を踏まえまして、本格運行してからもそうなのですが、そういった点にしましては柔軟な対応というか、は検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 僕も1点だけ、すみません。

地域のニーズ調査、これでちょっとお聞きしたいのですが、同じ7月10日で砂原地区は1時半、東森が5時、17時になっているのですが、参加者6名。この資料を見ますとバスの利用者何も書いていないということで、この日程の設定と呼びかけ、町内会ですとか砂原支所で皆さんに周知して来ていただく、その時間帯もどうなのか。ということは、これ見ていると住民の意見としてすごくいいと思うのはバス停の見直しであるのです、東森地区で。そういうルートになったわけでしょう。砂原のほうはないの、何も。だけれども、もっとたくさんいれば国道から下、上に行きたい、いろいろな話が出

てくるのだと思うのです。そういうことが全く出ていないということは、6人で、利用者がいなくて、こういうニーズ調査でこういう表現をしていていいのかなと。片方と全く違うのです。この考え方というのはどうなのかなと。これがニーズ調査になって住民の意見だよというふうに私はならないのではないかなと思うのですが、その集め方、ちゃんと本当に説明したいのであれば6人ではなくて、いっぱい町内会あるわけだから、まして砂原支所とあるのだよ。もうちょっと人数集めて皆さんの意見を聞くというのが必要だと私は思うのですが、いかがですか。

○企画振興課参事（池田恵太君） 議員おっしゃるとおりだと思います。今回住民の皆さんから意見をお聞きしようとしたときに砂原地区のほうでご相談いろいろさせていただきました。まず町内会長さんを集めて話をしようかという形にしまして、その中で話をし、結果として住民説明会だとかをどこかに1か所だとか2か所、3か所、町内会でもいいのですけれども、やるかという話までは思ったのですけれども、バス乗っている方だとかもそうなのですから、議員おっしゃるとおり利用者の声を反映しなければならないということを見るとそうするのが一番よかったという中なのですが、町内会長さんからお聞きして、集めるよりも直接行ってお話ししたほうがいいのではないかと。町内会長さんの中で把握できるところは教えてもらえるということだったので、この6名以外の町内会長さんのところにもお話伺いに行きまして、各いろいろな町内会長さんから伺いまして、あそこの誰々乗っているよということで自宅のほうに我々のほうで出向きましてお話を聞かせていただいたというのも入っておりますので、確かに議員おっしゃるように広く皆さんのニーズを捉えるのであればそういう形が正しいのかなと思うのですけれども、そういう形で今回はやらせていただきました。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） ニーズ調査するのであれば同じ方法でやるべきだと思います。ですから、片方違う、町内会長さん一人の意見、もう一つは移動町長室で皆さんが生の声を出されるわけ。やっぱりこれというのは全く違うので、一つルールをつくって、そしてやるべきだと思いますので、その辺りをお願いいたします。

○企画振興課参事（池田恵太君） 申し訳ございません。ちょっと説明もずれていたのですけれども、この砂原支所で行った会議のほかに森地区のほうも新川、尾白内、港町の町内会長さんともお話しさせていただいて、同じような形で対応させていただきました。議員おっしゃるとおりだと思いますのですが、同じような形でニーズ調査今後対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で函館バス砂原線廃止提案に対する対応についてを終わります。

説明員交代のため10時45分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時44分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、防災交通課関係の議題に入ります。森町防災備蓄計画の期間短縮についてを議題とします。

○防災交通課長（柴田正哲君） 初めに、資料の差し替えを行ったことをご迷惑をおかけしましたことについておわび申し上げます。

それでは、森町防災備蓄計画の期間短縮についてご説明させていただきます。お手元には森町防災備蓄計画を配付しておりますので、こちらのほうをご説明させていただきます。1ページ目をお願いいたします。総則として当町の災害リスクの中で最大の避難者が発生する駒ヶ岳火山災害の避難対象者数を基に災害全般、土砂、津波、洪水等に対応できるよう備蓄計画を策定しております。また、備蓄数については、町で用意する行政備蓄、住民が用意する家庭内備蓄、販売業者等から確保する流通備蓄等を考慮しております。計画年度については、当初令和5年度から令和11年度の7年間としておりましたが、2年間の短縮を行い、令和9年度までの5年間に見直しを行っております。

2ページ目をお願いいたします。行政備蓄の積算基礎として駒ヶ岳災害を想定した人数を基に8,000人を支給対象としております。あわせて、年齢構成等も策定し、年齢や性別等に応じて備蓄が必要なものの算定根拠としております。指定避難所については、記載の33か所を想定しております。なお、記載の指定避難所については、各種災害である土砂災害や津波、洪水、地震、火山等の種類に応じて使用いたします。

3ページをお願いいたします。2、備蓄品目につきましては、（1）、食料としてアルファ米やインスタント麺、乾麺等の主食、飲料水、粉ミルクなどを選定しております。4ページをお願いいたします。（2）、生活必需品として毛布やトイレ、おむつ、生理用品、哺乳瓶、タオル等を、（3）、防災資機材として投光器やジェットヒーター、発電機、石油ストーブ、扇風機、車椅子、パーティション、簡易ベッド等を、（4）、医療品として手指消毒薬、救急セットの備蓄を計画しております。

5ページをお願いいたします。備蓄目標について記載をしております。（1）、食料品については、支給対象者である8,000人掛ける町が用意する行政備蓄40%、避難者の持参率を30%、流通備蓄を30%と想定しております。主食としてアルファ米、インスタント麺、乾麺等について8,000人掛ける3日分掛ける備蓄率40%で合計2万8,800食の備蓄を想定しております。飲料水を1人1リットル1日分掛ける40%、2日目以降を流通備蓄で対応を予定しております。また、乳幼児用に粉ミルクの備蓄をしております。

6ページをお願いします。（2）、生活必需品については、毛布については全員分を、トイレ関連につきましては算出根拠に基づき3日分の備蓄数を設定しております。紙おむ

つについては大人用、子供用について年齢構成に応じて、生理用品、哺乳瓶等も年齢構成に応じて算出をしております。また、タオルについても積算根拠に基づき備蓄を予定しております。

7 ページをお願いいたします。(3)、防災資機材です。投光器や投光器用の発電機については、それぞれ避難所数に応じて積算をしております。ジェットヒーターやジェットヒーター用の発電機、ポータブル電源、石油ストーブ、扇風機、車椅子、更衣室用のパーティション、プライベート用の間仕切りパーティション、簡易ベッド、給水袋について記載された算出根拠に基づき備蓄を予定しております。

8 ページをお願いします。(4)、医薬品につきましては、手指消毒薬、救急セット等を避難所数に応じて備蓄いたします。

4、備蓄整備計画につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、補助金等を活用しながら食料から医薬品の備蓄整備を行います。

5、備蓄品保管場所につきましては、指定避難所への分散備蓄を基本としますが、防災センター、砂原支所等にも保管をいたします。

9 ページをお願いします。6、その他、家庭内備蓄の推進や流通備蓄の活用について記載をしております。

11ページをお願いいたします。備蓄品の整備計画の一覧となります。表には縦に食料から医薬品までの備蓄品ごとの備蓄目標数と現在数量を記載しており、不足分について年度ごと整備計画に基づいて購入の予定となっております。表の上段の枠に年度ごと整備計画として令和5年度から令和11年度までの各備蓄品目の年度ごとの整備予定数量を記載しておりますが、上段の数字は令和11年度までの当初の整備計画の数量となります。令和7年度から令和9年度の下段の赤字の数字につきましては、計画を2年間短縮しましたので、3年間で整備予定の備蓄数量を記載しております。また、令和6年9月補正欄の数値につきましては、災害時に孤立する可能性のある地域について先行して不足している災害時用備品等を購入して避難所に配備を行うために9月議会で補正を予定しているものとなります。詳細につきましては、次の資料で説明させていただきます。

1 枚物の災害時用備品等購入事業説明資料、こちらのほうで説明をさせていただきます。事業概要は、森町防災備蓄計画について計画見直しを行うとともに、災害時に孤立する可能性のある地域について先行して不足している災害時用備品等を購入し、避難所へ配備をするものです。対象地域は石倉町、本茅部町、蛸谷町、濁川地域であり、対象人員は540人となります。備蓄目標は、食料、生活必需品等につきまして対象地域の住民の3日分を行政備蓄として整備を行うものです。表の右側に購入を予定している備蓄品目として食料、生活必需品、防災資機材、医薬品を記載しており、地域ごとの備蓄目標数、現在数量、購入数を記載しております。食料のアルファ米につきましては540人の3食3日分として4,900食分を、飲料水については1人1日3リットルとし、500ミリリットル9,720本を、生活必需品としてポータブルトイレ、携帯用トイレのトイレ用の替え袋を3日分の不足分

7,650枚、集積袋を540枚、トイレトペーパーを46パック、大人用紙おむつを600枚、子供用紙おむつを200枚、生理用品を31パック、タオル540枚、防災資機材としてポータブル電源を4台、扇風機を16台、車椅子を12台、パーティション（更衣室用）3張り、パーティション（プライベートスペース用）を30張り、簡易ベッドを20台、医薬品として救急セット8セットの購入を予定しております。また、備蓄計画とは別に対象地域に必要な物品等がないか協議を行う予定としております。

歳入としてふるさと応援基金716万3,000円を予定しており、歳出として需用費として479万8,000円、備品購入費として245万7,000円を計上しております。あわせて、今年度中に上記の石倉、本茅部、蛸谷、濁川地区の町内会とこれらの備蓄品のほか必要な物品等がないか協議を行う予定としております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑を行います。

○8番（千葉圭一君） まず、1つ目に森町防災備蓄計画って今年の8月1日に初めてつくった計画ですか。これが今日初めてというか、今回初めて渡されたのですけれども、この計画書が令和5年3月にできている森町地域防災計画の中の55ページにある物資及び防災資機材などの整備確保に関する計画資料5の1から8に基づいてできているのかどうかということ、それともまた改めて別途に今回8月1日にこの防災備蓄計画を策定したので、差し替えをお願いしますということなのか1点。

もう一点が、こんなこと言ったら失礼ですけども、私たちにしてみたら避難場所は分かるのです、一覧表になっているので。その避難場所に今現在どのようなものが既に備蓄されているのか、何が足りないのか、だから最初にここの4地区に持っていくよというのは分かるのですけれども、これだと全く、避難場所は分かるけれども、今現在どのようなものが備蓄されていてどのようなものが足りないのかが全く分からない状況の中で数字だけがいっぱい先走りしているような気がするのです。その一覧表がもしあれば作成していただきたいなというのと、なぜそういう質問をするかという、例えば濁川地域に2か所避難場所があります。そしたら、濁川というだけで押さえてしまうと小学校側にどんな備品がどれだけの量が行くのか、活性化センターのほうにどんな備品がどれだけの量が行くのか、住んでいる住民の方々が分からないわけです。だから、それが明確になるような出し方をぜひ避難場所ごとに出していただければというふうに思います。これ計画自体は立てるのはとてもいいことだとは思うのですけれども、もっと詳しく立てていただきたいなと思います。

以上です。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えします。

この計画につきましては令和4年度に最初につくったものでありまして、都度修正をしているような状況であります。ただ、内部資料として作成しておりますので、出しておりませんので、そういった形になっていることについてご理解をいただきたいと思います。

あと、配備の関係につきましても今後住民等が避難したときに分かりやすいように、そういうものも作りながら、分かるような形のものを作っていきたいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） まず、全体確認したいのですが、今回の補正で出したよというのはこの計画の中の最後のページ、備蓄品整備計画の色刷りの表の中の赤い文字の部分ですと、そこを見直したということですか。これが1つ目。

それから、併せて私予算のときにこの計画に載っていない項目についてお尋ねをしました。例えば今の時代なので、避難先にはWi-Fiの施設ぐらいは要るのではないですか、それから皆さんスマホ、携帯もちろん使いますから、その充電装置がないといけないと思うのだけれども、そういうことは考えないのですか、バリアフリー化ということも同時に必要なはずなのだけれども、そういう必要はないのですか、それからエアコンの整備もできるはずだと、これは別の場だったと思いますけれども、言った記憶があります。今回入っていないことをとがめる話ではありませんが、これも国が整備しなさいよという予算をつけている中でいえば早くやらないと終わってしまう。例えば今回はこれだけれども、来年度予算の中には盛り込むことで動こうとしているのか、そうではなくてあくまでも現計画にこだわって、その範囲で仕事をするということになっているのか、それを教えてください。これが2つ目。

それから、3つ目ですけれども、こういう備蓄って大量のもの、しかも在庫入替えが必要なものがたくさん出てきます。そうすると、経済効率だとか置場の問題とかいろいろなことがありますから、片方で同時に被災をしない、例えば檜山地区だとかの自治体との相互援助のような協定を結んで融通してやれるような、それを単線ではリスクが高いくから、複数の自治体間で相互融通の協定を結ぶだとか、そういう有機的な動きが考えられるのではないかと思うのです。そのほうが流通在庫と同じように物の量としてのゆとりを生むと思うので、そういうことを考えないのか。

以上、3つお願いします。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えします。

備蓄計画の11ページの赤字の部分については、修正した後の数字となりますので、令和6年9月にまずこの数字で補正をいたしまして、令和7年度から11年度まで予定しておりましたものを2年間短縮しますので、この3年間で購入するという形の数字に修正しております。

2点目の避難所の防災対策の関係でございますが、エアコン等の関係につきましては新年度予算に向けて今後会館や各施設を管理している課等含めて、ここの間の夏場の暑さの関係もありますので、それについては検討というか、協議していきたいと考えております。あわせて、Wi-Fi環境につきましては今業者さんのほうから資料を頂きながら、どういった形でできるかというのも今後進めていきたいと考えております。充電関係につきましては、まずは防災資機材の中の発電機等で対応したいと考えておりますし、先ほど今後孤

立する地域のほうに実際に入っていくというふうに説明いたしましたが、こちらのほうで必要であると考えている防災計画で購入を予定しておりますが、実際地域に入っていくといったものも必要であるというものを含めてそこら辺で足りないものにつきましては都度修正しながら計画も変えていきたいと考えております。

あと、備蓄の置場の問題ですが、相互の援助関係はできないのかということなのですが、今システム的に物資調達・輸送調整等支援システムというものがありまして、各自治体において備蓄している品目をシステムに登録をしております。国の統一したシステムなので、お互い被災した場合にはそういったもので融通し合うというような形で今現状なっています。

以上です。

○6番（野口周治君） 2点目については、例えば今充電器が皆持ち出してこれるかというところでもない、火山の場合は比較的ゆとりあるのですけれども、津波だ、逃げろと、あるいは大雨で土砂災害起きた、すぐ逃げろというときに持ってこいは難しかったりすると思うのです。そう考えると一定数のコンセントに差し込んでチップがついているようなものは用意しておかないと実は充電できないが生まれたり、それから投光器などを使っているときに、あるいはジェットヒーターを使っているときに、もともとの電源は例えばインバーター制御で制限、出力は出るようになっていながらも、モーターからのノイズによって同時につないだ機械を破壊するということが間々あるはずなんです。そう考えると電子機器、PCだとかスマホだとかをモーターのついた機械と一緒に使うというのはリスクが非常に高いはずなんです。例えばです。そういうことを考えると、それはそれで保障できるように用意をしておかないと困ったことが起きると思います。例えば井戸のポンプを回している電源にパソコンつないだら、一瞬で新しいパソコン壊れたというのを私目の前で見たのです。そういうことってあるのです。なので、並行して、これこそすごく金がかかる話でもないですから、プッシュ型の中で考えるべきではないかと思いますので、検討してほしいです。

それから、3番目、総合調達のシステムがある。とてもいいことですが、それがどれくらい貢献するのかというのは想定しておくのがいいのではないかと思います。どうでしょうか。というのは、これ住民の安心の物質的な土台です。こういうのもあって、このくらいは何日遅れたら来るはずだと、これはシステムを組むときに想定するはずですから、そういうものとして持つておく必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えいたします。

充電器の関係につきましては、詳細調べながらそういった事故起きないような形で、こういった形がいいのか資料集めながら検討していきたいです。

物資調達の関係につきましては、近隣町村であればある程度の物資の量とか分かりますので、ただ災害種別によっては同時に被災する可能性もありますので、そういった中であ

る程度お互い物分かっているというのは非常に今後の計画にも役に立つと思いますので、そういった資料もお互い近隣町と協力しながら対応していきたいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） それであれば、今の最後の相互支援についても計画の中にこれも活用してやりますというふうに立てておくのがよいと思います。細かいですが。

○防災交通課長（柴田正哲君） 参考とさせていただきます。

○7番（斉藤優香君） ちょっとお聞きしたいのですが、防災備蓄品というのは備蓄が目的で通常は使われない、有事のときに使うという形になるのでしょうか、それとも日常的に必要なときにはそれを、例えば扇風機とか、扇風機は日常的に使って、防災のときにはそちらを優先して使うみたいな形になるのか、ジェットヒーターとかもいざというときに使い方や、この間もあったのですが、例えば発電機、いざ使おうと思うとオイルが入っていないくて使えなかったとかということもあるので、できれば日常誰でもが使えるようにしておくというのも大事ではないかなと思うのですが、その辺と、あと備蓄目標の中で保存期間5年ってなっていますけれども、これを一遍に購入をしていくのか、それとも1年ごとずっと期間を分けて購入するというリサイクルを続けていくのかお願いします。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えします。

各避難所に設置する備蓄品、特に防災資機材につきましては、特に孤立する地域につきましては場合によっては職員が行けない場合もあると思いますので、地域の方が使えるような形で日頃からそういったものを、職員もそうなのですが、使えるような形で対応していきたいと考えております。

あと、保存年限のあるものにつきましては、基本的には5年スパンで購入していったら、5分の1が毎年期限が来るという形で、その期限来るものにつきましては前の年から例えば防災の訓練のときとか町内会での防災講話等、ある程度のいろんな町内活動の中でこういったものを備蓄する必要がありますという啓発も含めてそういった形で活用していきたいと考えております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 5年ごとの5分の1って結構な量になると思うので、もしあれでしたらもう少し短い、計画的な備蓄品のリサイクルではないですが、そういうのを考えて、防災のときもそうなのですが、各会館で保管している分はその会館で防災訓練みたいなのをしながら使用していくみたいな形で少しずつ交換していくという形は取れないのでしょうか。お願いします。

○防災交通課長（柴田正哲君） 期限来るものなので、この点につきましてはいろんな活用の仕方があると思いますので、町内会さんでいろんな活動で一回食べてみるとか、いろんなものができると思いますので、その点につきましてはいろいろご提案しながら対応していきたいと考えております。

○2番（河野文彦君） ジェットヒーターとかは以前から整備していて、なぜ今ここで、しかも補正で燃料が出てくるのかというのも理解できないところなのですけれども、一歩進んだということで、そこはそこで改めていろいろ見直しして必要なもの加えていくということは大事なので、ぜひぜひ漏れのないように見直ししていったほうがいいなと思うのです。

それで、私たまたま最近若いお母さんから、避難所に行ったら何が必要かねなんて話をしていたら、小さい赤ん坊とかを連れていったときに紙おむつとか、そういうところは準備してくれているのでしょうか、小さい子供に与えるおやつみたいなものがあるではないですか、ボーロみたいなものとか。子供が避難所で泣き出したときにそういうものをちょっと与えて泣くのを収めるというものもあるみたいなので、大した金額にならないと思うので、そういうものも準備してほしいなという声があったものですから、今後参考にしてもらえたらというのと、今回燃料ということで、これ容器なんかは予算の中に入っているのですか。燃料買うということは、もちろん容器も買わなければならないし、その容器から給油する、大した金額ではないかもしれないけれども、ポンプ類だって必要になるわけでしょうし、灯油は100円、200円の小さいポンプでいいかもしれないけれども、ガソリンだと専用の携行缶で、直接持ってあけるタイプかどうか分からないけれども、そういう部分ももちろんこの中に入っているのでしょうか、そこも確認させてください。

あと、アルファ米のタイプ、これ白米タイプなのかな、それとも今炊き込み御飯だとか、何かいろんな味ついたのもありますよね。もし白米のやつだったらおかずも必要なのではないかなと思うのだけれども。白い米だけはい、どうぞどうぞって渡されても、もしこれが味のついていない御飯だったらそういうものも考えていかなければならないのかなと思うのです。白米ばかり何食も食わされていたらちょっと。だから、その辺もどのように考えて準備しているのかお聞かせ願えますか。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えいたします。

小さいお子さんのお菓子関係につきましては、確かによく避難する場合に親としてそういうお菓子とかふだん使うおもちゃを一緒に持っていくというのが避難所での過ごし方として推奨されていますので、参考とさせていただきたいと思います。

ガソリン等の容器につきましては、今既存のほうで保管していますので、そちらを使う予定となっております。

アルファ米につきましては、一応味つきのものを購入予定としております。あと、白米も備蓄としてありますので、そういったものはよく訓練等に使ったりとかしておりますので、食べることを考えてなるべくそういった味つきのものを購入して備蓄していきたいと考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 1点だけ。

この資料というのは7月29日でしたっけ、総務経済常任委員会やったときの資料と違うのでしょうか。修正したやつなのでしょうか。その確認と、それと実際今後予算通って購入す

るのだろうけれども、実際私今経験しているのは物ありません。南海トラフの注意報が出たおかげで全体的に買いに走られて、今頼んでいるので10月でないと、私が頼んでいるのは10月まで入ってこない状況になっています。だから、年内だと下手するとそろわないかもしれないので、その辺早急に対応するような形にしないとまずいと思いますので、それだけ。

○防災交通課長（柴田正哲君） 資料につきましては修正したものでありますし、購入につきましては早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

○6番（野口周治君） さっきのアルファ米の話で、非常に細かいのですけれども、ハラール対応しながら、例えばカレーだとか炊き込み系のものだと入っている具材が本当に対応できているかというのを確認できていますか。

○防災交通課長（柴田正哲君） ハラール関係確認して購入予定しております。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。ほかにありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑ございませんので、以上で森町防災備蓄計画の期間短縮についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、住民生活課関係の議題に入ります。犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

○住民生活課長（阿部泰之君） それでは、森町犯罪被害者等支援条例の制定について説明いたします。

資料に沿って説明いたしますので、資料のほうをご参照願います。まず、提案理由につきましては、国の犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等への支援をするために必要な事項を定め、相談及び情報の提供、見舞金の支給、居住の提供等を行うことにより犯罪被害者等が再び平穏な暮らしを営むことができるように支援し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として今条例を制定しようとするものです。

主な支援内容につきましては大きく2点あります。まず、1点目が相談窓口の設置です。犯罪被害者等が直面している問題や相談に応じて関係機関との連絡調整や情報提供、助言等を行っていきたいと思っております。2点目が見舞金の支給になります。こちらは犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減のため、申請に基づき遺族見舞金及び重傷病見舞金を支給するものです。被害者が死亡したときは遺族見舞金として30万円、被害者

の療養期間が1か月以上のときは重傷病見舞金として10万円を支給いたします。なお、支給要件としましては犯罪被害を受けたときに支給対象者が森町に住所を有していたものに限りです。

また、現在支給の予定はないのですが、遺族見舞金1件30万円と重傷病見舞金1件10万円、合計40万円を補正予算として9月に上程する予定となっております。

なお、参考までに当該支援条例は令和6年7月1日現在、道内の52自治体で制定しております。今後多くの自治体で本条例制定することが見込まれております。

説明は以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑を行います。

○8番（千葉圭一君） 添付している森町犯罪被害者等支援条例の案の第7条と第9条、これ実際の犯罪被害者等基本法の文章を読むに当たって7条と9条はほぼ同じような内容になっていると思うのですが、これ一つに統一することは可能かどうか。何を言いたいかというと、犯罪被害者等基本法の法律を見るとこの内容が1つしか出てこないのですが、森町のこの条例でいくと7条と9条がほぼ似たような内容になっているので、これを一本化して、一本化というか一つにすることが可能だと思うのですが、その辺見直しも検討してみたらいかがでしょうかというのと、それと森町の条例の就業の支援って、これでいくとページでいくと2ページ目の一番下にあるのですが、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるなど必要な就業の支援を行うものとする。これ行うものとするということは、行わなくてはいけないということなのですか。要するにこっちの基本法には必要な施策を講ずるという文章の書き方であるのですが、支援を行うものとなったら絶対行わなくてはいけないのかなと文法的にそう捉えたものだから、もし違ったらごめんなさい。ちょっと文言を検討してみたらどうかと。

それと、もう一点、犯罪被害者等基本法の第20条に国民の理解の増進ということで地方公共団体は教育活動、広報活動等を通じて犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を、この場合は町民のです、町民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。この第20条に見合うような町民へのそういった広報活動というのですか、がこの条例には入っていないような気がするのですが、もし入っていないのであれば検討してみたらいかがかなというふうに思いますので。

以上です。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目の7条と9条が似ているので、一つにできないのかという質問だと思うのですが、こちらについては先ほども説明したとおり、ある程度全国的な条例となっております。ただ、議員おっしゃるとおり似たような部分もあるのですが、ここはもう一度見直して、できるのであれば見直しますけれども、ちょっと検討してみます。

○8番（千葉圭一君） こっちは1つしかないのです、この文章の内容が。こっちは、基本

法は。でも、こっちは2つ……

○議長（木村俊広君） フリートークしないようにお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） そうというような感じで。

2問目の13条の就業の支援の関係なのですが、こちらは強制的に対応を願うとかということではできないと思いますので、あくまでも犯罪被害に遭って、こういう事情ですので、何とかありませんかとかというお願いベースにはなってくるのかなと思っております。

3点目のこの条例に対する町民等々の広報活動につきましては、当然条例つくって、つくただけだと町民誰も分からないと思いますので、広報及びホームページに掲載したり等は考えております。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 2点は分かりましたけれども、最後の3点目の国民の理解の増進というのは広報だけ、広報も一つですけれども、そういった教育の、先ほどもありましたように教育の場も含めて、そういった2次被害を防ぐ意味でももっと幅広く捉えて活動をしたほうが私はいいと思うのです。そういう意味で、条例に入ってはいないのですけれども、第17条でも18条でもいいのですけれども、条例に加えておくべきではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらについては先ほどの関係もあって、一緒に検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 答弁抜けていない。大丈夫。答弁抜けていなかったですか。全部答弁していた。

○8番（千葉圭一君） 全部で3つです、私質問したの。大丈夫です。

○議長（木村俊広君） 大丈夫ですか。

○8番（千葉圭一君） はい。ないと思います。

○3番（高橋邦雄君） 支援内容についてちょっとお聞きします。

現状犯罪被害者等が直面している問題ってなっているのですけれども、関係機関は警察だと思うのですけれども、今現在こういう支援事業する前に住民生活課にいろんな相談って実際あったのか。要は今回これ支給という形になるのですけれども、犯罪によっては警察がどのような事件性があるか判断することによって短期で分かるものと長期的にやっぱり分からない部分も出てくると思うのです。その部分に対して見舞金を出しますよってなってきた場合に、分からない場合は長期的になるおそれがあると思うのです。実際やっぱり警察の、犯罪ですから、警察の事件性の判断を仰いで町として見舞金を支給するというような考えであるのですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、過去にこういった相談があったのかという話なのなのですが、私が来てからは

こういったものはないです。過去にあったのかもしれませんが。この条例制定するに当たって警察と話し合いました。その中で、やっぱり過去5年くらいは当町ではこういったケースはないという話です。ただ、当然こういったこと以外にも困り事だとか日常生活での相談等は随時うちの課としては引き受けております。

あと、事件の判断についてなのですけれども、当然これ被害者のほうがうちのほうに申請した段階でうちのほうも警察等に確認をします。その確認が取れて間違いないなとなったときに支給のほうをしたいなと思っております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 相談窓口の件なのですけれども、実際今私漠然として住民生活課の窓口にこういうような支援事業の書類があります、そこで相談しますというようなちょっと漠然としているのですけれども、やっぱり犯罪という観点から、その人には知られたくないというような思いもあると思うのです。この相談窓口をどこの部分で、隔離して職員が1対1で相談に乗るのか、規定どおり窓口のほうで相談するのか、どのように今取り決めて考えているのか1点だけ。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

当然申請者というか、被害者の考え方にもよりますけれども、基本的にはうちの隣に相談室という小部屋があるので、そちらのほうで対応していきたいなと思っております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今高橋議員から出ていたのですけれども、それが犯罪に当たるかどうかの判断というのはすごく難しいよなと今改めて聞いていて思ったのです。言ってしまうと容疑者になるのかな、という方が高裁、最高裁って言って、最高裁で無罪になってしまったら犯罪ではなくなるわけでしょう。それまで要は支給できないということになってしまうのかな。そこまでいなくても警察等と協議の上、支給するというようなお話だったから、司法の判断を待たずに犯罪って決めつけれるものかどうか。逆に時間がかかるというのもまた、せつかくこういう制度をつくるのですから、少しでも早く被害者のいろんな面での軽減というためには早く支給してあげたいよなという気持ちは十分分かるのですけれども、その辺の判断というのはやっぱり厳格にいかないと、後でいろいろトラブルになってしまっってはせつかくのこういう支援案が無駄に、無駄にはならないかもしれないけれども、クレームついたりしてももったいないので、その辺をしっかりと定めておいたほうがいいのかと思うのです。その辺をもう一度お願いします。

あと、30万円と10万円の根拠、なぜ30万円なのか、なぜ10万円なのか。なぜこんなこと聞くかという、僕ももっと多くていいのではないかなと思って。それが例えば国からの指導でとかというのであれば、その辺ちょっと説明いただけたらなと。

あと、今回この条例新たに制定するということで、中見ていくと規則で定めているところによりというところが何か所か出てくるのです。なので、この条例でしっかりカバーできているのかなという中で規則って出てくると、その規則ってではどうなっているのだろ

うというところにつながっていくので、本会議の資料に規則まで添付するべきかどうかは分からないですけれども、少なくともこういう場だったら規則もつけてほしかったなという部分があるので、規則も同時につくりますよね、条例つくるのであれば。であれば、もしあれだったら本会議前に案としてでも皆さんに配付するぐらいしていただけたらなと思うのですけれども。お願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目の刑が確定していない前に支給するのはどうなのかという関係ですけれども、まずこの条例に当たっては犯罪被害者の方が一日でも早く平穏な生活を取り戻すためにも、例えば収入源というか、大黒柱のお父さんが亡くなりましたとなったときに全く収入がなくなるといった観点から、やっぱりこういった見舞金は必要になってくるのかなと思っております。ただ、要件に関しても当然加害者が身内であった場合だとか、そういった場合は、そういったことが後々分かった場合だとかは返還してもらうだとか、幾つかそういった条件は当然つけていきたいなと思っております。

2点目の30万円、10万円、これ何でなのだという関係ですけれども、こちらは警察のほうと打合せした際に、これ全国的にもほとんどこの金額なのです。まず、30万円は近々で例えば葬儀費用だとか、あと1か月の生活費を見込んで大体30万円、10万円は高額医療とかになると個人負担が8万何がし負担になる、プラス病院の交通費等でこういった金額になっています。ただあと、このほかにこういった事例になると国のほうからも給付金が発生します。こちらのほうはケース・バイ・ケースなのですけれども、多いときには何千万単位とかで給付されます。ただ、国のほうでもどうしても支給が遅くなるものですから、その期間生活するためにも自治体のほうでこういった金額で、つなぎではないのですけれども、そういったもので対応してほしいということでこういう金額になっております。

あと、3点目の規則についてですけれども、こちらのほう大方できているのですけれども、まだ細部の部分で二、三点手直しがあるものですから、今回出していませんでした。本議会のときは出せるか今検討します。

以上です。

○2番（河野文彦君） 金額等規則の部分は了解しました。

判断の部分なのですけれども、基本的に今のお話を聞くと葬儀費用に充てるぐらいのスピード感で支給してあげたいと。分かるのです。十分分かるのです。ただ、下手すれば起訴される前に出してしまうということでしょう。要は警察が犯罪か事故か、分からないけれども、自作自演かの判断もつかないうちにもう出してしまうぐらいの勢いなのかなというところを今自分はそう感じ取ったので、だからこれ難しい。給付されたけれども、結果的に不起訴になるというのも、そうなる犯罪でなくなってしまうわけですから。そうなったときには一回出したものをまた返してというのも、何かその辺の判断難しいと思うので、本当に慎重に慎重に、しっかりそういう基準だとか根拠というものを慎重に練ってほしいなというふうに思ったので、改めてお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

この件につきましてはいろんなケース、ケースがあると思います。決まった、こういうケースだから、こうというものがなかなか決めにくいのかなと思いますので、そこは主となる警察としっかり話聞いて柔軟に対応していきたいなと思います。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 1つだけお願いします。

条例案の定義の第2条の（3）で2次的被害と、これを防ぐのだと。何か役場全体でそういう防ぐ手だて、例えば風評被害だとかって書いていますけれども、何かそういう具体案みたいな、そういう被害に遭わない方法というのは考えられて条例つくっているのかなというところを教えていただければ。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

これは当然のことなのかなと。何か被害遭ったときに中傷、何か人をばかにするだとか、変にうわさを立てるだとかということは当然あってはならないことだと思います。この対策としましては、先ほども言ったとおりこういう条例ができたというまず広報活動をして、実際に起きたときには町民の皆様もこういったことはしないようにお願いするということ想定しております。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 私聞きたかったのは、その方が特定される、住民生活課では当然そういう相談を受けて分かるわけです。けれども、その住民の情報というのはみんな共有しているわけ、いろんなところで。名前から住所から。そういうところで漏れていて風評被害だとか、あの人がどうだったとかという話にならない対策つくるために第2条というのができているのだと私は思うのです。だから、役場全体の中でそういう取決め、住民の情報というものをしっかり管理するということのそういう話合いというのはあってこの条例ができているのかどうかというのを私聞きたかったの。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、個人情報になりますので、しっかり漏れないようにしていきたいと思っていますし、今も様々な個人情報、うちの課だけでなく役場全体で取り扱っています。その中で今条例ができましたので、その辺は職員のほうにも再度周知して徹底していきたいなと思います。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 今そういう各課でという話で、そういう組織的なもので何かあるのですね。その情報を守るために、住民の。それって何という組織なのですか。今あるもの。教えていただいていいですか。例えば別件であってもそういう住民票だとか個人の名前が流出しない、他人に知られては駄目なものをそういうことで掌握してみんなやっているわけですね、住民基本台帳からみんな発信してできていっているから。そういうのって別件であるという今話でなかったでしたっけ。

(「組織の別件はあります」の声あり)

○5番(伊藤 昇君) いや、組織というか、そういう流れの……

○議長(木村俊広君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長(長瀬賢一君) お答えします。

職員に対してはもちろん都度管理職会議、あるいは通達等を出して、そういう個人情報等に配慮した取扱いをするようにということは通達なりで出しております。また、それぞれの部署でいろんなそういうガイドライン等が設けられておりますので、そういったものを基にそれぞれの課でそれを実践してしっかりと個人情報のそういう流出、そういったものの注意をしながら業務に取り組んでいるというような状況でございます。

以上です。

○5番(伊藤 昇君) ちょっと多いのですけれども、そしたらこの第2条なんて要らないではないですか、普通にそれはやる業務だから。わざわざ書いているということ自体が何かあるから第2条という条例で盛り込んだわけですね。今の副町長の話だったら通常でそういう情報を流す、それは公務員である以上もうはっきりしているのだけれども、そういうことを2次的な被害が起きないようにことを対策するためにこれつくっているのでしょう、第2条でわざわざ。だから、そういうことを知らしめる方法というのは役場で当然あるべきだと思うのだけれども、どうなのでしょう。

○副町長(長瀬賢一君) まず、この第2条については用語の定義ということでもう押さえていただきたいというふうに思います。そして、2次的被害というのはこういう被害をいうのだよということをここで言って、3条のほうの基本理念になるのですけれども、このところでそういった2次被害の方が置かれている状況、その他事情に十分配慮してやっていかなければならないのだよという理念をここでうたっていることですので、それはおっしゃるとおり当然のことなのではないかということなののですけれども、条例上……

○5番(伊藤 昇君) それ副町長言ったことだから。

○副町長(長瀬賢一君) はい。条例上やはり基本理念というところで載せたほうがふさわしいのではないのかということで、こういうような記載になっているということでございます。

○7番(斉藤優香君) 事務的なことなのですから、重傷病見舞金のほうは申請が必要で、それは本人でなければ駄目とか、あとそれに伴って診断書の提出が必要とか、前にも町で見舞金みたいな、お祝金のときもそういう必要書類を徹底していないがために受けるほうが混乱して受ける期間が延びてしまったりということもあったので、そういうとこ

ろはきちっとされているのかということと、代理人とか。

あと、1か月以上というのは結構重症になって、切り傷ではないですけども、刺し傷とかでも割と2週間とか、そういう傷も多い中でこの1か月以上という期間を決めた理由とか、何かがあって1か月以上というのになったのか、まずお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、重傷病等の申請の関係ですけども、当然添付書類のほうは先ほど言ったお医者さんの診断書だとか、そういったものはつけてもらうようにしております。

2点目の何で1か月なのかという話なのですけども、こちらのほうは軽傷であれば生活等々にも、支障は当然あるのですけれども、本当に生活できないというほどの影響はないのかなというのと、先ほど来言っていますけれども、こちら全国的にそういったふうになっていますので、このように1か月としております。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 先ほどのお話と重複するかもしれませんが、第3条の第4項目というのですか、犯罪被害者等支援は、町、関係機関等、町民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならないって書いています。ということは、町民もこれに協力して推進していかなければならないということがうたっているわけですから、この条例で。それを先ほど言ったようにただ告知するのではなくもっと幅広く、先ほど検討すると言ってくださったのですけれども、幅広くぜひ町民の皆さん方に理解してもらえるように進めていただきたいというのと、恐らくこれの説明を町民の方にしたら、犯罪ってどこからどこまでを犯罪というのって聞かれると思うのです。これというのは具体的には特に決まっていはいないのですよね。決まっている。それってどこか明確にできるものってあるのですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

この条例だけ見るとなかなかその範囲というのは見えにくいのかなと思うのですけれども、基本的には人体に支障がある殺人だとか、傷害だとか、性犯罪だとか、そういった人体に影響の出るものに対しての支援となります。なので、インターネットだとかの中傷だとか、そういったものは今回のこれには対象にはなりません。

以上です。

○6番（野口周治君） 今のところなのですが、身体的には傷はないと。だけれども、心的トラウマということがあります。これはお医者さんの領域では明らかに影響を受けると、日常生活ができなくなる、外に出られなくなる、異性のいるところには出られない人が生まれてくるといったことがあります。そういうものまで含めるのが私はいいのではないかなと思うのだけれども、そこをどうするのか。これは立法技術というか、成文化するのは非常に難しい領域なのですが、そういう心的なものを含むのか除くのか明確にして、含めるのであればそこを含むような技術が要る、言葉にするのための。ではないかなと思うけれども、どうかというのが1つ。

それから、先ほど伊藤議員の質問にあった2次被害の話なのですけれども、私はここで言われていることを確認したいのですけれども、役場が情報を出すかどうかという、役場の人から漏れるかどうかということももちろん大事なのですけれども、もう一つはそういった風評が広がることでここに書かれているように取材攻勢を受ける、それからそもそもあいつがあんなことをしているからこんなになったのだの類い、例えば性被害に遭ったときにあんな格好をして夜中に出歩けば、それは遭うよねというふうなうわさが広まるようなことも世の中にはあります。こういうことについては基本的人権の立場に立てば人がどういう格好をしようがどこに出かけようが勝手であるし、それをもって中傷することなんか本来許されない。そういう人権を守る立場の広報というものがこの背景になればならないし、そういう観点から支えるというのがこの第2条の規定なのかなと思ったのですが、どうかというのが2つ目です。お願いします。ちょっと難しいですか。ちょっと言い方変えましょうか。例えばマスコミがわんわん取材攻勢をする。それから、本人の落ち度論、本人があんなことしているからこんな目に遭ったのだよという周りの中傷、大体あいつがもともとさというふうに言われる中傷も防がなければならない。そうすると、被害があった瞬間にそういう本来非難されるべきではないことを非難してはいけませんよ、あるいは取材が来て困っている人になるだけ周りがかばいましょうね。いろんな人がありもしない、あるかもしれないけれども、いろんな話を振りまくことでそれがネット上の中傷を山ほど出てくるようなことを招いたりもする。近所の人こんなこと言っていますってあつという間に情報出ますから。そういうことも含めて周りが配慮を持って接することが必要だと思うのですが、ここに書かれていることはそういう、プライバシーの問題が挙がっているのはそういうことも含んでいると思うのですが、そうであるのかどうか。含むのであればどういうことをイメージしているのかを言ってもらえたらなと。要は人権啓発だと私思うのですけれども、どうでしょうか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目のけがだとか、そういうのでなくて心身的なものについても当然そういったケースも出てきますので、診断書等々があれば出していききたいなと思います。

2点目のほう、すみません。何回も質問もらって、ちょっと今理解もあまりしていないのですけれども、こちらのほうそういった風評被害等々が起きないように事前に告知したりとか、もしそういう事件があったときには気をつけてもらうようにだとか、そういった配慮はしていきたいなと思っております。

以上です。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

2点目の部分なのですけれども、野口議員おっしゃったことというのはまさに第3条の基本理念のところに書かれているということなのです。ここの条例でこういうことで町を挙げてやっていくのだよというようなことを条例で定めます。そして、それをではどうやってやっていくのかというのは議員おっしゃったとおりやっぱり人権の教育というような

部分になってきますので、その部分は人権擁護委員さんですとか、そういった方々との連携というものも必要になってくると思いますし、様々なそういう機関と連携しながら町もこの理念に沿った対応をしていかなければならないというふうに考えております。

○6番（野口周治君） 私は今の答えど正解だと思うのですが、みんなで共有するためにあえて質問の形で言わせてもらいますけれども、例えばコロナのときにあいつはコロナになったのだというような類いで最初は町から出ていけのようなこともありました。本人に落ち度なんかないし、もし落ち度と言われるものがあつたとしてもそんなことを言うべきではない。これを守る側に行政は立たなければいけないし、周りの人もその人たちの人権、個人の人権を守るために動かなければいけない。同じように特定の人の情報を町のかなり偉い人が言ったがためにそのことが広まってしまったということも現にありました。これは防がなければならないのだけれども、出元が偉い人か町の人かどうかではなくて、そういう個人をあげつらっておとしめるようなことは基本的に駄目よねという話はベースとして町としては持ちたい。これは、例えば外国人だから排斥するというのにもつながるし、そういう人と人の関係をきちんと踏まえた正しいところに立っていないといけないよねという話として質問させてもらいましたが、そういう理解でいいですよ。すみません。質問なので。

○副町長（長瀬賢一君） 野口議員おっしゃるとおりでございますので、そのような対応で今後とも進めてまいりたいと考えております。

○13番（松田兼宗君） 確認したいのですが、20年も前にできている基本法ですよ。それなのに今さらなぜ、全道で50近く条例を制定するみたいな話で言っているけれども、なぜなのですか。20年後に、今になって。そもそも条例をつくるよりも前に基本法の内容を町民、国民なのだけれども、に徹底して宣伝しなければならなかったのでは。何で今さら。確かに基本法を見ると民間とか自治体との協力もしながらやっていくのだと書いているけれども、なぜ。分からないのだ。だから、議論がすごく細かいところで、ちょっと違うのではという話をしているのだと私思っているわけです、基本法自体みんな分かっているから。と私思っているのだけれども、どうなのですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

なぜ今のタイミングなのだという話ですけれども、今このタイミングは警察からの相談によって、自治体で条例つくっていないところはぜひ今回条例をつくってほしいという話もありましたし、当然こういったものは必要だという判断で当町も今回上程しました。なぜ今までやっていなかったのかという部分については、申し訳ないのですけれども、うちのほうでもちょっと確認は取れないかなと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） それで、結局基本法が分かっているのだから、基本法も含めた形で条例制定したら説明していかないと、町民に。分からないわけですよ、何のことを言っているのか。だから、その辺も含めてやっていただければいいのかなと思いますけれど

も。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、なかなか難しい案件だと思いますので、町民には分かりやすいようなチラシ等々で周知していきたいなと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 先ほどの答弁の中で例えば加害者が身内であったときという言葉が使われたように私記憶するのです。だけれども、もしも身内による被害のときはということですが、身内であろうが犯罪は犯罪のはずです、刑法の立てつけ上。身内にやられたのだから見舞金がないというのがもしあるとすれば、それはおかしいのではないかと考えますが。それが1つ。

それから、もう一つ、これは立法技術なのですけれども、早く救済をしたい。だから、確定する前でも、極端な場合にはお葬式にという話もあった。そうすると、起訴を前にでも、取調べ中であっても対応するように聞こえるのですが、これがどちらもやりたいですよ。正しく救済したいということと、それから早く救済したい。ただ、早く救済したときには今度後からお金を返せということが生まれる可能性がある。私これ行政で物すごく困るところだと思うのですけれども、どうやってバランスを取るのかを、ここからなのです。あらかじめガイドラインを持っておかないと、そのとき、そのときのさじ加減ということが起きてくる。さじ加減って便利に見えるのだけれども、あの人はよくて、どうしてこれは駄目なのだろうの類いは必ず起きる。そう頻繁にあることではないし、あっては困るのだけれども、それを防ぐためには何らかの考え方、ガイドラインを持つておく必要があるのではないかなと思うけれども、どうでしょうか。

以上2点です。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目の身内というか、の関係については、なかなか、お互いにぐるというか、でやった場合、非常に判断に難しいケースが出てきます。そういったことも含めて、一応線を引くわけではないですけれども、やはり三親等以内の被害者、加害者の関係であればここはちょっと該当はしないかなという判断であります。

あと、2点目の早く出すのは判断が難しいのでないかということにつきましても、こちら先ほど来言っていますとおりの様々なケースがあると思います。なものですから、なかなかガイドラインでつくったとしてもそれにそぐわない部分とかも恐らく出てくるのがこういった犯罪被害なのでないかなと思いますけれども、ある程度考えられるものについてはガイドラインなりをつくっていききたいなと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 今の三親等なのですけれども、それは要件としておかしいのではないかと思います。今日は全員協議会ですから、こういうトークにしますけれども、もしも条例案として議会にかかったときには、これはきっちり議論をさせていただきます。何を

言っているかだけでもう一度、加害者が身内であろうがなかろうが被害は被害です。身内の例えば親殺し、じいちゃん殺しみたいなことのほうが罪は重いです。これは特別な家庭の事情というのを家族間のことを踏まえた面もあるのですが、あくまでも身内であろうがなかろうが刑法犯として確定された瞬間にその区分は意味をなさないはずで、そのさじ加減、刑罰としての重さのさじ加減は裁判所がするわけです、法律に基づいて。その基準で判断をしないと、外形上家庭内の問題だからというのはおかしいと思いますが、どうですか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

その判断というか、すぐ判決が出れば判断もしやすいのでしょうかけれども、判断に迷うときというか、そういった際には警察等と十分話しして、もし質疑があるうちは見舞金を給付しないだとか、ある程度刑がはっきり分かった段階で見舞金を出す、出さないについては判断していきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） なかなか難しいところだと思いますけれども。例えば分類分けとかしてもいいのかなとかって思うのだけれども。

（何事か言う者あり）

○6番（野口周治君） ごめんなさい。ちょっと混乱してしまった。例えば俺を殺して保険金を取ってくれという話があって、その要請に基づいて首を絞めるようなことが起きたとする。それを息子が逆上したからということにして、おふくろが逆上したからということにして保険金を後に残すということが、それはあり得るかもしれない。でも、そうではないこともあるわけです。孫が、例えば大変誤解を招く言い方だけれども、ひきこもりで苦しんでいる。そのことを祖父がとがめる。うるせえって殺してしまうと。これ現に起きていますよね、世の中で。そういうケースのときまで家族内だし、示し合わせたかもしれないからというのであらかじめ除いてしまうという線の引き方がおかしいのではないかと。警察が見て、これはどんな事情があったにしろ殺人は殺人だというふうに動き始めたら、そのライン上で物は考えるのが本来の姿ではないのでしょうかと。警察にも相談しておっしゃったから、その点については外の物差しを持ってきて語るのはいいと思うのだけれども、家族内だから除くというふうにあらかじめ言うことには大変問題があると思いませんか。

○住民生活課長（阿部泰之君） その辺については警察等々とも十分話し合っただけで決めたと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） あとよろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で犯罪被害者等支援条例の制定についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時07分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、国保病院、さくらの園、保健福祉課関係の議題に入ります。

I C Tを活用した地域包括ケアシステムの構築についてを議題とします。

柏渕国保病院経営企画統括監、説明願います。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） それでは、6番、I C Tを活用した地域包括ケアシステムの構築についてを国保病院がご説明いたします。なお、説明資料が多いため、なるべくはしよってご説明申し上げますが、通常より多く時間を要しますことにつきましてはおご了承願います。

それでは、1ページ目の図1を御覧ください。病院、自宅、介護施設等の死亡場所についての棒グラフになります。増加、減少それぞれございますが、2021年には病院、診療所で亡くなる方が減少し、自宅や介護施設等で亡くなる方が増加した理由として考えられるのは、自宅や介護施設等の住み慣れたところでみとられるケースが増加したものを表すグラフとなっております。

2ページ目の図2を御覧ください。国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしさを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムの構築を実現するように言われております。1、図の左上でございますが、森町では超急性期医療、手術等は同じ医療圏内にある函館の医療機関が担います。2、手術の種類にもよりますが、大体2週間以内で在宅に戻ります。もしくは、直ちに在宅に戻れない状態にある場合は、リハビリが必要と判断される場合には回復期リハ病棟、函館、または国保病院にある地域包括ケア病棟等へ転院となり、リハビリをした後に在宅に戻るか介護施設、特養や有料老人ホーム等に戻ることになります。

3ページを御覧ください。3、在宅に戻った後、ひきこもり等による生活不活発病等の予防のため、デイサービス等の訪問サービスを利用する等のサービスを受けるためには介護認定を受けるなどの相談業務やサービスのコーディネーターを担うのが図2の左下段、役場にある地域包括支援センターや介護保険係の役割となります。

4、介護認定を受けて介護が必要となった場合は自立、要支援1から2、要介護1から5のいずれかに認定されることとなりますが、その状態によって介護保険を利用できる上限額が決まりますので、受けられるサービスをその範囲内でコーディネートされていくこととなります。要支援、要介護とは何かというと、日常生活の中でどの程度介護、介助を必要とするのか、介護の度合いを表す指標でございます。自宅にしながら受けられるサービスを訪問型サービス、主なものとして訪問介護や訪問看護になります。また、施設に通

いながら受けられるサービスは通所型サービスとなりますが、主なものとして通所介護、デイサービスと通所リハビリテーション、デイケアとなります。

図3は、状態像変化のイメージ図です。ご参照願います。

4ページの図4を御覧ください。赤い線が年齢とともに落ちていくADL、日常生活動作の状況になります。肺炎等で入院したりすると治療中は一旦横ばい状態になるものの、退院後は急激に落ちていくケースが見受けられますが、病院と連携強化することによって疾病が急性増悪する前に早期に入院し、精査や治療することによってADL、日常生活動作が青の曲線のようになるよう町内で対応することが非常に重要になります。このように町内の社会資源、病院、介護施設等を有効に活用し、住み慣れた地域で人生を最後まで続けることができるようにしていくことが地域包括ケアシステムを構築することになります。

図5は、もっとリアルな曲線を表しております。対策をきっちりに行った結果、赤線のようになっていきます。このような努力を継続することが重要です。

5ページを御覧ください。今地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で国保病院が推進している活動は、大きく分けて2つございます。具体的な内容は以下のとおりです。1番、国保病院とさくらの園で連携強化を推進しており、その活動を標準化し、今後町内の介護施設等へ提案、町内のクリニック等とも提携しながら町内全体に展開していきたいと考えてございます。

①番、国保病院が疾患を持っているさくらの園の入所者について毎月さくらの園と打合せをしながら状況を把握、国保病院の医師が往診時に状態をチェックしながら早期治療を推進してございます。

②、新規の利用者については利用者情報を国保病院とさくらの園で共有し、ADL状況や疾患等について把握してございます。

③、褥瘡については、ケアの統一化、洗浄、軟膏塗布等の処置や薬剤の標準化を図り、増悪しそうな場合は早期に入院させて治療し、完治後はさくらの園へ戻ってもらう。褥瘡措置の研修については、病院側の外部研修会にさくらの園のスタッフを参加させたり、国保病院での学習会が開催される場合についても同様に参加させ、さくらの園のスタッフのスキルアップを図っていきます。

④、拘縮した利用者については、今後リハビリスタッフ（理学療法士）と看護師をさくらの園へ派遣し、褥瘡予防で車椅子やベッドでの適切な除圧の方法、適切な寝方、座り方や拘縮予防について指導してまいります。

⑤、さくらの園の入所者の疾病が増悪した場合については、外来を受診し、検査の状況によって入院してもらっておりましたが、結果が出るまで時間を要し、入所者や付添者、家族やさくらの園のスタッフの負担も大きいので、今後は連携を取っていく入所者については外来を経由しないで即入院させ、入院時に精査し、問題なければ1日から2日で退院してもらう。治療が必要な場合は、継続入院させる等の対応も検討していきたいと考えて

ございます。

6 ページを御覧ください。I C T、情報通信技術を活用した地域連携システムを導入し、地域連携システムを軸とした地域包括ケアシステムの構築を推進していきたいと考えてございます。（１）番、I D—L i n k、地域医療連携ネットワークサービスの導入、令和 7 年 1 月に国保病院へ電子カルテが導入されます。導入に伴い、国保病院へサーバーを設置し、I D—L i n k というシステムを導入します。

（２）、今後の導入予定、第 1 段階、国保病院、さくらの園、さくら調剤薬局等、第 2 段階、町内病院、クリニック、診療所、介護施設、調剤薬局等に随時依頼や説明をかけながら波及させてまいります。

6 ページ下段の I D—L i n k、地域医療ネットワークシステムの説明は、後で御覧ください。

7 ページ、8 ページ、9 ページは、後で御覧ください。

（３）、はこだて医療・介護連携サマリーの導入について、函館市医療・介護連携推進協議会では医療、介護連携推進を強化すべく、情報にばらつきのない地域で統一された情報共有ツールの整備を進めるため、各関係事業所等との協議を重ね、情報を一元的に把握し、医療、介護の関係職種の連携と情報共有を支援するための情報共有ツールとして、はこだて医療・介護連携サマリー（以下「サマリー」）というシステムがあり、このシステムを I D—L i n k の導入と同時に導入することを進めてよいものかどうか当初は迷っていましたが、14ページの図12参照、産業医科大学医学部公衆衛生教室の松田晋哉教授の講演をお聞きして、I D—L i n k のメモ機能にはこだて医療・介護連携サマリーを添付して送ることによって在宅、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の支援ありから介護施設、介護施設から病院等のロスのないスムーズな連携に活用すべきシステムであることを再認識することができました。よって、当町においてもこのシステムを導入し、有効に活用していきたいと考えてございます。このシステムは、エクセルベースのシステムになります。活用方法は、図10を御覧ください。ちなみに、エクセルベースなので、導入費用はかかりません。①、基本ツール①、②、①、対象者の基本情報様式、ここは図10となっておりますが、11の間違いです。ご訂正ください。図11をご参照ください。②、対象者の在宅での生活状況や生育歴の詳細情報の様式、図11を参照ください。②、応用ツールは、特記事項の19項目のいずれかに該当する場合は該当する箇所のみ記載の上、添付することになります。

15ページの図13は、講演会資料を抜粋しているものでございます。分析内容は、非常にショッキングな内容でございます。在宅患者は、肺炎や尿路感染症と心不全の悪化などで一般病棟との間で直接的な入退院を繰り返しながら、月に10%弱、3年間で3分の1が死亡するようになってございます。ちなみに、町内の65歳以上、4月部分でいきますと5,493名、3年間で約1,831名の方がこの図を見ると亡くなっていくという形になっていくことになります。また、入退院を繰り返すことで要介護度や認知症の悪化が生じ、グループホー

ムや介護施設への入所に移行する者が3年間で5分の1程度発生するという統計が出ておりますが、地域包括ケアシステムが機能しないとどんどん悪化する可能性が高いということになりかねません。

図14は、今後の傾向についての記載です。

図15は、はこだて医療・介護連携サマリーをスタンダード化すべきであるとの説明になります。

以上のことを踏まえると施設間の連携強化とICTを有効に活用することによって可視化、標準化、無駄の排除等、地域包括ケアシステムを早急に構築していかなければこれからの老老介護時代に高齢者の人口流出につながりかねないことであるという危機感を抱いております。

説明は以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑。

○3番（高橋邦雄君） すみません、何点かちょっとお聞きます。

まず、この連携システムの構築について、医療機関、福祉機関等の業務の効率化並びに生産性の向上、これは確かにすごくいいことだと思います。ID—Linkに関しまして、このシステムを導入に至って、現在道南地区で活用されている事例ですかね、それはあるのかどうかと、あと検査、処方データ、画像データの診療が可能となるのですが、今後マイナンバーカードというのも必須に多分なっていくと思います。その中で、マイナンバーカードを利用した情報システム、こちらのほうにきちっと切り替えるものなのかということと、あと話、説明を聞いて専門的な知識がいるのではないかとちょっと思っておりましたけれども、全体的に情報の共有を推進することで患者さん等が安心して医療を受けることができるということで漠然と理解していますけれども、情報に関してかなりサマリー的な専門的な詳細な部分があるので、例えばこのID—Linkを開くのは職員全体が開けるものなのか、特定の方、特定の課がそれを開くものなのか、その部分ちょっと説明お願いします。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず1点目、地域、道南ににこういうID—Linkが波及されているのかということでございます。まず、発祥は道南でございます。函館地域から発祥されてございます。今北海道内よりも、どちらかというとな全国的に本州方面のほうが波及されているところが多いでございます。全国的に今ナンバーワンのツールということで動いてございます。ですから、今後我々としては非常に有効に活用できるツールであるということと、やはり設備投資が少なくて済むということが一番大きいと思います。それと、情報を共有化していきながら医療等々を標準化して、患者様、町民一人一人の情報が町内で常にどこでも閲覧できたりだとか、その情報をちゃんと確認をしながら見ていけるというシステムになりますので、医療の標準化、非常に難しい話でございますけれども、例えばA病院に行って検査をしました、B病院に行くと、一応うちでももう一度検査をしないか、やっぱりしないと

いけないねということが今ラインでつながってしまうとここで検査したものが全てそのデータが行くような形になりますので、次の病院では検査が必要ないということになります。それを確認する。あと、全ての様子、入院の情報等々が記載されてございますので、余計な医療を展開しなくていいというメリットがございます。となると、最終的には医療費が圧縮されて保健事業等々の部分に波及されていくというメリットがございます。

あと、今調剤薬局という話も私しましたけれども、例えば国保病院にかかりました。そして、調剤薬局から処方を受けます。そうすると、皆さんが調剤薬局にお薬手帳を持ってきちっと貼付けをして、かかっている病院を全て貼付けをして薬局にお出ししているかという、意外と高齢者でそんな、我々もそうですけれども、だらしなくなっているケースがあって、特に胃薬ですとか、急性期で函館の病院にこの疾病でかかっています、森国保病院でここにかかっていますということでもかなり多数の病院にかかっているケースがあるので、必ず胃薬がどこの薬にも出てしまうのです。そういったものが調剤薬局まで来ますと、疑義照会といって内容を精査して、この薬を出す必要がないのではないかとということでそこを圧縮したりだとか、あと飲み合わせの悪い薬が函館の病院から出ているので、これは別な薬に替えましょうかというようなことを調剤薬局で照会して、それを国保病院に返していくだとか、そういった活用ができるような形になっています。大まかな部分でございます。

それで、2番目のマイナンバーとの部分でございます。これから国はマイナンバーという部分の情報提供ということをやってまいりますけれども、マイナンバー、レセプトというのは2か月反映されるまでにかかってしまいます。ですから、リアルタイムの情報というところのID—Linkと、それとやはり保険の診療情報ということで2つの、今日本国内での学会の中では両方をきちっと押さえながらやっていかなければいけないですねというのが今の教授の先生たちの言っていることでございます。片方だけではなく、リアルタイムに見れる状況、それと国保のマイナンバーを使ったデータ、どちらとも有効活用していきながらやっていかなければいけないというのが今の国の先生たちの言っているところでございます。

あと、サマリーだとかということで、これについては介護保険の医療側にちょっと偏っている部分がございます。ですから、まず少なくともさくらの園と病院はきちっとそのフェイスシートを情報共有できるような、これのメリットとしてはサマリーの情報をID—Linkに載せて、それを載せるとID—Linkのほうでポップアップで情報が提供されていますというふうに出るのです。そうすると、入院するときに事前に情報を今まで紙ベースで流しているものをID—Linkに載せてしまうという話になります。それと、もう一つは、結局今までは紙で来ているものを写すのです。紙にまた看護計画だとかということで、看護は情報をもらったやつをまた写すのです。それを今共通したフォーマットに全部してしまうものですから、そのまま電子カルテに取り込むということが可能になってしまいます。ですから、看護業務が圧縮されて情報が、余分な仕事、打ち込んだりだと

か載せたりだとかというものが省けるというメリットがございます。

あと、保守的な部分どうするのかという部分があると思うのですが、今指紋認証ですとか、あと暗証番号ですとか、あと静脈認証ですとかという形で世の中どんどん進んでいますので、2点、3点という形で安全確保ということと、あと場所についてでございますけれども、全部というわけにはいかないと思います。看護側、相談側、相談って医療相談室ですね、情報を共有してやり取りするところについて専門のパソコンを設置させるか今既存のものに入れるかして、それでどこでも見れるということでは危険性がいろいろ伴いますので、今言ったように各場所を限定した上でセキュリティーについても2点、3点という形で、誰でも見れないような形でセキュリティーを増やして今やっている状況でございます。非常に重要な情報が全部行き来するような形になりますので、そこら辺のところの保守というものについてと誰々が見れるものについてということについてはきちっとそこはルール運営した上で運用していかなければいけないということになります。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 説明ありがとうございます。今お話、説明受けた中では実務的な効率性がすごく高いと、医療、福祉にとっても効率性がすごく高い取組だということを理解しましたけれども、この情報に関して、例えば患者さん、入居者に関していろんな医療、いろんな情報がサマリーがあるわけですから、それを取るときに例えば承諾というのを取っていくものなのか、必然的にマイナンバーカードというような方向性になるので、組み込まれていくので、必然的に見れていくものなのか、その1点と、僕は報道でこのシステムを併用している内地の医療機関、一応報道でちょっと見たことあるのですが、救急で例えば重篤で運ばれたときと、こういうシステムを活用しているから、例えば既往歴、どういうお薬飲んでるか、どういう病院にかかっているかというのをいち早く情報共有できて、その方の生命助けることができたというような、ちょっと報道で見たのです。今ちょっと実務的なお話を聞いたのですが、例えば消防もこの中に入りながら、今後共有しながらそういう患者さんの延命ができるのか、早期に医療機関にかけることができるのか、今後のことになると思うのですが、その点ちょっと見解があれば教えてください。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、これは必ずシステムに入るためには当然自分のところの患者さんではなければ見れません。それと、どこどこで見れるところについては、全て閲覧して同意が必要になります。ここで閲覧できますということで、それで了承しますかということで閲覧同意というものを必ず取って、閲覧できるところについては必ずそういうような形で進めるという形になってございます。

あと、2番目の今後の展開でございますけれども、道東方面で一部地震なんかがあって、独自のシステムを導入しているというところがございます。どうしても動線が長いところというのは、独居で突然何か有事の際に倒れたりだとか、あと身元がよく分からない、既

往歴が分からない、過去どういう薬を飲んでいるのかも何も分からないっていったときには、今後についてはそういったことも有事の際には多分そういう情報を町長の決裁だとかで見れるとかという話になってくることだと思います。そういったことも含めて、有事の際にはそういう今の持っている情報については消防も含めて閲覧が可能というようなことで波及できるような形で、町の安全、安心ということを全部これ全てに波及させて何とか持っていきたいなというのが私の考えでございます。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 最後に有事の際というお言葉が出ましたが、まさにそこなのです。現状これ医療システムとして町民にとって必要、生命を守るために必要なシステムだと思うのですが、一番問題なのは有事なのです。このときに、例えばそういうようなシステムが構築されていれば、この方に対して2次的、3次的なことで例えばお亡くなりになったり重症になるケースが僕は減るという情報は報道でちょっと耳にしております。そこを考えているのではなくて、今後その立ち位置までしっかりと考えながら構築していただかないと、すごくいいシステムを今導入しようという考えなので、その部分も踏まえてきちっと確立してほしいと思うのですけれども、どうですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

今議員おっしゃっているとおり幾らいいシステムであっても、きちっとスタンダード化されて有効活用できる部分を構築しなければただの情報という形で、要するに有効活用されないというものになってしまうと、これははっきり言って無意味なシステム導入という形になりますので、我々としては今国保病院、さくらの園、それとロイヤルさんだとかも含めて近隣の部分でそのスタンダードをきちっと固めて、いいところ、悪いところ、これをこういうふうにしなければいけない、このサービスはこういうふうにしていくべきだ、情報はこれを載せる、載せない。そういったものも含めてきちっと標準化をして、そして重要なのが我々が出向いて行って町内の施設だとか在宅のそういう事業所に説明をしていながら導入をしていっていただく、それと今地域包括ケア会議だとかというふうに会議を行ってございますけれども、そういった中で使い勝手の標準化だとか、こういう教育が必要だとかということで、そういったこともフォローをしながら、有効活用できるシステムを我々としては考えていきたいということで動いてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○8番（千葉圭一君） すみません、再度確認なのですが、このID—Linkの閲覧できる人のルールというのは、もう一度確認なのですが、例えばさくらの園にしてもほかの町内の病院にしても1名という、医者だけとか責任者だけという限定でルール決めをしようとしているのでしょうか。

もう一つが、情報漏れがもし発生した場合の責任は国保病院で取るのですか。

それと、もう一点が、8ページにもあるのですが、例えば国保病院で検査してレ

ントゲンした。それがＩＣＴを使って函館の大きな病院に行くと。そうした場合に、では函館の大きな病院は検査しなくていいかといったら、ほとんどするのです。自分の病院では自分で検査して、手術の可能性もあることを踏まえたら結局やっぱり全部検査するのですよ、血液から何から。それを考えたら、ここの８ページの文言は提言にはそんなにつながらないと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、設置するのは１名なのかということでございますけれども、これ正直申し上げますと、その施設、施設によって使い勝手が違いますので、これは１名ではございません。希望される台数につきましては当然その施設ごとに吟味する必要があるかと思っておりますけれども、それは台数は例えば２台でも３台でも接続することは可能です。

それで、この情報漏洩がした場合に国保病院が取るのかということでございますけれども、これは各施設同意を取る形になりますので、それは各施設ごとに情報の管理はきちっとしていただかなければいけないという形になります。あくまでも国保病院、函館の病院、それぞれ同意を受けている病院が全て見れるような形になります。ですから、今国保病院という話ししましたが、これは函館の急性期病院についてもつながってまいります。それで、今議員おっしゃっている８ページの部分の文言ということでございますけれども、これは全部既往歴というものが見れるようになります。ですから、何がこのシステムで重要なのかといいますと、それを抑制する部分にもつながってくるようなのです。ですから、ここでやっている、ここで検査をしているのになぜここの病院でまたこういう同じ検査をしているのかとか、ほかの病院で全部閲覧をできるような形になりますので、そういう記録等々につきましても皆さん、ほかの先生をはじめ、医療陣も見ることがになりますので、そこについては過剰な医療というものを抑制する部分のアイテムにはなっていくというふうに考えてございます。

これは、実績等々もほかの、今全国展開してございますけれども、それに繋がっているということで報告されている部分でございますので、どうしてもオペだとか、手術という場合はこれまた別だと思っております。事前に手術に対して検査を、事前にもう一回再度しなければいけないということになりますので、あくまでも急性期病院で紹介状をもらって、もう一回地元の病院にかかってくださいといったときに、その日に病院かかったときにまた再度同じ検査を今までだったらしているものがボックス、ついさっき撮った部分がそのまま紹介状とともに飛んでまいりますので、それを基に先生は診察をするという形になります。ですから、誤解のないようにもう一度説明しますと、どうしても手術だとか、そういう命に関わるようなことについては先生はもう一度される可能性は高いですけれども、先ほど言ったように紹介状をもらって函館から森の国保病院に来たとなったら、それを見ながらできるようなことになるので、こういうシステム入れることによってそういう部分の抑制につながっていくというふうに考えていただければよろしいのかなと思っています。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 再度確認します。それは、森町の町民の人が例えば国保病院で検査をしたけれども、多分こういう病気なのではないかっていって大きな病院に行く。大きな病院で何らかの処置をして、そこに国保病院でもう一度入院してケアが必要だった場合に、戻ってきたときにその情報があると国保病院では改めて検査をする必要がないから、お金が浮くという、医療費が低減するという意味ですか。それとも、国保病院で検査したもので大きい病院に行って検査しなくて済むということなのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 多分議員勘違いされているのですが、時系列で森国保病院から例えば函館の病院に行きました、その情報行きます。今度函館の病院で検査をしました。戻ってきます。その情報も全部こっちに来るのです。ですから、その双方向のやり取りがあるので、先生たち当然それを見えていますから、それを過剰に検査するということになると、皆さんどういふ病院でも見られている、例えば同じ患者であれば、そこにかかっている患者については閲覧可能になりますので、そういった場合にやっぱり過剰な医療の抑制です、これはあくまでも。抑制にはつながってまいると我々は考えていますし、データ上もやはりその部分については出ていると思います。

以上です。

○8番（千葉圭一君） すみません、このシステム自体が駄目だとか、そういうことを言っているのではないのです。これは、町内でやる分にはとってもいい情報のシステムだなというふうには思います。ただ、町内で診れないから、大きい病院へ紹介状を受けて行くのに、向こうのほうで町内でのレントゲンとか、そんな検査だけで、もう一度検査しないということはある得ないでしょう。もう一度最初から検査するのですよ、大きな病院は。そしたら、医療費はかかるわけです。ただ、そこから森町の病院に戻ってきたときには、共有できるから、あえて同じ検査をする必要はないから、その分だけは浮くという考え方ですかって聞いているのです。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

森の国保病院で限られた検査装置しかないですから、当然急性期病院でもっと大がかりに検査するということになりますので、ただ有効にうちの病院で診察して検査しているものを活用できるものは当然それを活用します。それ以外に急性期病院で活用するものについては活用していくという形になりますので、そういうやり取りを、これはうちだけではないです。例えば函館の急性期病院だとか慢性期病院だとか、そういう連携のもともとの理念がそういう形で1患者1カルテを目指して医療を展開していこうという考えの下スタートしたシステムでございます。ですから、1患者1カルテ、みんなカルテそこそこの病院にそれぞれがあるのです。そうすると、いろんな医療を先生の好きなようにやられてしまうのです。それを1患者1カルテということでカルテを1つにすることによって医療の少しでも標準化につながったりですとか、余分な医療をしないようにしたりだとか、そういったことにつながっていくので、要は医療費の削減等々にもつながっていくシステムで

あるということいろいろ啓発しているような状況でございます。そういったシステムで
ございます。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） 今統括監言われた。医療の抑制、抑制というばかりなのだけれども、患者の身になって病人だと思って病院にかかる。前までというか、今も言われているけれども、セカンドオピニオンという制度もあるわけですが、実際に。そしたら、違う方法で検査をしたり、しないと分からないわけだ。それで見つかって治る患者もいるわけさ、実際に。だから、それが全て1病院の検査データがあるから、カルテがあるからだけでそれで処理されてしまったら治る病人も治らないのでないかなって私は思うのです。だから、医療費の抑制の前に病人が治る、生存できる、そういうことのほうが逆に私は大事なのかなと思いますし、もう一つ、7年の1月から電子カルテやるというのだけれども、何で今の時期、7年の1月なのかよく分からない。新年度からやるとか、もっと前にやるというのなら分かるのだけれども、何で1月なのかという、限定しているのが、まさに今やっている例えば国保病院でも手書きのカルテですよ、先生たち。だけれども、大きな病院に行けばみんなパソコンで打っている電子カルテになっている。それだけの開きがあるのだ。それ数年前のものも一気にできるのでしょう、電子カルテに。するということでしょう。データ飛ばすというのでしょうか。なぜその電子カルテが1月でやらなければ駄目だったのか、ここがちょっと。例えば統括監が言ったから1月なのか、今までそういうことを考えてなくてやっていて、例えばこの間私も講演聞いたけれども、あの先生がいたから感化されて、町長がこれやらねば駄目だと言ったのか、私その辺りがよく分からないのだけれども、今までの手で書いたやつがそしたらまるっきり駄目だったのか。

例えば看護婦さんでも温度板書いてきて、それカルテに持ち込むわけでしょう、そういうものも全部やるのですか、パソコンでこれから。だけれども、前のデータあるわけだ、温度板でも何でも。そういうものも全部整理するのですね、1月まで。そういうことも全部含めて電子カルテにしてやる。だけれども、病人というか、私個人からしても選べる権利はあるわけだ。こういう制度、セカンドオピニオンという。国保病院には例えばPET検査なんてないわけだ。急性期病院でもあるところもあるところもある。それを使える、診れるお医者さんも限られているわけだ。そうなったときに、全てが電子カルテでそれでオーケーですよなんていう話には私はならないと思う。治る患者も治らないのではないかと私は思うのですけれども、その辺り医療費の抑制ばかり言われても、私はそこはちょっと違うのではないかと、私はそう思うのですが、どうですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） すみません、本来の今議員おっしゃっている医療の部分、1患者1カルテでデータを1つにまとめることのメリットというのは、今までどういう病院、どういう検査をして、要するに急性期病院でどういう処方を受けている、そういうものが今まではA病院、B病院、C病院ってそれぞれあったのです。ですから、その部分というのが一緒になって見ることはできなかったのです。ですから、それぞれ

が同じような形の検査をしたりだとかということをしている。それを電子化することによって1つで見れるようになるのです。ですから、今議員おっしゃっている、僕経費のことばかり言っていましたけれども、逆に患者さんにとって一つのデータをいろんな病院のデータで見れるということになると、先生にとってみると、ここでこういう検査しているな、こういう部分があるのではないか、ここの病院でもこういう検査している、こういうあれがあるな。それを総合的に見れることになるので、ばらばらの紙カルテでやっているよりより濃厚なデータを基に診断をできるようになってくるシステムでございます。

ですから、セカンドオピニオンでほかの病院を希望したとしてもそれがついていくわけです、もしID—Linkが入っている病院でございましたら。ここではなくてほかの病院の先生に診てほしいっていったときに、決して今あったデータが無駄にはならないのです。それがID—Linkでつながっているのであればそれもまた見れるようになるものですから、患者さんがほかの病院かかりたいのだ、今の先生だけではなくてという権利を行使したとしても、そのID—Linkがつながっているところであれば同じデータを経由することができるので、よりほかの病院でやったデータも全部見れるようになりますので、患者さんにとっては非常に無駄のないような形で、診断のデータを閲覧、先生ができるようになるので、より濃厚な治療につながっていく可能性が高いというふうに考えてございます。まず、これが1点です。

あと、1月1日の部分でございますけれども、まずこれは予算が今年度の予算で計上されて、了解もらってから進めてございます。それで、最短で今進んでいるのが1月という形で進めている状況でございます。全体としても町内申しますと、渡島管内ちょっと遅いほうでございますけれども、決して今の先生に言われたから感化されてということではなくて、今時代に病院DXを推進していくというふうに国からいろいろ話出ていますけれども、その中に電子カルテ化をやっていかなければならないということに伴って、うちの町もちょっと遅さみではございますけれども、それを予算を上げて皆さんに許可をいただいて今電子カルテを最短で進めているのが1月ということでございます。

あと、先ほどPETというような話もされましたけれども、ですから議員おっしゃっているようにそれぞれが、うちでは全然できないものが例えばほかの病院であればPETだとかできる先生がいるという、そのデータ、今までうちでかかっているようなデータも全部既往歴という、昔の薬だとか、どういう検査をしてどういう治療をしているのかというのも全部見れるようになるのですね、こちらのPETやっている病院で。ですから、非常にそこは幅の広い診療に役立つデータとして活用できるシステムになりますので、紙カルテでばらばら、つながらないデータをそれぞれが持っているということではなくて1患者1カルテにするということはどこの病院に行ってもそのカルテが適用されるということになると非常に患者さんにとってみると、今までのどこの病院でどういう治療していたとかというものを申告当然するでしょうけれども、漏れた場合でもそれを確認することができるというようなことになってまいりますので、データとしては非常に有効に先生にとっては

活用できるシステムだということで回答させていただきます。

○1 番（伊藤 昇君） 統括監のお話十分分かるのです。私も講演会も聞いてなるほどと思ったのですが、ただレントゲン一つにしてもそのお医者さんで、裏から見たほうが分かるねとか、横から見たほうが分かるねという人もいるかもしれない。だから、もう一回撮らなければ駄目だという人もいるかもしれない。さっき医療のほうだけでないよという話聞いたからちょっと安心したのだけれども、経営状態ばかり言われて、患者さんを度外視したような話になるのであればそれはちょっと違うのではないかなと、病院は治すためのところだから。治せないのだったら、違うところに行きますよ。大学の教授のところに行って診てもらって、何十人もの先生に診てもらって治す方法見つけてもらう。これやっぱり自分のためですから、それはみんなやることだと思うのです。それを医療1つでまとめてそこで撮ったから、あとは撮りませんよなんていう話にはならないのではないかなというふうに、町民からすればそう思うと思うのです。ですから、その辺りの発言の仕方はちょっと注意していただければいいのかなと、あくまでも患者さんは治すために病院に行っている、ということなのです。

それから、もう一つ、5 ページの①の国保病院とさくらの園の具体的にうちの町のことでやっているのだけれども、これ医師が往診してというのだけれども、さくらの園に嘱託医として国保病院の院長発令されているわけだね。国保病院の入所者の皆さんの体を管理するというふうになっていると思うのですよ、嘱託医だから。だから、わざわざこれ書かねばならないという意図がよく分からない、やっていなかったの、そしたらということになるのでないかと思うのですけれども、いかがですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） まず先に、治療云々ということに関しましては、ちょっと私の不適切な発言があったことについてはおわび申し上げます。あくまでも地域の町民の皆さんが安全、安心に暮らせる部分でございます。システム云々というのは、あくまでもツールでございます。やはりこのソフトの部分がきちっと我々できていなければいけないということで認識しているのですけれども、説明がどうしてもシステムのほうに傾いてしまったことについてはおわび申し上げます。

それと、今先生がもともとそういうふうに行っていたのではないのかということで、確かに1週間に1回行っているのです。ですけれども、現場ベースで、例えば簡単に言ってしまうと褥瘡の治療を先生はその場で今までだったら指示して終わりだったのです。そうすると、さくらの園と病院って行き来する間にどうしても、さくらの園で悪いから、ちょっと外来、病院の受診しなさいってなって、受診して、ちょっと状況が悪いって入院して、戻すところまでケアの状態があんまりよくない場合だとか、拘縮がひどくてなかなか体位交換ができないとかといって褥瘡がまた悪くなってしまったりすることがあるのです。今までは、それぞれがそれぞれの治療をやっているということでやっていたのです。それを今月1回必ず打合せをして、例えば分かりやすく言ってしまうと経管栄養補助剤の統一ですとか、例えばこういう栄養補助剤を病院で使っていました。そうすると、さくらの園でも

同じような形でできるようにできないかということで、家族の同意もらってそういうものを統一したりだとか。あと、今やって例えば栄養の状態で誤嚥性肺炎というのが、どうしても食形態の状態によってそういう誤嚥性肺炎起こしやすくなったりするのです。ですから、刻みの状態だとか、とろみの状態だとか、今までは病院とさくらの園別々に管理していたのです。今町立でございますので、この形態もとろみも全部統一したものにできないかということで、今その先生がただ行っているだけ以外の標準化をそれぞれの施設で図っていきながら、国保病院に入院してもさくらの園に入院しても食形態について、とろみの状態について同じような形態を取って少しでも誤嚥性肺炎を防ぐようにしていきたい。

あと、どうしても介護員がさくらの園の主でございます。ナースが3名いてやっているのですけれども、拘縮となっていた場合にどこまで伸ばしていいのかという分野になりますとセラピスト、リハビリのスタッフの専門分野なのです。今までは工夫しながらナースが勉強していったりしてやっていたのですけれども、今打合せをすることによって先生以外のセラピスト、ナースがこれから出向いて行って拘縮状態をどういう寝かせ方をしたら褥瘡ができにくいのか、あとこれから拘縮を進ませないためにはどのような日常の中でのリハビリをやっていたらいいのかというものも含めて、今中身を一生懸命そのサービスの標準化ということをつくって、2方向というのはその部分でございます。そのサービスの部分と、あと可視化をするという部分の2方向で地域包括ケアを進めていく中で進めていっているという状況でございます。

説明は以上です。

○1番（伊藤 昇君） 最後にしますので、この文章で、国保病院の医師が往診時にという、だから私言っているのは嘱託医でいつでも先生に来てもらったり、急病になったときに来てもらったりできる状況で嘱託医ってなっていると思うのだけれども、それが医師が往診時って、これ別な先生行くのでしょうか。これのやり方というのは、もともとさくらの園造ったときに嘱託医いなかったら許可にならなかったわけだから。院長ですよ、なっているのは。だから、この書き方自体がおかしいのではないのと、普通にやっていることをわざわざこうやって書かなければ駄目なのはなぜなのだろうというところなの。お願いして往診してもらわなければ駄目なのでしょう、違うお医者さんを。でも、嘱託医いるわけだから、院長が行けばいいのでしょうか、救急があった場合に、通常のものを含めて。そこがいろいろなことをいろいろしゃべったけれども、嘱託医ってそしたら何なのですか、教えてください。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 週1回実際院長がそういう形になってございます。ただ、週1回先生が来ることがなかなかそれができないということで、国保病院の先生の中で輪番制で週1回往診をするような形で今やってございます。それで、緊急時にすぐに来るのだろうということでいってしまうと、今のところは外来受診という形でさくらの園から受診をしに行っているような状況でございます。そういった中でやりくりをしていて、どうしてもさくらの園から出向いて行って外来受診をして検査をしてということ

になるとかなり時間を要したりして、今のところそれで入院も次の日になったりだとかということが結構あるものですから、今その部分を連携会議の中で先生も含めて即入という形ができないかどうか、そうすることによって入院者の皆さんも早期で受診できますよ、そしてそれに付添いで行っている方々も何時間も外来で待たなければいけないというものをそういったことも含めて解消していきながら、スムーズな出入りを今構築しているところでございます。実際のところは、今のところできてございません。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 俺中身のこと聞いているわけではなくて、そしたら厚生労働省に嘱託医って登録していて、それ誰でもいいの、嘱託医というのはいつでも替えれるのですか。それで許可もらっているのでしょうか、厚生労働省からさくらの園が。嘱託医もいますよ、何々職員何名いますよということで出してやっているのでしょうか。そしたら、嘱託医、Aの先生、Bの先生、Cの先生って替えれるのですか、いつでも。私は、それを聞いている話で、中身がどうのこうのではないのです。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

今議員の納得できる答えかどうかはちょっと分かりませんが、まず診療所として登録があって、その診療所の所長として高塩先生が登録なさっていて、それで特別養護老人ホームということがオープンにこぎ着けてということは議員のおっしゃっているとおりでございます。先生が来られることについては、全部が高塩先生でなければいけないのかと、院長がやらなければいけないのかということは、それは協力病院として結んでいるところの先生であれば問題はないようです。ですから、必ず院長が全部全て対応しなければいけないのかということではなくて、それは全部カルテに記載だとかも当然それぞれ来た先生が記載してございますので、それについては問題がないということで今確認を取ってございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 手短に答弁をお願いします。まず第1に、昨日ずっと話聞いていて、こんなに病院のシステムって遅れていたのですね。というのは、私経験しているのは3年、4年ほど前に五病に行ったときに、町立病院で撮ったレントゲンだってあるのです。だから、もうそういう連携ってできているものだと思っていた。今さら何これと思っている部分があるのですが、それはそれでいいのですが、それで来年の1月に電子カルテになって、今後の予定の中では、6ページのことなのだけれども、第1段階、第2段階ってあるけれ

ども、これの部分のタイムスケジュールはどういうふうになっているのですか。

それと、エクセルベースでなっているから安く済むのだという話を言っているのだけれども、総額でどの程度見込んでいるのか。このシステム組み込むのに当然函館のほうと組んだら、それに連携する部分の委託料というか、仲介料というか、そういうような形のものが必要になってくるのだと思うのだけれども、そういうのを含めてどの程度見込んでいるのか。

それと、もう一点、今函館圏内の話をしているけれども、札幌、全道も含めて、さらには全国含めていろんな医療機関との連携というのはあり得るのでしょうか、これ。その辺の話ちょっと聞かせてください。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

うちの遅れていたのかということと言われると私もちょっと回答するのが心苦しいのでございますけれども、やはりちょっと遅れていたと言わざるを得ない状況でございます。今までPACSといってレントゲンだけは、撮って電子化をできるシステムだけは入っていたのです。あれは、多分補助金の関係だと思います。当初補助金をもらって、PACSといてレントゲンだけは電子化して見せれるというシステムだけ入っているの、そこについては多分五稜郭病院でも見れたということがございます。今後については、その全体として見ていけるようなシステムに変わってまいりますので、全て電子カルテのデータについてはそのまま行き来はできるようになってまいります。

あと、タイムスケジュールでございますけれども、これは1件1件お願いして、教育をしながらということで、ちょっと泥くさいような形になるのですけれども、1件1件お願いして進めていかなければ駄目な状況でございますので、必要があれば、教育してもらわないと分からないよですとか、そういったケースも個々にあると思います。そういった場合には個々に教育をしていきながら、あとニーズがあまり多いようであれば僕のほうでまた今度ちょっと小グループで集めて教育をしていきながら進めてまいりますので、僕としてはなるべく早くということしか、来年団塊の世代がマックスになる状態でございますので、なるべく早く進めていきたいのですけれども、実情は、相手があるものですから、計画どおりにいくかどうかというのはちょっと今動いてみなければ分からないというような実情でございます。

それと、あと3番目の費用の部分でございますけれども、実際これは医師会病院のほうで開発しているシステムでございます。これは、エクセルベースでシステムを組むのはゼロでございます。ゼロ円です。それで、ID—Link自体は、うちの病院でサーバーをつけて国保病院で持ちます。それで、ほかの病院で閲覧のみ、見れるよう、打ち込みはない。すみません、サーバーがあることによって何ができるのかということ、電子カルテに打った内容がそのままID—Linkに反映されるということになります。町内のほかのクリニックですとか施設とかというのは閲覧という形になりますので、さくらの園もそうですけれども、そこについてはお金はかかりません。かからないのです。ですから、どんど

んその部分について有効に活用して、我々ソフトをつくって、ソフトというのは中身の部分ですね、サービスの。そこをちゃんと確立させて皆さんにどんどんつなげていって、今保守の部分も含めていろいろそれは教育していかないと駄目な部分だとかあると思うのですけれども、業者も当然やっている業者があるのですけれども、そこはエスイーシーさんやっているのですけれども、そこが入れていくという形になっていきます。教育もその部分でそれぞれ個々にしていきながら、我々は全体のそのこのサービスの部分の町内の標準化ということではいろんな利点、デメリットも含めて教育しながら進めていくという形になります。根本的には閲覧のみ、要するに見れるということに関してはゼロ円でございます。

以上です。

これは、ごめんなさい、あとインターネットの接続がまずあるということ、それが原則でございます。

○13番（松田兼宗君） 答えちょっと抜けているので、札幌とか全道とか展開できているのか聞いています。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 単純に函館が発祥というだけで、逆に言ってしまうと全道とか都市部のほうにどんどん広がっていつているのが早いのです。北海道が逆に言ってしまうと後進というか、遅いぐらいの感じで、全国的に展開はされているシステムでございますので、やはり大きな病院だとか等々についてはID—Linkにつながってございますので、全国どこに行っても今のところ大体は網羅できるのではないかと思います。一番システムの的に反映されているようなシステムであるということでご認識いただければと思っております。

○6番（野口周治君） まず最初に、この目的ですけれども、例えば救急であるとか、それから医療費の節減だとか、いろんな話が今出ているのですけれども、その理解を整理させてください。私の理解では、まず一番大事なのは患者ないしは介護を受ける人についての情報を共有することで最も適切なケアができるようにすること、それができれば加齢とともに例えば誤嚥性肺炎起こした人がまた、尿路感染で増悪する人がまたと繰り返しながらどんどん状態が落ちていくのを防いで、なるべく健康に暮らせる時間をたくさんつくりたい、これが患者の幸せ。そうすることで、緊急入院だ何だという医療負担を下げるができるはずだというふうな、そういうものをやろうとしているのですということかどうか。その結果、例えば検査データは共有できるから、同じ検査を2度、3度やらなくてよいので、本人のもちろん負担、例えば3割でもいいですけれども、負担も減るし、社会的な医療費負担も下げられる。これ片方では病院は投薬や検査で稼がなければいけない事情もあるので、それはそれとして、そういう社会的な費用、仕事の総量を絞るためにも役に立つよという、副次的にそういう効果があるという話ではないかと思うのですか、どうか。例えば必要な検査、角度の違うところからの画像が欲しい、あるいは先ほどPETという例が出ましたけれども、そういう陽電子線の検査が必要なら、それは必要

なことはやればいいし、やることはもちろんできるが、今度はその情報を逆に取り込むことによって、そういう施設を持っていないところでも自分がそのデータを見て判断することもできるようになるよという、そういうことをやろうとしているのではないかと思うのですけれども、どこに力点があるのかが議論しているうちによく分からなくなってきてしまったので、それを整理してください。

それから、2つ目、システムとしてのID—Link、ID—Linkはあります。それ以外にも似たようなシステムが世の中にあるのか、その中でなぜID—Linkなのか、これが2つ目。

3つ目ですけれども、ID—Linkに全ての医療機関が入るのでしょうか。それとも、時間軸で考えたらずばはこっちだろうと思っているのですけれども、国保病院とさくらの園をつないで、あと既にこのリンクの中に入っている大きな病院、函館地区のとつなぐことをまず目指します。その上で、例えば町内の医療機関だとか、さらにその先には介護施設だとかが連携をしていけば、今さっき私言ったような本人の生活の質を落とさない、健康に生きられる時間を長くするというのを全体でやれて、しかもスピード速く、コストを安くやれるようにできるのだ。そういう展開は将来の話として考えているのか、すぐに何かしらやるような話なのか、これが3つ目。

それから、4つ目、マイナがあれば個人にひもづけされている情報は取れますから、この間の講習会でもちょっと言われていましたけれども、それを取れるというメリットはあるし、医療側からすればそうやってひもづけして引きずり出されるので、嫌なところもあるかもしれません。でも、逆です、今度は。逆に考えたときに、マイナ保険証を持っていない人は使えないのか、それとは関係なく使えることになるのかということを知りたい。これが4つ目です。

それから、5つ目、今医療と介護の話をしました。この中には緊急時、災害時、もろもろ入ってくると思いますが、そのときに例えば救急車に乗せて搬送します。その時点でこの人にどういうケアが必要かという情報がついてくれば、受けた側で例えばこういう大きな病気を持っている人だという情報を持ちながら迎えることができるはずだと私思うのです、緊急時の1次救急の病院。そうやって迎えるようにするためには、消防のところでリンクして個人のデータを取り出して、そのことを伝えて、あるいは相手方の病院にこれこれこういう人だよという情報を送ることで見てもらうという緊急時の連携にも役に立てられたら、大変救急救命率も上がるし、救急に伴ういろんなリスクを下げることにもつながるのではないかと想像するのですが、それはどうか。

それから、6つ目、新しい電子カルテシステムは遅れたのでしょうか。遅れたけれども、入れようとしているけれども、この電子カルテシステムとの連携とか親和性に問題はないのですね。というのは、片方が特殊であるとうまくつなげないということも世の中で起きますから、そういう心配は今回導入しているシステムとの関係では問題ないのですねというのを教えてください。

それから、負荷なのですけれども、これを導入しようとする、まず一番端的にはケアワーカーの人たちがパソコンを操作して情報を見なければいけません。場合によっては、日々あったことをメモを入れておかないと次に医療にかかったときにまた一からヒアリングしなければいけない。そうではなくて、日々のケア情報を入れたほうが医療側から見ても都合がいいところもあるはずです。となると、今度はケア労働者に入力するという手間が発生する。日報を書く代わりに入力するのかもしれませんが、そういう仕事の負荷、実際の負荷、あるいはパソコンみたいなものを触らなければいけないという心理的な負荷あるのですが、そういうことはどうなのですか。あわせて、従来の古い医療カルテ、個人にくっついている、その情報を電子カルテシステムに登録しようとしたら膨大な入力の手間、ベリファイ、中身が間違っていないことを確認する手間が発生するはずだと思うのですが、これは電子カルテのほうの話かもしれませんが、そういうことはやられるのですね。つまり過去からのデータが全部これから生きるのですか、それともこれからのデータが入って、これからのデータを基にだんだん蓄積していくのですかということ、これ負荷という意味で7点目です。

それから、8つ目、情報の閲覧権、誰がどこまでの情報を見られるかというコントロール、これは極めて微妙な個人情報ですから、見ることができる情報はその人によって、立場によってコントロールしなければいけない。例えばお医者様は、生育歴から始まって家庭の状況も、あらゆる情報を頭に物を考えるのだと思うのですけれども、だけれども例えばケアの人たちが生育歴、必要な範囲はあるかもしれませんが、でも、全てを見ることにするのですかという、それは困ることもある。私ケア労働者を差別するものではないですけれども、個人情報を必要なところに出すというふうに考えたときに誰がどこまで見るかという厳密なコントロールが必要で、それは操作する個々人にひもづけられた機器でもってコントロールするしかない、端末ではなくて。でなければ、1人1端末でほかの人は使えないというコントロールになるはずですが、そういうコントロールはどうするのですかというのを教えてください。

以上です。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） すみません、抜けがあったらもう一度、よろしいですか。

○6番（野口周治君） 構いません。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 1番、2番に関しましては、まさしく僕の説明が悪かったかも分かりませんが、議員のおっしゃるとおりでございます。その点については全てそうでございます。全てやはり町民の安全、安心のためにつなげていくために今はやっているということでございます。

3番目についてでございます。ID—L i n kが今後全てなのかどうかでございますけれども、ほかのシステムもございます。ただ、これは投資金額がまず安いということと、あと道南の我々の同じ医療圏である函館からスタートを切っているシステムで、函館に浸

透しているというのがやはり大きいです。ですから、我々だけではなくて急性期に函館にかかった場合にID—Linkで同じくつながっていけるということがあるので、新しいシステム、要するに我々が考えているのは同じ医療圏の中で有効に活用できるシステムをやっぱり入れるべきだということで考えてございます。それで、ID—Linkという形になってございます。

あと、4番目のマイナの部分との絡みでございますけれども、マイナはマイナとして、ID—LinkはID—Linkとして、どちらとも活用していくような形になると思います。ですから、片方使えば使えなくなるというようなことではございません。先生たちの講習を聞いていても、どちらとも捉えながら有効にデータを活用していく必要があるだろうということで今のところ言われてございますので、片方使えば使えなくなるということではないということです。

あと、救急搬送の可能かということでございますけれども、これなかなか救急のほうにいきますうちの町がやると言ってしまうような状態ではないみたいなのです。やはり同じ圏内でいろいろそこで協議してやっていかなければ駄目なところみたいですので、そこはいろいろ働きかけるところは働きかけながら、我々にとってみると、地方の都市にとってみるとそこにつながっていくことによってかなり有事の際の対応というのが違ってきたりだとか、あと救急で搬送された場合のメリットというのが出てくると思うのですけれども、そこが一概に医療、介護ですとか、あと調剤薬局ですとかという、そういうジャンルと違ってなかなか簡単にはいかないというような状況でございますので、それは諦めないで提案申し上げてまいりたいということで考えてございます。

あと、6番目、特殊なのかどうなのかということでございますけれども、これ標準システムでございます。ベンダーとしては、多分シェアとしては日本で3番目のシェアだと思います。そういう業者、NECグループでございますけれども、入る予定でございます。それで、特別なものでございませんで、入替えのときだとか違うシステムに入る云々だとかといっても、その部分についての汎用性というのは何も失われるものではございません。

あと、7番のケアワーカーの負荷ということでございますけれども、根本的には、まずさくらの園に関して言うと入力はずべて電子で入力をしていきますので、さくらの園に関しては入力自体はもともとシステム自体に入力するという記録になってございますので、それが負荷になって云々ということにはつながっていかないかと思います。ただ、病院のほうでございまして、そこは。

○国保病院総看護師長（豊岡裕子君） お答えいたします。

主に看護師、先生たちが今導入に向けて準備を進めている形になっております。確かに電子化が遅れておりますので、看護師に多分負荷はかかると思います、一時的に。ただ、ほかに役場のシステムでパソコン自体には触れる機会はたくさんつくってきておりますので、全く電子になじみがないという状況には至っておりませんので、そこはベンダーと協

力しながら教育体制きちっと組んで調整をしていく予定になっております。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 今のそこの部分の話でございますけれども、今本当に日本全国どこに行っても電子カルテ化に、要するに病院DXの推進ということで国からもそういう動きが取られてございますので、正直言って電子化でないところが逆に言ってしまうと、地方は別ですけれども、そういうようなところも電子化されているところが多くなってございます。それと、過去にパソコンに触れることがあまり慣れていないといった時代から見るとかなりご自宅で使用されているケースが増えてございますので、我々ちょっと遅かったのですけれども、そういった面の部分については時代背景とともにかなり負荷の部分については軽減されてきているのかなというような状況でございます。当然訓練も必要でございますし、今まで触れたことのないシステムにやっていくということはやっぱり職員それぞれ訓練がかなり必要になってくると思いますけれども、そこは時間をかけながら、時代背景とともにそういうふうな移り変わり、あとどうしてもデータの2次利用、3次利用ということでいろんな意味で活用が紙カルテと違ってできるようになってまいります。疾患の傾向ですとか、対策ですとか、そういったことも活用になってきますので、これからたそういう電子化というものを進めていかなければ駄目だという時代背景の下で、我々も時代に遅れないような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、閲覧権の部分でございますけれども、これは職種によって正直言って閲覧権の差というのは、これは設けてございません。ただ、1つ言えることは、これログ管理ということで、全部入っているものについてもいつ何どきどういう方が入ってきているということになりますので、そういう履歴も全部残ってしまうものですから、勝手に入っていけないというシステムになってございます。それと、守秘義務ということで、そういうような職員の教育もそうですし、あと漏れのないような形での教育というものを十分していきながら、我々この時代に乗っかっていながらやっていく、それと先ほど言ったように入っていけるのが例えば指紋認証だけではなくて、今度静脈ですとか、暗証番号ですとか、2つ、3つという形で入っていくような形になりますので、簡単に関係のない方が見れるということにはなっていないというようなシステムになってございます。ただ、1点は、立場によってコントロール、見れる、どこがコントロールできるかといった、そういうことではない。

（「ID—Linkですよ」の声あり）

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） ごめんなさい、ID—Linkですか。ID—Linkも全てそうです。電子カルテもそうです。そこの部分は、閲覧は可能になってまいります。ですから、あくまでも教育だとか、個人情報扱うという同意もそうですし、そういったことの扱い方の教育云々についてもやはり十分やっていかなければいけないということでございます。

以上でございます。

○6 番（野口周治君） 今ちょっと漏れたというか、聞き取れなかったところあるので、もう一度。例えば町内の病院、施設に今後展開していくのですか。それが今見える範囲にあるのか、それは将来の課題だけれども、つないでいこうという考え方。私は、医療機関、医療者、ケアの機関、それぞれの考え方がありますから、強制する筋合いでもないし、できもしないとは思うのだけれども、そのことはどうかというのを確認したい。

それから、マイナンバーカードとの関係は、私が聞きたかったのは、私はマイナンバーカード嫌いだから持たないのです。持っていないし、持たないです。そういう人のデータは、このシステム上動けないのですか。それは関係なく、マイナンバーカードを持とうが、マイナ保険証を持とうが持つまいがこのシステム上ちゃんとケアを受けられるのですか、どうですかということを知りたいと。

それから、3 つ目に、さっき職種によるアクセス権のコントロールはない。つまり全ての情報がこの情報に触れることになった瞬間に見ることができる。つまりその人の生育歴、家庭の状況、収入だとか、あるいは過去のいろんな病気のことだとか、全てを実は見るができるようになるのですかと。これは、だから駄目という議論はしないけれども、この情報として登録されている、要はカルテにくっついているものは全て見るができるのですよねというのを確認させてください。だから、駄目とかという議論をしようとしているわけではありません。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、1 番目の町内で現時点で I D－L i n k の入っているクリニックさんは、3 件ございます。閲覧のみでございます、そこは。ですから、今後は国保病院も経由して入退院だとか、例えば検査だとかということまで見れるようになりますので、今は函館の急性期病院に行ってその情報を得るという形になっていきますけれども、我々もそこに介入させていただいて、必要な検査等々も今後検討していきながら、そういうクリニックさんと在宅を支援している病院さん、その後方支援ということで入院を我々は持っているということになってございます。やはり町内で地域包括ケアシステムを構築していくためには入院機能というものが必ず必要になってくる。そこの出入りという部分をきちっとつくっていくことによって、あまり極端に A D L が落ちないような状況でつくっていくのだということをして今やっているものですから、そういったことで、強制ではございませんけれども、インターネット、今どこの施設でも結構つながってございますので、そこら辺のところは個々のお話をしていきながら進めていく形になりますけれども、なるべくそれは増えるような形で個々に僕のほうでお伺いしていきながら説明をして、ご賛同いただいたところには入れていただくという形で進めていきたいというふうに考えてございますので、そこはご理解いただきたいと思っています。

あと、マイナンバーカードはなくても全然それは関係ございません。あくまでもマイナンバーのある、なしというものについては、それはマイナンバーのシステムが使うのであれば、そこはなければそれ反映されませんが、I D－L i n k に関しては関係ござ

いません。

あと、3番、これは正直に申し上げて誰でも見れるのです。ですから、その教育等々も含めてそこは十分にやっていく、職員の同意だとか教育も含めてやっぱりそこはきちっとやっていかなければいけないということになっていくと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、この地域連携パスというところなのですか、これから進んでいくと、今ID—Linkを3クリニック使っているところがあるって聞きましたが、閲覧のみでなると結局病院帰ってきて、回復して自宅に戻りました。近くのクリニックに行きます。クリニックの先生はそれが閲覧できるけれども、そこから処方した薬というのは入力ができないということですよね。それでは意味があんまりなくなる。結局はそこで薬が重複してしまったりとか、その後またちょっと体調が悪くなって町立病院に戻ったときに何の情報もないまま、前の情報しか残らないということにならないのでしょうかということと、あとクリニックさんがもしこのID—Linkとネットワークと一緒に参加するとなった場合、どれぐらいの費用をかければ、皆さんの地域連携パスというか、皆さんで共有できて、本当に入力してその人の体調管理とか、この後ろのほうには在宅でのケアもそのうちできるみたいなカルテが載っていたと思うのですけれども、そういうことも含めてやっていくということなのかということをお願いします。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、ここのクリニックさんは町立とちょっと違うものですから、そこについての同じくサーバーを置いて打ち込みをできてということがやっぱり理想でございますけれども、これは我々のほうとしては働きかけはできますけれども、それはその事業者さんのご判断という形になると思います。ただ、町内の調剤薬局をつないでいくことによって、その内容というものは少しでも落ちのないような形でつながっていくことが可能になってまいります。ですから、クリニックで処方されたものが出なくても、処方箋は全部調剤薬局さんに行きますので、そこは調剤薬局さんとの連携も全部つながっていけばその情報というのは見れるようになってくるのではないかなと思うのです。

あともう一つ言えることは、将来的にはできれば我々サーバーを持っている町立病院さんのほうに軽度でもいいからかかっただいてカルテを作っていただくという作業を推奨していければなとも考えています。そうすることによって、何かあったときにうちのほうに状況確認だとかということで、そういう情報の開示が必要になった場合にはそういうのが見れるという形になりますので、そういった使い勝手、皆さんがサーバーをつけて全部つなげていってということがあれば一番いいのですけれども、費用的なものはその規模によって、今我々がサーバーを置きながらやるというのは見積もり、後でどのぐらい費用かかるのか、業者さんに聞かなければ、今のところではそれ算出することできませんので、それはまた別途ご回答させていただければなと思います。やはり今議員おっしゃっている

とおり、本当は全部がそういう形でうちと同じような形でできればそれは理想です。理想で、要するにそういうふうにつながればいいのですけれども、今現状はその閲覧機能でまずスタートを切って、使い勝手をちゃんと実感していただいて、今後その部分の有効活用で投資しても十分欲しい情報であるということであれば、そういったことも含めて今後我々も相談していきながら町内少しでもそういう理想に近づけるように働きかけてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君）　ということは、入力ができないということはそこでもう情報が途切れてしまうということになるということですよ。

それと、あと函館のほうは急性期のほうで、函館にかかる分には情報は行くけれども、例えば札幌、例えば東京ってなった場合はID—Linkがつながっていない場合はやはりそこで情報は途切れてしまう、そこから返ってきた情報もその情報ベースに載っからないということになるのでしょうか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君）　お答えいたします。

ID—Linkに入っていないければ、残念ながらそれは閲覧することはできません。ただ、先ほどお話ししましたとおりいろいろなそのシステムがございすけれども、今日本の中で進んでいるのがやはりID—Linkで、投資金額も少ないということで進んでございます。我々は、その部分の絶対値を考えながら、今後の拡張性も含めながら、先ほどおっしゃっているID—Linkプラスマイナンバーという両方も今後見ていながら、その部分のシステムということで考えて今回選定させてもらってございます。

あと、先ほど、ちょっとすみません。

○7番（斉藤優香君）　別のID—Linkにつながっていない病院とはつながらないのですよね、結局。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君）　お答えいたします。

それは、残念ながら。先ほど言ったように、なるべく多いシステムがID—Linkでございます。それで、加入されているところもそうですし、設備投資も少ない金額で済むということでどうしてもそういう選択をしていく中で、つながっていないところについては、大変申し訳ないのですけれども、そこはつながらないのが現状でございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君）　それで、ID—Linkがつながっているという医療団体と連携を構築していくというシステムとかをつくっていかしているのです。全国的に、例えば息子さんのところで医療を受けたってなった場合に、その地域でID—Linkに入っているところを探して、送るというのはですか、そこで受けてくださいみたいなことはカルテ主体でいくのか、それとも、本人希望もあると思うのですけれども、その辺りをどういうふうにこれを有効活用していくのかなというところも知りたかったのですけれども。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

ちょっと僕今議員のおっしゃっている部分で悩んでいたのですけれども、あくまでもカルテというのは個人のものとございます。ですから、我々があっちこっちという部分ではないということで、例えばID—Linkのつながっているところに、そこに行きたい云々ということ。

○7番（斉藤優香君） 例えば行ったほうが情報が共有しやすくなるではないですか、その後ということ。投薬にしても治療にしてもすぐに見れて、医者同士の連携が取りやすくなるという意味でもこのID—Linkというのはいいのかなと私も思うのですけれども、それがつながっていないよりはつながっているところに行くような、行くかどうかは患者さんが決めることですが、そういう病院は調べて連携が取れているのかというところが聞きたかったのです。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） ID—Linkに加入しているところというのは全部オープンで、要するにその情報というのは得れます。ですから、そこを患者さんのほうで遠方でなかなか可視化できない、そういう情報が得られないって心配な方は、その公開されているデータを基にその病院を選んでいただくというのは、それは可能であると思います。そういうふうにも有効活用していただいて、少しでも安全、安心、やっぱり加入している方々が少しでも不安の要素がなくなって、データを一元管理していくというのがこのそもそもの趣旨でございますので、そういうことは可能だというふうに考えてございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 皆さん大分踏み込んだ質問なのか、すごく初歩的な部分で確認したいのですけれども、要はこのID—Linkというものに加盟というか、導入した医療機関同士がそういうデータの閲覧なりなんなり、情報の共有ができるということですね。ということは、ある程度の件数が集約されて、それこそスケールメリットですね。5件しかありませんとかでは意味あるのかなって思うのですけれども、いろいろお話を聞いていけばばら色の世界ではないですか、これが本当に道南圏の。もし森って考えれば、森の方が行く医療機関といったらせいぜい函館です。もしかしたら札幌まで行くかもしれない。こんなすばらしいって今まで説明されたのですけれども、今道南で函館発祥で函館で4件、3件って言いましたっけ。

（「違う」の声あり）

○2番（河野文彦君） どういう話だったの。

（「森の中で今3件」の声あり）

○2番（河野文彦君） 函館は。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 整理してから、ちゃんと質問してください。

○2番（河野文彦君） なぜこんなすばらしいのに、函館は少ないというふうに先ほど聞

いていた。僕認識したのですけれども、皆さんこれに参加しないのはなぜかというふうに分析しているのかなというところを聞きたいのです。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） ちょっと言い方が誤解を招いたかも分かりませんが、函館も今進んでいるのです。ですけれども、当初函館のスタート、これMed I k aという形でスタート切りました、メディカルにイカをつけてです。それは、高橋病院と函病のほうでそのエスイーシーさんと一緒に大学の教授と開発しているものをもって立ち上げをしました。ただし、大きい500床以上の病院2つがそれぞれ自分のシステムをつくりたいということで、そのパソコンを自らのその共有した病院だけそういうふうに見えますよというシステムをつくってしまったのです。3本、スタートの時点ではそういうシステムがあって、非常に乱立されて、受ける側が非常に大変だったのです。それで、500床以上のその2つのシステムは淘汰されて、やっぱり使わなくなってしまったのです。それで、Med I k aに集約されたということで、若干道南圏でそれは遅れが生じて、逆に言ってしまうと道南圏今進んでいるのですけれども、その理由があって遅れた。逆にそういうしがらみのないところは、本州のほうはどんどん、どんどん進んでいったというのがあって、函館も遅れを取ったのですけれども、今はそういう淘汰されながら1本に集約されてきているのが現状だということでございます。

そういった中で、どうしてもその場所、場所によっては、非常に便利なのですけれども、その何の理由かということは僕のほうではちょっと統計取っていませんけれども、そういう遅れているところがあったり、進んでいるところがあったりということで進んでいる中で、今マイナンバーというのも出てきたりして、すごくその部分で二の足踏んでいる方々もいるのも事実だと思うのですけれども、やはりどちらとも押さえていくべきシステムだろうかなということで考えてございます。答えになっていますでしょうか。

以上です。

○2番（河野文彦君） 端的に、では道南圏でも足並みがそろっていない。要は医療機関なのか、後ろについているソフトウェア会社なのか分からないけれども、そのシェア争いが今熾烈という状況なのかなというふうに僕捉えたのですけれども、違いますか。お願いします。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

それは、開発当初で今からもう十何年、15年までいかないと思いますけれども、10年ちょっと前の部分でございます。そこから淘汰をされて、今はID—L i n kに集約されてきている状況です。ですから、それが熾烈な争いをしているとかということではなくて、今ID—L i n kのほうに移行しているというのが現状でございます。

以上です。

○4番（河野 淳君） 何か話よく分からないほうに進んでいるので、確認したいのですけれども、今回のID—L i n kは病院同士の連携がメインではなくて、終末期医療に進むための病院と地域の介護の施設との連携を図るためのリンクということではないのですよ

ね。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） おっしゃるとおりでございます。そこに地域包括ケアシステムを構築するためのツールとして使用していくという形になります。

以上です。

○4 番（河野 淳君） ちょっと話題になっていた病院間の連携というのは、おまけというか、副産物みたいな感じだけでも、今回見込んでいるのは町立病院を核としたその地域の中の介護支援を円滑に進めていくためのツールとして使っていくというような認識でよかったでしょうか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まさしくそのとおりでございます。ですから、在宅も含めて、居宅もできればこの導入を進めてまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で I C Tを活用した地域包括ケアシステムの構築についてを終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 2 時 3 8 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、商工労働観光課関係の議題に入ります。

森町担い手確保支援事業についてを議題とします。

白石商工労働観光課長より説明を求めます。

○商工労働観光課長（白石秀之君） ご説明いたします。

まずをもちまして、当日の資料の差し替えということになりまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、森町担い手確保支援事業につきまして説明いたします。まず、事業の目的につきましましては、少子高齢化や社会構造の変化等により町内の人口減や様々な業種で起こっている人材不足に対し、フィリピンア克兰州からの特定技能制度に基づく人材の受入れ支援を行うことで、人材不足を補うだけではなく、将来的に町内への定住も促し、森町の若年人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的としております。

事業の概要につきましては、フィリピンア克兰州からの人材をスムーズに受け入れるため、森町とフィリピンア克兰州とで連携協定を締結いたします。ア克兰州には17の自治体があるため、州知事だけではなく、各自治体の首長の署名も必要となります。その

ため、連携協定締結前に一度ア克兰州を訪問し、連携協定締結のための準備と調整を行い、その後再度フィリピンア克兰州に訪問し、連携協定を締結するものでございます。こちらの1回目の準備、調整につきましては職員で現地のほうと調整して、連携協定を締結する際には町長と議長にも同行いただきまして協定締結を進めていきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、令和6年の10月中旬くらいをめどにまず協定を結ぶための現地の視察と事前準備を行い、1月頃をめどに包括連携協定を締結させていただきまして、予定ではございますけれども、令和7年度以降に人材の受入れをしていきたいと考えております。

続きまして、事業の概要につきましてもう少し詳しくご説明したいと思います。パワーポイントで作っているカラー刷りの資料がございますので、そちらをお開き願います。1枚目でございますけれども、森町担い手確保支援事業の背景としましては、こちらに記載しているグラフでございますとおり、生産年齢人口といった部分がやはりこの過去5年間で、青い棒グラフになりますけれども、11.8%の減、隣の5歳別の人口ピラミッドを見ていただきましてもそちらが顕著に分かるというような形で、また子供の数もかなり減っております。これが森町が抱えている人口減少、そして少子高齢化、それに伴う働き手、担い手の人材不足というところが背景でございます。

続きまして、2枚目でございますが、逆にこれから担い手を確保するパートナーとして選ぼうと考えておりますフィリピンア克兰州でございますが、人口の推移を見ていただきますとおり、こちらは日本とは逆に人口増が進んでおります。フィリピンのこちらの州が抱えている課題としまして、州の人口の増加、特に若年層の増加、これに伴うフィリピン失業率の増加というのが現れております。人口分布のピラミッド見ていただきましても、まさに森町の人口分布とは全く逆の状況になっております。

そこで、3ページ目でございますけれども、双方のそういった課題を解決できないかと、共に手を取り合い、課題解決に向けていくというような事業の計画が背景でございます。

続きまして、4ページ目でございますが、こちらについては事業全体のビジョンというような形としてお示ししておりますが、森町の経済の活性化につながるような若き担い手の確保、それをフィリピンのア克兰州から受け入れる、そこに伴って交流や移住の促進、そして若年層の人口増、そしてさらにはその先に将来的に定住の推進というところまで結びつけれるサイクルというような形で考えてございます。

続きまして、5ページになります。フィリピンのア克兰州で同様の事例がございます。こちら静岡県浜松市で今年の5月に今森町が締結しようとしてるものと同様の形で連携協定を結び、人材の確保を進めようとしてるところでございます。見ていただきますとおり、いろいろな議員さんも含めて、浜松市の役所の方ですとか、そういった方が州都、または大学を視察しております。日本の自治体と積極的に連携して、各大学がとても協力的であると。ア克兰州の知事をはじめ、親日派で日本が大好きだという情報もい

ただいております。

続きまして、6ページのアクラン州を選ぶ理由で5つ挙げさせていただいております。1つ目が言語でございます。こちらフィリピンは英語でございます、日本語と英語でのコミュニケーション、言葉の意思が通じやすい。例えて言いますと、ベトナムの方につきましてはベトナム語しか話せないで、なかなか言葉が通じにくいということも聞いてございます。

2つ目が宗教でございます。こちらはキリスト教が主流でありまして、欧米文化のため、日本に対しギャップが少なく、宗教による食事でしたり、あとお祈りなどのハラル対応など、そういった配慮が不要であるというところが1つございます。

また、3つ目の定着率でございますが、こちらがフィリピン政府の方針で就労するフィリピン人の権利を守る制度設計がフィリピンではなされておりまして、就労開始時の就労に関わる借金がゼロで日本に渡航し、就労するということが制度化されております。なお、失踪率が高い国籍の方ほど今言ったとおり借金が高いというのが実情でございます。

4つ目でございますが、産業、こちらは日本同様フィリピンも島国でございます、気候は違いますが、海に囲まれており、産業が類似する部分が多い。観光をはじめ、サービス業、工業、建設、農林水産業と似ているという点が4つ目でございます。

次に、5つ目でございますが、安心感、こちらはアクラン州という特定の地域からまとめて受け入れるということによりまして同じ町に友達や仲間がいるというような環境を実現することができて、安心感を持って移住でき、地域へ根づかせやすいというのが利点でございます。こちらがフィリピンアクラン州を選んでいる理由の一つでございます。

続きまして、7ページ目でございますが、特定技能制度と技能実習制度の違いについて若干ご説明したいと思います。今現に森町で技能実習生で来られている方は、基本的にはこの技能実習制度を用いて就労してございます。こちらの制度につきましては、日本の技術を現場、日本で実習をしていただいて、その後培った技術を帰国後に広めていくと、国際貢献制度を目的とした制度でございます。逆に今回の受け入れる特定技能制度につきましては、国内人材を確保することが困難な国が指定する産業分野において一定の専門性、技能を有する外国人を受け入れ、人材不足を解消していくことを目的とする制度でございます。右下に少し小さく書いているのですが、今後技能実習制度が育成就労制度というような形を取られまして、最終的には2027年に制度改正で特定技能制度へ一本化される予定でございます。

続きまして、8ページ目でございますが、特定技能制度で就労可能な業種としまして今は16業種ございます。これは、国内で十分な人材を確保できないとされる特定産業分野に指定されているものでございます。下に①から⑩までございまして、太字で書いている業種が森町に関連する業種であるのかなと考えてございます。

次に、9ページ目でございますが、先ほどの特定技能と技能実習の比較でございます。先ほども申したとおり、目的が特定技能は労働者の確保でございます。それと比較しまし

て、技能実習は国際貢献が目的でございます。また、特定技能については人数制限は原則ないと。また、特定技能1号で日本にきた場合に5年間、それで2号になった場合については3年ごと、何度でも更新が可能、家族の帯同も可でありまして、永住というようなルートで永住権の取得を目指すことも可能となっております。また、技能実習では不可能でありました外食分野への従事、また転職、こちらは同一職種であれば転職が可能でございます。また、技能実習試験に合格すれば他の職種への転職も可能となっております。続いて、家族の帯同でございますが、特定技能2号を取得しますと家族が帯同できるということになっておりますので、こちらで家族と一緒に生活するということも可能となっております。また、ここで次、関連する主体としましては特定技能生、いわゆる本人となります。また、送り出しの機関、そして森町で受け入れる企業、それと登録支援機関といった機関が関連してまいります。特定支援機関につきましては、あくまでも特定技能制度で入ってきた外国人の方をサポートする役目となっております。

続きまして、10ページ目でございますが、特定技能制度を活用するに当たりまして企業が負担する費用というものがございます。この一番上のMWO申請、これは入国管理局に支払う1企業が負担すべき金額で10万円、ビザの申請サポート1人につき5万8,000円、登録支援費用でございますが、こちらは支援する機関により若干異なりまして、機関ごとに人数で少し安くなったりということが可能だそうで、2万5,000円から3万5,000円、月に1人にかかる経費でございます。また、最初にとったビザを更新するサポート費用としまして、1人当たり1年に1回、3万8,000円がかかってきます。また、受け入れる際の渡航費になりますけれども、こちらは企業が負担するか本人が負担するかというのは雇用条件次第となっております。しかしながら、渡航費用をまず企業が負担する場合の目安として、時期により変動もございますけれども、1人当たり3万円程度かかるということでお聞きしてございます。また、そのほかに、ちょっとこちらには記載してございませんが、送り出しの際に強制的に入らなければならない保険であったり、入国手続に係る諸費用が1人当たり大体5万円を目安にかかるのではということでお聞きしております。受け入れる際に、フィリピンの方を住ませる寮やアパートはやはり企業が用意しなければならない。働いていただいて、寮費などについては徴収できるということとなっております。

続きまして、11ページでございます。ここで、特定技能生の育成計画ということでございますが、外国人が日本語を勉強する際にN1からN5というような資格がございます。N4でございますと基本的に日本語を理解できる、ゆっくり会話ができるといったのがN4。N3につきましては、日常使われる日本語をある程度理解できる。N2を取得しますと本当に読み書きまでできるような形になりまして、そこで資格を取得していただいて就労していただくと。そこでさらに勉強を積んでいただきまして特定2号を取得することによって、3年ごとに更新が何度でも可能となるということでございます。

この計画におけるタイムスケジュール的な部分を若干示したものが12ページになりますが、実際にはア克兰州自体フィリピンでもうN4は習得した形で入ってきます。こちら

で特定技能1号というような形で入ってまいります。そこで、やはり日本語力というのは今後資格を取得していく上で必要でございますので、1年目を目標にN3、3年目を目標にN2、四、五年目を目標に特定2号の合格といったものを繰り返し、10年目で永住もしくは更新を重ねていけるということとなっております。

この育成計画の中で今回の事業の中に含まれている日本語教育プログラム、こういったものを送り出し機関と登録支援機関、こちらが協力しまして、来ているフィリピン人の方にN3、N2の合格コースのeラーニングでありましたり、特定技能2号対策のeラーニング、または介護福祉士取得対策としましてこういったプログラムがつくられております。こちらにきたフィリピンの方については、こういった教材を使ってスキルアップをしていただきながら就労していただくというようなこととなっております。

続きまして、14ページ目でございますが、全体像というような形でございますが、森町とフィリピンのア克兰州で連携協定を締結しまして、人材の受入れ、人材の入国後の育成は森町で、フィリピンア克兰州については人材の出国前の育成、そして送り出しといったような形となっております。そこで、協力する体制というのが必要となっておりますので、こちらは今全面的にサポートいただいております株式会社E-MANさんでございますが、こちらが先ほど言いました教育プログラムなども手がけておりまして、送り出しと一緒にそういったプログラムも提供しながらフィリピンのほうでも育成し、送り出すというような形を担っている事業者でございます。こちらは登録支援機関という形でもできますが、実際に現地にきた場合にやはり登録支援機関というところでサポート体制が必要です。我々のほうで少し調べた結果、フィリピンを受け入れている実績がある2つの行政書士事務所が函館にございました。こちらにちょっと協力を仰ぎまして、もし受け入れる体制が整った際に受入れが可能かどうかということで相談させていただいております、現時点では協力できるような体制となっております。

それでは、最後になりますけれども、森町担い手確保支援事業は、町内の人口減、様々な業種で起こっている人材不足を補うだけではなく、将来的に町内への定住を促し、森町の若年人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的とした森町全体で歩み、育てていく中長期的な森町の担い手確保を目指していく事業となっております。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑を行います。

○2番（河野文彦君） 全国でこの実習生については希望しても来ていただけないという自治体がもう既に出始めているということで、こういった協定を結んで、6ページかな、この州を選ぶ理由の安心感高いというところ、やっぱり同じ出身地の仲間がいるというのは物すごく安心感につながると思うのです。ですから、ぜひぜひこれ実現してほしいなと思いながら見ていたのですけれども、ここで何点かお聞きしておきたいのですけれども、このア克兰州というところを選んだ理由というのがここに書かれているのですけれども、多分ほかのいろんなところも選定して、比較してここだって決めたと思うのです。そ

あと、ア克兰州が既に浜松ということなのですが、あと日本のほかの町とまだ締結しているところがあるのかということももし分かったら。あと、フィリピンでこのア克兰州以外の州というのはどこか選定の中にあったとか、何かそういう情報があったら教えてほしいのですが、お願いします。

まず、比較したかという点につきましては、実はこちら最初からフィリピンのア克蘭州がこういった取組を州自体でしているというようなお話を受けまして、最初からフィリピンのア克蘭州、そして州自体がこういった日本に対する親日でありながら、そちらにある大学で日本語の勉強をしている学生さんがたくさんおられるということで、もう最初から比較をしているということではなくて、もう既にこういう日本に行きたいというような取組をしている州と連携の協定を結べるような形で進めてきております。

また、他の町での実績でございますけれども、まず浜松市さんはやっているということでございまして、北海道では森町が1番目ということで聞いております。

以上です。

- 76 -

も。そう考えると、やっぱり向こうの方から見て魅力のあるところから選んでいくと思うので、ここだけに限らずたくさん、たくさんというほどではないかもしれないけれども、いろんなところとの協定を結んでいくのも大事なかなと思うのですけれども、そこが1点と。

あと、この事業のビジョンということでここにサイクルがあるのですけれども、定住促進ということは最終的に町としてこの実習に入ってきてくれた方が永住権、永住ビザ取って森町に移住してほしいというのが最終目標ということでもいいのか。この実習生の制度というのは、本来先ほど説明された国際貢献というのかな、本国に帰って活躍してほしいというのが本来のこの事業の趣旨だと思うのですけれども、それでたまたまこっちで勉強する副次的なものとして労働力がこの町にもたらされるというところだったと思うのですけれども、最終的に移住してほしいというのが目的であったら、いろんなまた違う角度での取組というのにも必要になるのかなと思うのです。その辺も最終目標は、はっきりここに定住って書いているから、そこが目標なのかなと思うのですけれども、それであったら日本語勉強してもらっただけではなくて、この町としての魅力の発信というのでも今まで来てくれている実習生以上のことをしていかなければならないのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、ほかの自治体の検討というところでございますが、ア克蘭州と同様のやっているようなところがありましたら、当然そういったところに手を伸ばしていくのも一つなのかなと思っておりますので、その辺については今後調査していきたいと考えております。

また、定住推進の部分につきましては、基本的に定住対策とはちょっと別と考えていただければと思います。というのは、今各事業所さんで受け入れている技能実習生さん、基本的には特定技能の1号にならない場合は3年で帰国してしまうという実態がございまして、各事業者さんの声でやはり長くいて働いていただきたいというようなお声も聞いております。長く働くとなりますと、やはり特定2号になって更新を進めていかなければ長く働いていけないというように考えてございまして、そこで10年も暮らすと定住というような認識を持てるのかなというところで、このサイクルの中に入れてまして、そこで若年層も増えていくというようなことも考えられると。外国人を入れて定住推進をするというような事業ではございませんので、あくまでも事業者様が求めている長く働いていただきたいのだよなというような声をお聞きして進めていくとやはり町に定住されていくのかなというところで、ビジョンの循環サイクルとさせていただいたところでございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 定住というのかな、10年いてくれたらもう定住だろうというような、それが15年か20年か、それ人それぞれですけれども、この資料のここに永住権というところに網がけというか、赤字で書いているということは、ここが最終ゴールというか、目的というか、これも目指す一部なのかなというふうに、この資料見てそう思ったものから、定住と永住ってちょっと違うと思うのです。定住ってさっき言ったみた5年、

10年か20年ならもう定住でいいでしょうとなるけれども、永住ってなると違うわけですから、だからその辺こを赤字にした何か意図というか、思いがあるのかな、そこをお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

永住というような表現というのはちょっと誤りかなと思いますので、定住と捉えていただいても大丈夫かなと思います。先ほどの時間軸で考えたときに、特定2号を取得するまでに5年かかると、ここの部分から3年更新を繰り返していくということは、10年いくと永住権が取れるというような仕組みでございますし、また介護福祉士の資格を取得しますと、こちらも特定2号と同様に永住権の申請ができるよということをお聞きして調べてございます。先ほども申したとおり企業様のほうでの定着していただきたいというような思いもございますし、特定技能になりますと転職が可能になっていきまして、田舎で働いているよりも都会に出たほうが賃金が高く、森町に来てても都会に転職してしまうケースというのも実態があるというの聞いておりますので、そこについては定住していただけるような施策という部分もいろいろ今後考えていきながら、町に長く住んでいただいて担い手として活躍していただける体制というのものも町としても今後つくっていかねばならないのかなと考えておりますので、少し定住、永住という部分で大げさに捉えられる場面もございますけれども、そういった部分も含めての長くいて働いてほしいという部分でこういった表記とさせていただきます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 昨日だと思うのですが、企業説明会があったと思うのですが、その説明会の様子、何者が入って、どのような反応だったかということをお聞きしたいのと、あとア克兰州で育成をされているというのですが、この育成の期間とか、年齢制限とかを設けてやっているのかということと、あと最短でこれは何年で帰れるというのか、こっちは長く勤めてもらいたいのですが、本人としてはやっぱりもうフィリピンに帰りたいといった場合すぐ帰れるものなのか、それとも何年間はいなければならないかという決まりがあるのか。

そして、今まで森町で技能実習生をやっている場合は、企業が責任を持って連れてきて、面倒を見ていろんなお世話をしていたのですが、今回森町が関わるということでどの程度森町が責任を持つのか、そういった場合のお世話とかを森町が面倒を見ていくのか、それともやはり企業さんのほうでお任せでやるのかというところと、あと夫婦でいらっしゃるということは子供も生まれるかもしれない、そういうサポートも必要になってくるけれども、そういうプログラムとか、文化やルールを教えるプログラムとか、あと学校の開設の用意とかはあるのかというところをまずお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、昨日行いました事業者向けの説明会でございますが、全部で町内20者から参加いただいております。そちらの反応につきましては、ただいま受入れを希望するかどうかの

ニーズの調査を併せてしておりまして、現段階ではございますけれども、今日現在で5者から受入れをしたいというような意向の回答はいただいております。

あと、ア克蘭州での学習の部分につきましては、こちらは基本的には大学生が卒業したときに就職がない。実際にア克蘭州に17の大学があるということでお聞きしております。年間の卒業生が約5,000人程度、その2割はア克蘭州内での就職ができるのですが、8割は無職でありまして、海外であったり、フィリピンであります大きな町に就労に出てしまうというのが実態だということをお聞きしております。その中で大学でいろいろな学科ありますので、介護の学科であったり、観光、農業、建築、そういった分野で勉強をされている方々にプラス先ほど言ったような日本語のプログラムの教育をしていただいて、まず大学自体が日本での就職に協力的というようなのが実態でございます。何時間程度勉強が必要かというのは、それぞれに勉強のスピードもあるかと思うのですが、先ほど申したとおり日本語のN4というのが特定技能1号では必須でございますので、そちらに合格されている方の大学生というのが日本で就労をしていただくというふうに考えております。

あと、責任の部分でございますけれども、やはりあくまでも就労者を面倒を見るというのは企業でございます。今回の事業についてはあくまでもスムーズに受入れ態勢を構築できるようなことを目的としておりまして、連携協定をして、州からの送り出しやすさ、また森町での受入れやすさというところでマッチングするというようなイメージを持っていただけだと思います。実際に日本にきた後に面倒を見るのはやはり企業様でございますし、先ほどご説明しました登録支援機関、こういったところが帰ってこられる特定技能生を指導したり、勉強の進捗状況を確認したり、そういったことをサポートするのが登録支援機関でございます。そこに企業様が毎月1人当たり幾らという金額をお支払いした上でサポートをしていくというような形になっております。ただ、今事業においてフィリピンから受入れを考えている中で、やはり今後町として行政としてできる支援というものも考えていかなければならないのかなと思っております。ずっと森町が好きでいていただけるような、そういう環境づくりの構築であったりだとか、そういったものは町としては、受入れ態勢が整って多くの特定技能生が入ってきた場合にはそういったものも考えていきたいなと考えております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 先ほどちょっと答弁があれだったのでございますけれども、年齢制限というのは大学卒業という条件だけであれば、その前にあぶれている人たちもいると思うのですけれども、そういう年齢制限、N4さえクリアしていれば年齢制限なしにいらっしゃるのかなというところと、あと採用は現地に行って企業側がしてくるという、一切合財で何十人といって森町に来て、そこから企業が採用していくのか、それとも企業さんが個別に行って現地でお話を聞いて採用していくのかということもちょっと教えていただきたいのと、あと最初来たときは例えば農業ってなった場合、3年後には何か変えられるのです

か、職業。その場合、森町の中で変えられるのか、それとももっと、先ほど言いました大都會のほうにも自由に彼らは行くことができるのか、ちょっとそこをお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

答弁漏れ、失礼いたしました。年齢制限でございますけれども、年齢に制限はありません。ただ、特定技能1号のままですと5年間しかいられませんので、2号の資格を取得しなければ更新をして長くいるということはできません。また、途中で帰りたい方という部分のお話もあったかと思えますけれども、そちらは実際のところ来られる方次第というような形でございますので、やはり合わないというので帰国される場合も可能性としてはあると考えております。

続きまして、採用の際の関係でございますけれども、やはりフィリピンの学生を面接するということですので、実際のところ現地に赴いて、企業様が行っていただきまして面接することも可能ですし、オンラインでの面接というのもやられているという実態はございます。

それと、もう一つ、すみません、転職の部分でございますけれども、あくまでも一定の職種で入ってきますので、その資格で入ってくるので、他の業種への転職であれば、その技能試験に合格をしなければ他の業種への転職はできません。ただ、同一職種であれば転職は可能でございます。

○7番（斉藤優香君） 最後になります。結婚は自由なのですか。例えば来てすぐに日本人の方とあれになったけれども、働かないでということも、そういうことも可能でしょうか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 特定技能生として入国された際に結婚できるかという部分は、今ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど調べた上で答えたいと思います。すみません、よろしくお願いします。

○12番（東 隆一君） ちょっと2点ほど。ここでいえば5ページです。今実際に浜松市が締結しているのですけれども、ここ自体はどちらかというと工業地帯なので、大手の会社があるので、要するに大学卒業してそういうところに希望ですよという部分で、意外と多分給与体系も結構いい待遇だと思うのです。森町の場合、先ほど見ていますと農業、漁業といろいろあるのですけれども、森町はア克蘭州の大学のほうでこういった職種に特化したというか、そういう卒業生がこういうのもいいよという人たちが何人ぐらいいるのか、そのところは結局締結した段階で、それから希望者をよりすぐるのか、大体実態を把握していると思うのですよね、向こうのほうは。こういうのを書いていると、森にこの事業の部分で人材が少ないと、だからこういうのには大体このくらい来るだろうというぐらいの多分予測はできるのだと思うのですけれども、そのところどうなのでしょう。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

向こうの学生を面接はいたしますけれども、日本人を雇用するのと同様の考え方でイメージしていただければと思うのですけれども、やはり自分がこれまで学校で勉強してきた

分野、そういったものを生かして日本でお仕事したいということで、大学で観光分野であったり介護、看護の勉強されている方が、その州での仕事がないものですから、日本を選んで、日本語の勉強をして日本で働きたいというのが1つであります。また、先ほど浜松市との比較もございますし、給料の差のこともございますけれども、そちらは町として森町という、こういういい町で働きませんかというような働きかけ、そして魅力ある企業で働きたいというのは日本人もフィリピンの今回受け入れる方も同様の考えでありますので、あくまでも今いる日本人が少なくなっている中で、フィリピンの方に町のPR、そして企業のPRして、うちで働きませんかというのがこの特定技能制度の趣旨でありますので、そういった形で募集をかけるというような考えであります。

○12番（東 隆一君） それでしたら、ある程度森ではこういう事業がありますよと、これの資料としては向こうのほうに提示して、それで選んでもらうということですね。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

そのとおりでございまして、あくまでもやはり求人というような形で、いろいろな職種でフィリピンア克兰州の大学にご提示して、行きたいというような職種、そして行きたいという企業があればそこに応募をして面接していくというような流れであります。

○8番（千葉圭一君） これは提案なのですがけれども、こちらから町長とか議長がア克兰州に訪問するということだったのですけれども、それも1つだし、さらにもう一つ、ア克兰州知事を森町に招待して、森町というのをこれだけいい町だということを画面とかではなくて実際に見てもらって、それを自分の州に持ち帰って学生にうんとPRしてもらうという手段はどうかというふうに思うのですけれども、ちょっと検討していただきたいと思います。

○商工労働観光課長（白石秀之君） ありがとうございます。ご提案でございますけれども、我々一度10月に現地に行って現地のほうを視察させていただく際に、お会いしているいろやる場面もあると思います。そういったご提案をいただいている部分も含めて、可能かどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○6番（野口周治君） 最初総括的に聞きますけれども、これに取り組むに当たって町として、事業者ではないですよ、町として想定している課題とリスクは何ですか。

○議長（木村俊広君） 1点でいいですか、取りあえず。

○6番（野口周治君） 取りあえずそれを聞きたい、踏み込んで聞いてもいいですけども、その答えによって全然後の話変わるから。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

想定しているリスクといいますと、やはり転職、あとは失踪、そういった部分についてはリスクとして想定はしてございます。

○6番（野口周治君） 課題も聞いたのです。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 事業の課題。

○6番（野口周治君） 町が抱えるであろう。想定していなければいいのですけれども。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

すみません、課題としましては、受け入れた後にコミュニケーションの場といいですか、そういったことを町として進めていかなければ、先ほど言った失踪であったり、あとは転職といったことで町から、せっかく担い手として来ていただいたのに離れていってしまう。そういった部分を防ぐために、リスク減らすために、やはり交流事業であったり、仲間同士の憩いの場、そういったものをしっかり構築していかなければならないという部分は課題の一つとして考えております。

以上です。

○6番（野口周治君） 要は労働者が欲しいから、こういうことに取り組むことはある意味当たり前だとは思うのです。ただ、こうやって来てくれそうだから、同じところから来てもらって、集団の力が働くようになります、地域の中で。この人たちは、宗教は西洋型だし、言葉も西洋の言葉だから、なじみやすいだろうと考えるけれども、異文化です。フィリピンってもともと人口たくさんあって、海外に出稼ぎをする国の最も早くからたくさんの人を出してきた国です。例えば中東の建設現場行ったら、フィリピン人がいっぱいいて、高学歴の人がいっぱいいます。要はしっかり勉強して論理的に物を考えて、何なら交渉だってできるような人たちが集団でやってきて、いろんなことを始めるわけです。

こういう人たちが日本の森の職場にいらっしゃって、いろんなことを主張します。そうすると、日本人なら言わないようなことでも言います。権利の行使についてきちんとはつきり物を言う。それから、例えばパーティーが好きな人たちであれば夜中に騒ぎます。ごみの出し方がどうしたこうした、買物するときの並び順がどうのこうののような、要はこれ文化ギャップなのです。あいつらが悪くて俺たちが正しいのではなくて、それぞれの国の持っている文化が違うものが入ってくるのです、集団で。そこのすり合わせは彼らに気持ちよくなってもらっただけではなくて、受け入れる側が文化ギャップですよという認識をして、それを受け入れるような、ある意味違うものを受け入れる覚悟がないとできないはずです。そういうことを想定して準備せずに、ただ呼び屋さんのようなことをやったら済むかといったら、決してそんなことはない。これ間違うと地域をゆがめたり壊したりしますよ、このことによって。

そういうことをリアルに想定せずに呼んできたらいいいのでしょう、業者さんの言うとおりに、資料も何かここから出てきたのいっぱいありますけれども、こういうことをやったのでは駄目だと思う。ちゃんとリアルにどんなことがあるのかを踏まえて、そこまで考えておかないと。例えばさっき斉藤議員が質問しましたがけれども、結婚して夫婦で来て子供が生まれたらという質問出たけれども、答えていない。私は、ただ飛ばしただけならいいのだけれども、問題意識にあったら答え出るはずだと思って聞いていたのです。例えばやってきた人たち同士が結婚したいと言いました。個人の自由ですから、認めないなんてあり得ないです。それをあなたたちはまだ就労している期間だから結婚させませんなんて言ったら、これ人権問題です。国際的な基準からいえばそれは許されないことです。そうい

うことが起き始めます。子供が生まれます。子供たちを預かる施設で英語しかふだん話していない日常語、子供を受け入れることになります。こういう人たちがだんだん増えてくると、今度小学校に行きます。次は、小学生に勉強を教えます。そうすると、ふだんのこととは何でも話をできるのに、勉強する言葉って同じ日本語なのだけれども、全然違うのです。例えば日常会話、英語ができる人がアメリカの大学に行って物すごく困るのはそこなのです。学術用語、学術的な概念を英語で取り扱うことができないから、何言っているかわからないということになるのです。会話はできるのですよ。そういうことに対応しようとする小学校でサポートする人が必要になる。これ随分先の課題なのですけれども、そういうリアリティーを持って想定しておかないと、結局都合のいいところを取って、彼らを気持ちよくやってもらうために何かよしよししていればいいのだろうみたいな考えだと間違えると思う。そこは、今からでもちゃんと勉強してしっかり準備して、できたら、中身は違うのですけれども、日系人がたくさん入っている群馬だとか静岡の町に行ってもリアリティーを持って勉強してくるべきだと思う。何が必要かをちゃんと踏まえて考えないと、最初はいいですよ、でも必ず問題が生まれますから、これ。例えば住民から苦情出るのは。そのときに、住民にどう向かうのがいいのかという問題にたちまちなるわけです。おっしゃるとおりです、おっしゃるとおりですって言って、来た人たちが悪いようなことを始めるとむちゃくちゃになってしまうのだから。そういうことを考えなければいけないのではありませんかというのが1つ。

それから、言葉の中で派遣するという言葉が出ましたけれども、まさか町が派遣事業をしようとしているのではないですよ。労働者の派遣、派遣も可能と書いてあったので、派遣での雇用が可能という言葉が8ページの水色の字のところにあったので、農業、漁業については派遣での雇用が可能。まさか町が派遣しようと思っていないでしょうし、この人たちの派遣会社を導入して、その派遣会社が町内の事業者に間接的にワンステップ置いておいて派遣して、要らなくなったら引き取ってのようなことを考えているのではないでしょうねと、それはないのですねというのを確認したいのと、それから例えば農業、漁業、季節差があります、仕事に。これをこういうずっといてほしい人たちにその季節で変動する仕事をどうやってやってもらおうと思っているのですか。これはイメージ、どんなふうに考えているかを聞きたいです。

あと、これは細かいのだけれども、N2なんていう言葉が出てきましたけれども、例えばN4を取るのに何時間の勉強が必要だと書いてあるから、見ればすぐ分かるのですけれども、働きながらN3、N2に届くような勉強ができるように書いてあるのだけれども、無理です。物すごい時間勉強しなければいけないし、それをeラーニングでやるからできますといって、それはできるのかもしれない。そこまでやって定住策をやろうとまでしているのか、そういうシステムがありますという単なる制度紹介をしているのか、今語っているのはどちらですかというのを聞きたい。そこまでお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、1つ目の文化ギャップの部分の点につきましては、今後恐らく問題がやっぱり課題として出てくるものもたくさんあると考えております。ですので、先ほどもちょっと触れましたけれども、やはり文化のギャップを埋めるような取組、施策というのは行政のほうでできる限り先ほどのコミュニケーションの場を設けたり、ルールを教えるような場を設けたり、そういったことの必要性は考えてはおります。ただ、先ほど言っておりました年々出てくる大きな変化に伴う課題というのは、そういった部分も含めて我々も少し調査、勉強した上で課題、問題にならないような取組というのも考えていきたいと考えております。

2点目の派遣の部分でございますけれども、3つ目の農業、漁業の時期的な部分の話と同じになってしまうのですけれども、なぜ農業と漁業が派遣かといいますと、やはり時期的な就労のことがございますので、特定技能制度で農業、漁業で入ってくる場合については派遣というような使われ方で就労で入ってくるというイメージでございます。正社員ではなく、派遣の制度という形で特定技能ということで認められているということでございます。なので、理由としましては、先ほど言ったとおり時期的な部分ということです。

○6番（野口周治君） ごめん、それを説明してくれるのだったら、その時期変動についてどうやって吸収することになっているのかを一緒に説明してくれないと分からないです。だって、仕事のない時期どうするのですかが今の質問の中にあるのだから。派遣だから外せばいいのです。それは、事業上はそうでしょう。でも、そういうリスクをしょうのですかというのが私の質問なのです。仕事がないとき預かりますといったって、この人らは仕事しに来ているわけだから、仕事ないと困りますよね。そのときに大丈夫、ご飯は町が食わせますからというのではないのだろうねと、僕はそういうつもりで実は聞いたのです。そうでないとすれば、では誰がその人たちが通年就労で通年収入がある形にできるのかを説明してくれないと分からない、答えとして。

○商工労働観光課長（白石秀之君） すみません、お答えできる資料が今この派遣の部分についてはちょっとないものですから、お調べしてお伝えするような形でよろしいでしょうか。

○6番（野口周治君） もちろん今なければ、それは調べてくれればいいのです。いずれ議案として出てきたときにはその中身について議論が必要だったらやりますから。

○議長（木村俊広君） 野口委員、その続き何かありますか。

○6番（野口周治君） 失礼しました。要はたくさんの人が、外国の例えばブラジルからたくさんの人が来ている町に一体何が起きているのか、何が起きたのか。同じように、例えば埼玉県川口市、クルドからの難民がたくさんいて、排斥運動が起きている。けれども、実際はやってきた人たちが物すごい文化ギャップがあったから、やっていることが気に入らないという人たちが問題にし始めたのが今ネット上であいつらたたき出せみたいな形になっている。実際は、クルド人がいっぱい犯罪起こしているのではないのですよ。犯罪率も下がっている。でも、そういうことが起きる。議長も行ってこられた群馬県のスバ

ル、富士重工のある町、大泉とか、戸田とか、それから静岡浜松とかに実際に行って町の
人に、当局の人によく話を聞いて、どれぐらいの分厚さで、もちろん人数規模にもよるの
ですよ、歴史にもよるのですよ。でも、どんなことを考えなければいけないのかを把握し
ないと、ただ呼び屋さんの言っていることを横から私たちこれが仕事です、町の産業支え
るために頑張っていますでは済まないことがあるから、それを一緒に勉強して進めないと
駄目ではないでしょうかということを知りたい、最後に。それ抜きに都合のいいところだ
けつまみ食いのようなことだけ認められたからやりますというのは駄目です。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

今おっしゃられるとおり、多くの外国人の方を受け入れている自治体を含めて我々も少
し勉強しながら、実際の声を確実に聞きながら、地域でこういった課題が出ているか、そ
ういったこともしっかり踏まえた上で事業のほうを進めていけるような体制をつくってい
きたいなと思っております。

○13番（松田兼宗君） 今野口議員のかなり心配している言葉が随分出ていましたけれど
も、私もこれ何人いるのか、上限何人とかって決めてあるのですか。そして、言葉として
定住対策みたいな言い方しているけれども、移民の受入れでしょう、結局は。実際問題と
して今砂原地区も入れてフィリピンは4人、それははっきりしているのです、フィリピ
ンの人は。あと、ベトナムとかカンボジア等も入れるとそれぞれの200、300という数実はい
るわけでしょう、技能実習生として。だから、その人たちが実際あるのに、さらにフィリ
ピンのほうから受け入れるということになると、さらにこの説明見ると定住なんかではな
くて完全に移民受入れで、それを今後そういう段階までを最初から頭に入れて考えて取り
組まないと、今野口議員がおっしゃったようにかなりやばいことになりかねない。10年、
15年先もう大変な事態になってくるというか、そういうことになってこざるを得ないのか
なと思っているのだけれども、上限って決めているの、これそもそも今回受入れの部分の。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、上限の部分については、町としては上限は設けてはおりません。ただ、昨日行い
ました事業者説明会で企業様として何名くらい受入れをしたいかというようなニーズの調
査を今行っている最中で、やはりそこで受け入れられる人数という部分と、あと登録支援機
関が1機関でどれくらいの人数を受け入れられるかというところもこれからは調べていかな
ければなりませんので、それを今事務的な手続の中でまず進めていった上で、どれくらい
のニーズがあってどれだけのキャパがあるかというところは調査は必要だと考えておりま
す。

また、野口議員のご質問とも同様となりますけれども、今後発生してくるそういった課
題、10年後、15年後に発生してくるような課題というのは、やはり受け入れている実績の
ある自治体、先ほども申したとおり、しっかりその辺は調査した上で、今後対策を取らな
ければならないものについては当課としても勉強して、そういった対策は講じていきたい
と考えております。

また、もう一点、定住対策というお話でございますけれども、やはりこちらは定住の対策に対する事業ではございませんので、あくまでも今いる担い手不足、そこに担い手を確保するというような趣旨で進めるというような考えでございます。

以上です。すみません。

○13番（松田兼宗君） 今担い手対策って、本当労働力不足だと、それを補うというのは分かるのだけれども、実際問題としては心配している問題が起きてくるわけです。というのは、実際にベトナムの人が前は男女が別々に住んでいたのが付き合い始めると職場の中でそういうような問題、人間関係が悪化するわけです。その中で実際に同棲というか、夫婦のような形で住まわせている。住宅を確保している企業もあるわけです。だから、その中でなってくると、今定住対策ではないって言いながら、最終的にそうならざるを得ない。実際自動車の免許取得して運転して、それこそ群馬のほうに行って免許も取得してきているわけですから、そして車もどういう形で所有しているか分からないけれども、運転して自由に移動してあるいているわけです。だから、そういうような状況になってくるのです、絶対。それでないと、企業としてもスムーズに働く環境が、職場の雰囲気がよくなってくるといって、そういう結果が出ているものだから、そういうふうにしているという部分もあるのです。だから、一定程度上限を設けなければならない部分もあるし、今言っているように、移民、僕そういう言葉は使わないのだけれども、私は移民という考えを受け入れることを考えるということで進めていかないと、何回も言いますけれども、大変なことになりかねないだろうと私思いますけれども、その辺どうなのでしょう。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

上限の部分につきましては、先ほどと同じ答弁となるかもしれませんが、やはりまず企業様のニーズの調査を行って、そして町で受け入れられるキャパの問題、そういった部分をきちんと精査させていただきまして、ある一定の人数という部分を把握の上で受入れ態勢はつくっていききたいなと思っております。

また同様の答弁となるかもしれませんが、先ほどの企業内でのいざこざだとか、そういった部分は今の技能実習生さんで起きているというような実態があるというのはお聞きしております。そこについては、先ほども答えておりますけれども、文化のギャップの違いであったり、仲間意識の問題であったり、そういった部分のトラブルでそういった事件、事件ってあれですけれども、そういったことが起きているという部分も十分想定していきながら、そういった対策もできるコミュニケーションの場であったり、そういった町としてできる支援、そういったものも考えていきたいなと考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 最後に1点、この説明資料によるとスケジュール的なことを書いているのだけれども、年明けの1月頃フィリピンに行くということなのでしょう、これ。そして、そのための旅費が208万取っているのだけれども、どういう形で提携するのか、それと台湾の町、何でしたっけ。

(「彰化市」の声あり)

○13番(松田兼宗君) 彰化市と同じで、どういう町かも、フィリピンのどこの島にある町かも分からないのですよ、ちょっと調べなかったから、事前に。だから、そういうような状態で、結局そういう協定を結ぶということは町として結ぶわけですから、これを今回補正で出てくるのを議会を通すということはこの事業そのものを認めるということになってしまうわけです。だから、資料としてはもう少し、相手のほうの国の町なりのところ、全然分からない状態になっているので、そういう資料も含めて提示してもらわないと賛成しかねる部分が出てくるわけです。本当にこれ進めていって、心配のほうがかい。将来的に禍根を残すことになってしまいかねないので、再度その辺のこのスケジュールも含めて、予算がこれで足りるかどうかもちっと分からないけれども、その辺いかがなのか。

○商工労働観光課長(白石秀之君) お答えいたします。

今回の9月議会に上程予定としている旅費部分につきましては、まず連携協定の前に我々のほうでも現地の視察はさせていただきたいと思っております。どのような形の連携協定式とかになるのかというのは、浜松市さんの例もございますので、そういった部分も確認しながら進めていきたいなと思っております。また、現地の学校であったり、州であったり、そういったところにも訪問させていただきながら現地の確認は進めた上で、1月くらいを予定としまして締結式を執り行っていきたいと考えております。

それと、もう一点でございますけれども、ア克兰州の紹介するような形の部分につきましては、どういった形でのご提示できるかをうちでも検討しまして、お分かりできるような資料は用意していきたいと考えております。

以上です。

○議長(木村俊広君) ほかにございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) ないということなので、以上で森町担い手確保支援事業についてを終わります。

説明員交代のため4時まで暫時休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時57分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、保健福祉課関係の議題に入ります。

地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森の事業休止及び短期入所生活介護事業所シャリテの森の運営形態変更についてを議題とします。

萩野参事、説明求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森の事業休止及び短期入所生活介護事業所シャリテの森の運営形態変更についてご説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。これまでの経緯についてご説明いたします。平成28年6月30日に社会福祉法人さわら福社会より、特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所の施設整備に関する要請書が森町と森町議会へ提出されております。その後建設等を経て、平成30年4月1日に①、地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森及び②、短期入所生活介護事業所シャリテの森を開設しております。令和6年7月30日に地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森の事業休止届出書が森町に提出されております。令和6年10月予定となりますが、短期入所生活介護事業所シャリテの森の運営形態の変更の届出書を渡島総合振興局へ提出する予定となっております。

休止する施設については、①の地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森で、休止予定期間は令和6年11月1日から令和7年10月31日までとなっております。

休止する理由につきましては、職員の退職による補充人員が確保できないためでございます。

次に、運営形態を変更する施設については、②の短期入所生活介護事業所シャリテの森で、変更日は令和6年10月1日の予定となっております。

運営形態を変更する理由につきましては、本体施設である①の地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森の事業休止に伴い、本体施設において短期入所生活介護を行わず、今後併設している特別養護老人ホームシャリテさわらの利用者の空きベッドを利用して短期入所生活介護を利用する可能性があるためでございます。

2 ページ目をお開き願います。当該施設における現サービスまたは支援を受けている者に対する措置についてご説明いたします。①の地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森の利用者については、併設している特別養護老人ホームシャリテさわらへ転居する予定で、在籍者11名のご家族より転居への同意確認済みでございます。

②、短期入所生活介護事業所シャリテの森の利用者につきましては、居宅介護事業所へ早期に連絡し、利用者の調整を依頼しているところでございます。

これまで社会福祉法人さわら福社会が本体施設である特別養護老人ホームシャリテさわらと地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森を運営しておりますが、介護職員の人材不足や近年の物価高騰、さらには新型コロナの影響で経営は厳しさを増しており、町に対して財政支援をしていただきたい旨の要望を受けております。

次に、3 ページ目をお開き願います。施設平面図を添付しております。今回説明させていただきました休止する施設は右側の赤線で囲まれた施設、地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森で、この施設に併設している短期入所生活介護事業所シャリテの森におけるショートステイのサービスを左側の青線で囲まれた特別養護老人ホームシャリテさわらで運営することから、運営形態の変更をするものでございます。

説明は以上となります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○8番（千葉圭一君） 私のほうから1つご質問させていただきます。

社会福祉法人さわら福祉会からの要望ということで2ページに載っておりますけれども、最後の文章に町に対して財政支援をしていただきたい旨の要望を受けておりますというふうに書いてありますけれども、保健福祉課としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

要望があったということで、町としましてはこれは少し前向きに検討をしているところでございます。それで、社会福祉法人ですので、そこに支出する妥当性ですとか、あと金額の面、あとは支給方法等々、いろいろこれから担当課のほうとシャリテのほうで詰めていきまして、時期としましては12月の議会でそれを予算計上を目指しております、もちろんその前には全員協議会等々を開催させていただいて議員の皆様のご意見等も伺いながら、これについて丁寧に進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、今回の今の副町長の説明だと財政支援を行うことを前向きに考えているという言い方しているのだけれども、以前に森の里の病院の問題のときありましたよね、そのときもそういう要望があったのだけれども、財政支援とか一切やらなかったのです。今回は前向きに考えるという、その理由をまず教えていただきたいというのと、そしてシャリテさわら自体の情報公開の問題なのだけれども、私が見ているのは令和3年の4月1日現在の現況報告書というのがホームページに公表されています。その中で監査委員が監査状況を書いているわけです。もうこの時点から危機的状況なのだという話で指摘されていて、いろんな改善をいろいろ指摘されてきているわけです。だけれども、結局今の状態になったということはどういうことだったのか。

さらに、当初地域密着型の増床というか、やる前に6億円の町から補助金出していますよね。そのときに、私も覚えているのだけれども、もう10年も前の話なのだけれども、職員が確保できるのですかということを言った。そしたら、当時の担当の課長が確保できるという答弁をしているわけです。にもかかわらず、ずっとそれ以降職員の確保をできないまままで現在に至っていたから、こういう問題になったのですと私は理解している。だから、シャリテの森自体の努力がいかに足りなかったかというか、そして流れ的にいうと合併前の砂原町においてシャリテさわらができているわけですよね、そのときからの流れがあって旧砂原町からの補助金が入っているわけです。だから、その流れの中で地域密着型の部分の補助金も6億も出したという流れがあるのだと私理解している。だから、そこからすると当然ここが出すというのは分かるのだけれども、最初に言ったように森の里に出さなかったのですよ。それとの整合性が全然取れないではないですか、行政としての対応の仕方が。その辺どう考えているのか、まずお聞きします。

○副町長（長瀬賢一君） 森の里との比較ということでございますけれども、森の里病院

がまず社会福祉法人であるのかどうなのかというところが1点、その違いがまず1点でございます。

あと、またシャリテさわらにつきましては、これ旧砂原町時代からの設立の経緯等々がございますので、そういったことも考慮しながら、その点については今現段階では前向きに検討しているということでございます。また、その補助金を出すことについての妥当性については、しっかりとまた改めて議員の皆様にご説明する機会がございますので、そのときまで整理させていただきたいと思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 10年も前に遡るわけですがけれども、当時の議事録、議会の中でも当時の黒田議員がシャリテさわらについての話を質問をしているわけです。その翌年に地域密着型の部分を出してやっているわけです。当時から指摘されていたのですが、旧森町でも当然さくらの園があるわけです。だから、そういう町で直接やっている施設ではあるけれども、その辺との絡みでなぜシャリテに出すのだという話が、よくそのときから話が出ているわけです。そんな中で今、当時はまだ待機者というのがかなりいた時期でありますけれども、今はかなり減っているわけですね。将来的に考えると、10年後考えた場合にその待機者自体も減ってくるし、もちろん入所施設が必要でなくなってくるのではないのかなと私思うわけです。さらに、さくらの園においてはもう古くなって建て替えの問題まで話は出ているのだけれども、そういうことも含めた場合にいつまでこのシャリテさわらを存続させていくのですかという話までなってくる。だから、これを機会に整理も含めて清算も含めて考える必要があるのかなと私思うのですけれども、その辺将来的な部分で今の現状、介護保険料が北海道の2番目に高いわけですから、森の場合は。それだけ施設があるからなのですよという説明をしているわけです。とすれば、それも含めた形で施設の数が必要なくなってくる可能性があるわけです。そこまで調べているのかどうかも含めてちょっと、いかがかお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどちょっと副町長も答弁させていただきましたとおり、今いただいたご質問も含めて、次回また新たにご説明するときにお話ししなければならないこと、そして様々な点を整理して、そのときにまた、ご議論いただくことも当然そうですけれども、お願いする感じになるのかなって捉えています。本日につきましてはその程度にとどめておいていただいて、まずはご理解いただければと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今の町長の話だと、いずれ詳しく精査した形でのいろんな資料も含めて出してくるということなのですか。

さらに、私が要求したというのはシャリテさわらに対してなのですが、3年、4年での決算の分しか出していないのですよ、ホームページ上では。出ているはずですね、5年度の。6年度はまだだけれども、4年度、5年度というの出ていない。だから、それも含

めて、監査が書いているようにそれがどうなったかというのは分からないわけですよ、流れが。含めてそれを公表していただきたいということを要望したいと思います。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

その辺のところも次回またお集まりしていただく機会を設けていただきますけれども、5年度の決算ももう既に出ております。その辺の資料も交えながらしっかりと丁寧にご説明をした上で議員の皆様のご意見を伺いたいというふうに考えておりますので、今日のところはまずこういった状況であるというところで押さえていただければというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○1番（伊藤 昇君） 先ほど副町長、12月に考えているのだという話だったので、説明してくれるのはいいのですが、長くなっていけばもうすぐに補正予算という話になってくると思うので、もっと早めに、出してくれるのであれば早めにそういういろいろな資料を提出していただければと思うのですが、いつ頃考えていますか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

12月の上旬に12月会議がございます。それで、当然その前ということになりますけれども、一応考えていたのは11月頃を目指していたのですが、可能な限りそれを早めに提示するようには努めたいと思いますけれども、こちらのほうもやはり様々な検討をこれからしていかなければならない、積算もしていかなければならない、準備もあるということをご理解をいただきたいと思います。可能な限り早い段階で12月会議の前に議員の皆様にはご提示をしたいと考えてございます。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） いろいろそうやって資料だとかいろんなことを考えてくれているのですが、町は町のほうで財政支援をしなければいけないという話なのですが、この施設のほうからの計画です。幾らというか、そういう支援をいただいたらどういう計画で正常な運営ができていくのか、そういう計画みたいのもも頂けるものなのでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

まだこれからシャリテさんのほうと町の担当のほうと詳細詰めていきますので、議会の中でそういった要望といいますか、ご指摘があったということをお伝えしながら、しっかりとその辺頂けるような方法でそれを訴えていくというか、話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 議会のほうからではなくて、町でそういうことを、財政支援をしたいという話なので、町として求めるべきものなのではないかなと私は思うのです。だから、議会の議員がしゃべったからとか、全員協議会に出てきたからというのではなくて町の姿勢がどうなのかという話に私はなると思うのですが、いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） 申し訳ございません、そのとおりでございます。町としてしっ

かりそういうものを頂いた上で、その資料を基に判断していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） ちょっと違うのですけれども、今事業が休止する。そして形態が変更になって、困る人はいないということによろしいですか。形態が変わっても、今現在11名はそのまま移られたみたいなののですけれども、そこが閉鎖されても大丈夫という、そして令和7年の11月から再開ってなっていますけれども、そのめどというのがどういう形でついてそこから再開ができるのかというところも、この次でもいいのですけれども、きちんと説明してもらわないとならないなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、困った方がいないかということなのですが、一応ここにも記載しているとおり11名、今現在では10名なのですが、その方たちは全てシャリテさわらのほうに転居することでお伺いしています。また、ショートステイのほうにつきましても居宅さんのほうにお願いして、こちらもちっと人数変動かかったのですけれども、10名で、こちらの方につきましても2名以外はもう全て調整済みで、あとの2名は今調整中ということでお伺いしています。

それと、再開の時期ですが、これちょっと事務的な話なのですが、北海道のほうに確認しましたら一応休止をする場合には1年間の期間で設けてくださいということで指導を受けていますので、例えばこれが令和10年とか11年とかって長引いたとしても基本的には1年ごとに更新をかけるというような形で指導は受けています。なので、来年度実際にどういう形になるのかシャリテさんのほうに確認して、更新手続が必要かどうかということも踏まえて対応していきたいと思っています。

以上です。

○7番（斉藤優香君） それで、今シャリテさわらさんのほうに皆さん移られたというのですけれども、シャリテさわらさんのほうの定員というか、そういう面では問題はないのか、何人の定員で何人今入所されて、それはちゃんと回ることができるのかというところをお願いします。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今現在シャリテさわらさんのほうの入所者は44名なのですが、入院している方が3名いまして、実際41名です。シャリテ森のほうで今11名の方、1名ちょっと減になって10名なのですが、うち2名が入院中ですので、8名となります。それを合計すると49名ということで、シャリテさわらの定員50名に対して全て入るという形になっております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） そうすると、退院された方というのはの行き先というのは、もうこれ定員ぎりぎりなので、今3名ぐらいですか、入院されている方たちというのはこの先考えていくという形になりますか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今伺っているのは、結構入院して期間が長くなりそうだという方だということでお伺いしています。ただ、もしその方が戻るということであれば、シャリテ側のほうで調整かけて対応するということでお伺いしています。

以上です。

○2番（河野文彦君） まず、私さつき副町長が今は取りあえずこの程度にしてという、早くこの場を幕引こうとしていることがまず理解できない。では何のため今全員協議会上げてきたのって、物すごく理解できない、そういう発言が。

それで、このシャリテに関しては、先ほど松田議員からあったように、当時町で多額の補助を出して、その後その施設の稼働状況というか、利用率というか、そういうものの低さだとか、人が集まらないという理由だったらしいのですけれども、職員が集まらないという理由で施設も有効に活用できていないという話も物すごく聞こえてくるし、ましてや働いている方々の定着率が物すごく低いらしいのです。実際に辞めましたという方からもいろんな話聞いています、とってもここでは言えないような話も。なので、10年前に町で支援したときの出されてきた計画もずさんだったろうし、そのときのいろんなものが積み重なってしまったという部分もあるのでしょうかけれども、その後の人が定着しないだとか、そういう話を聞いているといろんなものがずさんに見える。聞こえてくるのですよ。

そういった中で、また要請があったから支援をする。12月といったらもうすぐ先です。ましてやそれを町で支援するのだったら、その事業計画的なものをやっぱり出していただいて、私たちそれじっくり審査というか、見て検討して判断しなければならないと思うのです。それをまた12月会議の1週間か2週間前に全協やって、もう説明しましたなんてやられたら、とってもたまったものではないです。ですから、その辺もうちょっと、支援するという形で上程してくるのであれば、全協の開催するタイミングだとか、ましてやそのときの資料、本当事業計画ですよ、これ。大変です。お金出してください。分かりましたでは済まないと思うのです。それで、また結局ちょっと時間たったらやっぱりもうちょっと出してください。そんなもの繰り返していたら町民の理解なんてとっても得られないと思うので、その辺をしっかりと、次もう一度全員協議会は開いてくれるということなので、そこで十分私たちも判断できるだけの資料等々も出てくると思うので、その辺はぜひぜひお願いしたい。

そもそも財政支援って、ここに財政支援を町にお願いしたって書いているから聞くのですけれども、金融機関には金策しているのですか。町に金頼むほうが楽だから来たなんてことはあり得ないと思うので、その辺の事実関係聞かないととっても判断できないと思うので、ぜひその辺はスピーディーに進めてほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

今の段階でシャリテさんのほうからそういう財政支援をしてくださいという要望を受け

ただけでありまして、町のほうでそれは前向きに何とかしてあげたいという思いはあるのですけれども、具体的にそれをまだ詰めている段階ではないのです。ですので、今この場でご説明する資料を何も持ち合わせてございませんので、次の機会のときにきちんとしたそういうしっかりとした財政状況の資料ですとか、計画なりを提示しながらご説明する機会を設けていただきたいということで最初の答弁をさせていただきましたので、その辺はご理解していただきたいと思います。短期間の間に、開催が遅れて短期間の中でそういう判断しなければならないというようことなるべく起こらないように少しスピード感も持って議員の皆様にご説明する機会、少し前倒ししながらその辺は考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（河野文彦君） 今の副町長のお話ですとあくまでも財政支援をしていただきたいという話だけをいただいたというお話だったのだけれども、一番最初はまだ12月に出すことを考えているというお話ししたではないですか、つい5分前に。全然違うよ、話がそれだと。今財政支援をしていただきたいというお話をいただいただけで、もう12月には出す方向ですってさっき答えたのだよ。では、これから、お話をいただいたただけだから、まだ資料も何も頂いていないのですよね。では、それを見て、とつてもできないといってお話なくなることも十分可能性としてあるということによろしいですか。

○副町長（長瀬賢一君） まず、お話をいただいたというところは、まだそこまで、お話をいただいているというところまでして、目標として12月をめどに議会のほうに予算を計上させていただきたいということでございます。そのところで何とか出すような方向で前向きに考えていますけれども、その辺の資料はまだ整ってませんので、そこが整い次第皆様のご判断を仰ぎたいというふうに考えてございます。

以上です。

○6番（野口周治君） そういう話であるならば、先ほどの12月にはというのは勇み足発言である。というのは、根拠がないから。なぜこうなっているのか。バランスシートはどうなっているのか。それが縮小均衡のシナリオですから、基本、縮小均衡って普通コスト取り戻せなくなるので、死ぬのを遅くしていくのです、企業の場合。そうでないのであれば縮小ではないということを明確に言えるのかになるし、そういう事業ビジョンとそこに伴う試算が必要だと思います。それなしに議論できるはずがないのだろうと考えます。それが出てきてから、さてどうしようかと考えて、ではこれはいつ頃相談しようかというふうに進むのであろうと考えるのですが、どうかというのが1つ。

それから2つ目に、皆さん遠回しにおっしゃっていますけれども、固有のただの金の出入り問題以外の働き手不足についてはいろんな話があると聞いています。その問題を表に出してやる話にはならないのかもしれないけれども、少なくともそこをきちんとせずには何とかありますということを言われても、それは何とかしたいですと言い張っているのと同じではないかと思うのです。そのことについて本当に責任が持てる話としてできるのかというのが心配なのだけれども、そこはどうですか。さっき民間の金融機関という話もあり

ましたけれども、民間が融資できるような話であるなら町もそれはやったらいいでしょう。だけれども、民間ができないのであれば、なぜできない状態なのかということになるはず。もちろん町全体としてはこういう施設が必要だし、今後こういうこと必要になることは分かる。分かるけれども、だからといってずるずるとやることにはならない話だと思うので、そこはきちんと整理をして出していただきたいし、議論をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

12月をめどにという発言を私確かにしたので、それがちょっと勇み足だというご指摘については、あくまでもそれはめどとして町の考えとしてこのぐらいの時期に出すのであれば出したいという考えでございまして、そのプロセスの中でしっかりと審議をいただけるような資料というものは用意して議員の皆様にご判断をいただきたいというふうに考えてございますので、その点をご理解を願いたいというふうに思っております。

○6番（野口周治君） 要は人手不足問題、聞こえてくる話ではパワハラだ、何だかんだという話もある、それが本当かどうか私は分からないけれども、いずれにしてもこういうふうに人手が足りないのはここだけですか。ほかにも足りないのだとします。では、ここでの問題の出方はほかと比べて普通なのか、何か違いがあるのかというのを見るだけでも意味はあるのではないかと思います。それはなぜかという、いろんな雇用の問題あるし、説明はできるけれども、そういうことを踏まえて対策を打たないといけないのではないかと思います。事その人の問題ですけれども、どんなものでしょうね。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

先ほど副町長のほうからある程度の資料を提示するというお話ありましたが、今の野口議員のお話にあった人手不足、人の問題、こちらの部分に関しても当然町のほうとしても聞き取り等も行って、どのような状況になっているのか、そしてほかの事業所についても当然同じような問題がございまして、そこでの相違点がどういうふうにあるのか、その辺をはっきりして資料を提出する際に説明したいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上で地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森の事業休止及び短期入所生活介護事業所シャリテの森の運営形態変更についてを終わります。

レジュメにはございませんけれども、続きましてその他ということで子育て支援課からちょっと申出がありまして、児童手当の抜本的拡充を議題とした話でございます。

それでは、子育て支援課お願いします。

まずは、資料配付願います。

それでは、児童手当の抜本的拡充を議題とします。

資料説明を子育て支援課野崎課長よりお願いいたします。

○子育て支援課長（野崎博之君） すみません、急遽お時間をいただいて申し訳ございません。その他の部分として、子育て支援課より児童手当の抜本的拡充について資料を基にご説明をさせていただきます。

こども未来戦略に基づく児童手当の抜本的拡充が実施されることとなり、児童手当法の改正を含む法律が令和6年10月から施行されます。

今回の主な制度改正の概要ですが、1点目ですが、支給対象児童の年齢を中学生までから高校生年代までに延長となります。2点目です。所得制限の撤廃。3点目として、第3子以降の手当額を月1万5,000円から月3万円へ増額。4点目として、第3子以降の算定に含める対象年齢を18歳到達後の最初の年度末までから22歳到達後の最初の年度末までに延長されます。5点目として、支給回数を年3回から隔月、偶数月の年6回に変更となります。

これに伴いまして、特定財源につきましては事務費及び扶助費の増額に伴う補助金及び負担金を見込んでおります。

この間新聞、マスコミ等で情報配信がされる中、町民の皆様からの問合せも増加してきていたことから、広報8月号、ホームページにおいて制度改正の概要について確定している部分の情報提供を行ってきております。今回の拡充に伴う関連経費につきましては、森町議会9月会議において事務経費や扶助費について補正予算を上程させていただき準備を進めてきております。本来であれば予算議決後に申請に関する周知や事務を開始すべきところでございますが、今回の拡充につきましては認定申請漏れを防ぐため、令和7年3月31日までの申請猶予期間が設けられております。町民の皆さんの関心も高く、受給に関する不安を少しでも解消するため、9月からの申請受付や周知を開始してまいりたいと考えております。このことから、議員の皆様におかれましては、予算議決前でございますが、申請に係る9月広報及びホームページへの掲載、また公募等の情報を基に、申請が必要となる受給者に対する通知作業、これらの事前着手についてご了承願いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について皆様から質疑を受けたいと思います。いかがですか、よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なしということで、以上で町側の議題を全て終わります。

説明員の方は、退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

次に、議会側の議題に入ります。

1、令和7年度に向けた政策提言書についてを議題とします。

小田桐事務局長より説明求めます。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、令和7年度に向けた政策提言書についてでございます。この提言書につきましては、昨年度もいろいろお話があったところござい

ます。その中で一番大きかったのが提出時期でございました。やはり新年度予算、令和7年度予算に向けて議会として提言する内容、これを反映させていくためにはもっと早い時期での動きが必要というお話が出されたところでございまして、それを基に、まだ各常任委員長とは詰め切れていない部分もございしますが、今日の朝ちょっと概略をお話をして、このように進めてはどうかということで私今お話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、各常任委員長から各委員へ政策提言についての有無について照会をかけさせていただきます。そして、各委員につきましてはそれを各委員長宛てに提出をいただくと。それが提出があった後に委員長がそれを受けて各委員会、それを開くその形態は別にしまして、各委員会で上がってきた提言についてもんでいただいて整理をいただく、そういうふうな形を取らせていただきたいと思います。それを受けて、それぞれの常任委員会でこういうものが上がってきましたと、これをまた全体の中で、全員協議会という形になるのかどうかはまた別ですけれども、全体の中で協議をしていって当局に上げていくものを決定をしていく。もちろんそのときは議長名で町長宛てに提出することになりますが、流利的にはこのような形で進めていきたいというふうに考えるところでございます。

そして、議会としてのこの提言書を提出するに当たり、時期的なものです。町の新年度の予算査定にももちろん間に合う形で、それを取り入れる、取り入れない、反映させる、させないというのはありますけれども、いつまで可能かということで総務課とちょっと私話をさせていただきました。今年町長選挙もあるのでございますが、10月末、できれば中旬までというふうに提出をいただければという話をいただいております。それを逆算して、各常任委員長とお話をしながら、各委員から上げてもらう時期、委員会としてそれをもんでいく時期、全員協議会という形になるかどうか、全体でもむ時期を設定をさせていただいて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。後ろの部分は10月末ということ、できればもうちょっと早くということで手続、段取りをしながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 従来ですと時も盛りも過ぎてしまって、全く政策に乗っかるとか、予算反映されるとか、そういう状況にはならなかったのですが、できるだけ早くそういうものを煮詰めて、文書で一応上げるのですけれども、それをまた答えもらうという形になるとやっぱり遅くなって勝負にならないので、当局と今日みたいな形でその辺を直接話ししてもんでいって、実際にそういう制度設計等々に反映できればいいのかなというふうに考えておりますので、各委員会の皆様しっかりとその辺理解の上、まとめていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

ほかに皆様から何かございますか。

○議会事務局長（小田桐克幸君） すみません、その他ということでお話というか、ご連絡も含めてお話しさせていただきたいというふうに思います。まず、今日朝机の上に議会

運営委員会のご案内と9月会議のご案内が上がっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、これは明日以降速やかに発送いたしますが、8月30日の金曜日でございます。午前10時から複合施設整備、これの特別委員会を開催したいというふうに考えております。8月30日金曜日の10時。続きまして、同じ日です。これのお昼、午後1時30分から議会改革の調査特別委員会、日程的に1日になるかもしけれども、これを開催するという旨の通知を速やかに発送したいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

事務局からは以上です。

○議長（木村俊広君） 今説明ありましたとおり、お盆も大変忙しかったと思うのですが、引き続き9月議会も挟んでそういったものもやっていかなければならないということで、大変ハードになってしまうのですが、頑張ってもらいたいと思います。

そういうことで、皆さんのほうからほかに何もございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了します。

お昼遅くなって申し訳ございませんでした。

閉会 午後 4時42分